

令和2年太宰府市議会第3回（7月）臨時会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
7月14日(火)	午 後 1 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論 ・採決

令和2年太宰府市議会第3回（9月）定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
8月27日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・提案理由説明・質疑
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議会連絡会	全員協議会室	
	議会連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	全日程終了後	決算審査	議員控室	
8月28日(金)	午 前 1 0 時	決算審査	議員控室	
	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
	午 後 1 時			議員決算審査資料要求締切
8月29日(土)				
8月30日(日)				
8月31日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	新型コロナウイルス対策議会連絡協議会	全員協議会室	
	協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	協議会終了後	議会運営委員会	第二委員会室	
9月1日(火)				
9月2日(水)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
9月3日(木)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
9月4日(金)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
9月5日(土)				
9月6日(日)				
9月7日(月)				
9月8日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	午 前 1 0 時			(決算審査資料配付)
9月9日(水)	午前9時30分	議会運営委員会	第二委員会室	
	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
9月10日(木)				
9月11日(金)	午 前 1 0 時	決算審査	議員控室	
9月12日(土)				
9月13日(日)				
9月14日(月)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月15日(火)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月16日(水)				
9月17日(木)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
9月18日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議会連絡会	全員協議会室	
	議会連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	

令和2年第3回（7月）臨時会目次

◎ 第1日（7月14日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	1
3. 欠 席 議 員	1
4. 会議録署名議員	1
5. 出 席 説 明 員	1
6. 出席事務局職員	1
開 会	3
閉 会	11

令和2年第3回（9月）定例会目次

◎ 第1日（8月27日開会）

1. 議 事 日 程	13
2. 出 席 議 員	14
3. 欠 席 議 員	14
4. 会議録署名議員	14
5. 出 席 説 明 員	14
6. 出席事務局職員	14
開 会	15
散 会	29

◎ 第2日（8月31日再開）

1. 議 事 日 程	31
2. 出 席 議 員	31
3. 欠 席 議 員	31
4. 出 席 説 明 員	31
5. 出席事務局職員	32
再 開	33
散 会	36

◎ 第3日（9月8日再開）

1. 議 事 日 程	37
------------	----

2. 出席議員	39
3. 欠席議員	39
4. 出席説明員	39
5. 出席事務局職員	40
再開	41
散会	109

◎ 第4日（9月9日再開）

1. 議事日程	111
2. 出席議員	111
3. 欠席議員	112
4. 出席説明員	112
5. 出席事務局職員	112
再開	113
散会	135

◎ 第5日（9月18日再開）

1. 議事日程	137
2. 出席議員	138
3. 欠席議員	138
4. 出席説明員	138
5. 出席事務局職員	138
再開	139
閉会	170

◎ 審議結果

1. 審議結果	173
2. 諸般の報告	177

1 議 事 日 程

〔令和2年太宰府市議会第3回（7月）臨時会〕

令和2年7月14日

午後1時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第42号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
日程第4 議案第43号 令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第5 議案第44号 令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 柳 原 莊一郎 議員 | 2番 宮 原 伸 一 議員 |
| 3番 船 越 隆 之 議員 | 4番 徳 永 洋 介 議員 |
| 5番 笠 利 毅 議員 | 6番 堺 剛 議員 |
| 7番 入 江 寿 議員 | 8番 木 村 彰 人 議員 |
| 9番 小 畠 真由美 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 11番 原 田 久美子 議員 | 12番 神 武 綾 議員 |
| 13番 長谷川 公 成 議員 | 14番 藤 井 雅 之 議員 |
| 15番 門 田 直 樹 議員 | 16番 橋 本 健 議員 |
| 17番 村 山 弘 行 議員 | 18番 陶 山 良 尚 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

- | | |
|----------------|--------------|
| 11番 原 田 久美子 議員 | 12番 神 武 綾 議員 |
|----------------|--------------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

- | | |
|----------------------------|--|
| 市 長 楠 田 大 蔵 | 副 市 長 清 水 圭 輔 |
| 教 育 長 樋 田 京 子 | 総 務 部 長 山 浦 剛 志 |
| 総 務 部 理 事 五 味 俊太郎 | 市民生活部長 濱 本 泰 裕 |
| 都市整備部長 高 原 清 | 公営企業担当部長
兼上下水道課長 百 田 繁 俊 |
| 観光経済部長
兼国際・交流課長 吉 開 恭 一 | 観光経済部理事
(V字回復担当) 東 谷 正 文 |
| 健康福祉部長 友 田 浩 | 健康福祉部理事
兼高齢者支援課長
兼包括支援センター所長 田 中 縁 |
| 教 育 部 長 菊 武 良 一 | 教 育 部 理 事 堀 浩 二 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

- | | |
|----------------|-----------------|
| 議会事務局長 阿 部 宏 亮 | 議 事 課 長 花 田 善 祐 |
|----------------|-----------------|

書 記 齊 藤 正 弘
書 記 平 田 良 富

書 記 岡 本 和 大

開会 午後1時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、令和2年太宰府市議会第3回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

11番、原田久美子議員

12番、神武 綾議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（陶山良尚議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間になりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3から日程第5まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第3、議案第42号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」から日程第5、議案第44号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、こんにちは。

本日、令和2年太宰府市議会第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。新型コロナウイルスの影響が今なお続く中、可能な限り迅速かつ効果的に対応するため、3月議会以降毎月の招集となっておりますが、ご理解、ご協力賜りまして誠にありがとうございます。

改めまして、議員各位、市民の皆様におかれましては、これまで長きにわたり本市新型コロナウイルス対策に多大なるご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。おかげさまで本市の感染者は今なお3名にとどまっておりますが、筑紫管内でもここ数日新たな感染者が判明し、県内や全国的にも増加傾向といえ、今なお予断を許しません。今後も新しい生活様式を取り入れるなどの対策をおとりいただきながら、市といたしましても効果的な安心創出策や生活支援、経済対策などを断行してまいりたいと考えております。

さて、本市の観光客数は4月、5月とも96%減と壊滅的な数字でありました。先月、全国的に県をまたぐ移動の制限は解除されましたが、まだまだ戻り切れていない状況であります。そうした事態を受け、先日太宰府天満宮、観光協会、商工会、国立博物館、そして本市で構成する太宰府ブランド創造協議会の代表者が一堂に会し、今後の緊密な連携を確認いたしました。その際、ウイズコロナ、アフターコロナの太宰府観光、経済のV字回復に向けた共通の方向性について議論を行い、プレミアム商品券についても強い要望が出されたところであります。また、事業者にとどまらない老若男女あらゆる市民の方々への生活支援の要望もかねがねいただいております。8月猛暑期における上下水道基本料金の全世帯減免も講じたところであります。

さらには、これまでの累次の対策でも行き届いていない方々への対応として、届け出保育園への支援を今回新たにBeautiful Harmony事業の一環として提案をいたしております。そのほかにつきましても、国、県や他自治体、民間企業などと引き続き緊密な連携や役割分担を行い、今後も可能な限り機動的、効果的な対策の実行に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス対策以外の諸施策も着実に実行に移しております。まず、私のかねてよりの肝いりの公約の一つでありました念願の民間企業との人事交流であります。7月1日から、九州電力株式会社の東谷正文さんを本市の観光経済部理事として受け入れ、本市からは佐々木博基主任主事を先方に送り出しました。2年間の予定であります。国、県や一流企業と双方向で交流を行うことで、受け入れた人材の本市での活躍はもちろん、出向した職員が戻った後に末永く本市のために頑張ってくれると確信をしております。

また、同時に、就職氷河期世代向けに採用を行った6名が難関を越え新たに入庁いたしました。さまざまな社会経験や世代ならではの挫折も味わったたくましい人材ぞろいだと考えております。これにより、私を初め、副市長、教育長、2人の理事、そして就職氷河期世代採用の職員と10名を超える外部出身の人材が本市の職員に仲間入りすることとなりました。生え抜きと外部出身の人材が力を合わせ、よい伝統は受け継ぎ、変革すべき体質は改めることで、より市民のための、そして時代にマッチした市役所へと進化できると確信をしております。

また、長く停滞する梅雨前線による大雨の対応にも日夜職員挙げて最善を尽くしております。

す。現時点で目立った被害はございませんが、引き続き警戒を強めてまいります。これまで、災害警戒本部や対策本部会議を随時開催し、迅速かつ的確な情報収集や危険地域における効果的な避難所の開設と避難誘導などに努めてまいりました。まだまだ予断を許さない、豪雨災害対応と新型コロナウイルス対策をあわせて行うという初めての経験ではありますが、持てる力を出し尽くしてまいります。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、補正予算3件の議案のご審議をお願い申し上げますのであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号から議案第44号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第42号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ3億8,168万9,000円増額し、予算総額を337億2,233万6,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルスの影響で落ち込んでいる市民の皆様の消費喚起と傷ついた地域経済のV字回復のために実施するプレミアム付き地域商品券事業に要する費用、市民の皆様お一人お一人の生活の下支えのため、1カ月分の水道基本料金、下水道基本使用料を減免するための費用、本市の保育行政の一翼を担う届け出保育施設に対して対策を講じるための経費を補助する費用を計上させていただいております。そのほかには、国の全額補助を受けて実施しますひとり親世帯臨時特別給付金に要する費用、小・中学校の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるための物品等の購入や支援員などを配置するための費用、放課後児童健全育成事業等及び保育所等に対して対策を講じるための経費を補助する費用などを計上させていただいております。

次に、議案第43号「令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入で49万5,000円増額し、総額14億2,094万8,000円とし、収益的支出で同額の49万5,000円増額し、総額12億8,542万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルスの影響に苦しむ市民の皆様お一人お一人への生活支援として、8月請求分の水道料金の基本料金に関して減免を行うことに伴い、水道料金を2,651万円減額し、システム改修のため料金調定システム電子計算機等改修委託料を49万5,000円増額し、これらの増減を合わせて一般会計から2,700万5,000円補助を受けるものであります。

次に、議案第44号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入で営業収益を2,570万7,000円減額し、営業外収益を同額の2,570万7,000円増額するものであります。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルスの影響に苦しむ市民の皆様お一人お一人への生活支援として、8月請求分の下水道使用料の基本使用料に関して減免を行うことに伴い、下水道使用料を2,570万7,000円減額し、同額を一般会計から補助を受けるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時14分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議案第42号から議案第44号までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑を行います。

議案第42号について通告がっておりますので、これを許可します。

5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 議案第42号「太宰府市補正予算（第5号）について」伺います。

プレミアム付き商品券発行の補助事業についてですが、本市の事業が比較的に高率で高額、巨額なものであることから、3点、3段階にわたって伺います。

1つ、事業規模を拡大することによる効果の試算を行っているか。

2つ、試算を行ったのであれば、どのような指標にいつごろ、どれぐらいの効果を見込んでいるのか。

3点目、その試算に当たり、例えばプレミアム率20%商品券発行額3億円といった異なる条件での発行との比較を行ったのであれば、どのような比較を行ったかという内容と、その比較の結果というものを伺います。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（吉開恭一） ただいま笠利議員よりプレミアム付き商品券発行事業についてご質問がありましたので、私からご回答を申し上げます。

議員ご指摘のような直接的な試算というものはなかなか難しいところではありますが、商工会並びに観光協会が業種ごとの会員数や売上減少額、消費者のマインド、会員の方々からのアンケート調査などに基づき現場に即した独自の分析を行い、総合的に勘案して提出された要望書の内容を大きな根拠としております。

今回の事業は、新型コロナウイルスの深刻な影響を受けた地域経済において、市民生活の下支え、消費の喚起、さらに全国随一とも言える減少幅の観光客の誘客の促進といった非常事態における多様な目的を持つことから、30%のプレミアム率という通常よりも高い設定を行うことでよりインパクトのある、魅力のある事業主体という思いは商工会、観光協会とも一致しているところであります。また、事業の規模につきましては、キャッシュレス商品券の導入などの新たな取り組みにより、市外在住者、とりわけ観光都市として本市を訪れる観光客の皆さんに購入していただきたいということ、一方では、先ほど申し上げました市民生活の下支えという観点から、可能な限り市民の皆さんにも商品券が行き届くようにしたいという考えもあり、販売額5億円に落ちついたところであります。

なお、実施主体であります商工会におきましては、今回の事業を成功させるべく、取扱店舗の拡大や各種キャンペーンの実施など、組織を挙げて取り組んでいただいているところであります。

私からの回答は以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 一言で言うと、独自の総合的な判断がなされたというふうに聞いてしまっていますが、あえて今回この点について議場で聞いたのは、大きな予算を動かすので、総合的な判断の前に何かしらの分析が行われていることを期待して聞かせていただきました。今のこの回答だと恐らくこれ以上聞きようがないんですが、希望だけ述べておきますが、今後やはり急にお金を使うことがどんどん増える時期にあると思うので、質問にしましょうね。さまざまな事業決定、予算支出の施策を決定するに当たり、総合的な判断を行う前に、可能な限り分析的な数字を求めていくということは今後考えていくつもりがあるのかどうか伺っておきたいと思えます。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（吉開恭一） 今回の事業決定に当たりましては、先ほど来から説明させていただいておりますように、商工会それから観光協会さんの要望もございましたし、それから私どももさまざま打ち合わせ等をさせていただく中で、他市よりもかなり厚い施策にはなっておりますけれども、販売額等もかなり高額であるということで、そういったインパクトのある施策を打つ必要があるのかなという判断をさせていただいたところでございます。議員がおっしゃるように、大きな予算を使うということで、事前にそういった分析をすべきではないかということにつきましては、今後の事業を検討していく際には私どものほうで判断をするためにそういう分析も重ねていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 笠利議員に申し上げますが、先ほど自分の考えを述べましたけれども、これは一般質問ではございませんのでよろしくお願いしたいと思っております。

再々質疑はありませんか。

(5 番笠利 毅議員「結構です」と呼ぶ)

○議長(陶山良尚議員) これで、議案第42号について質疑を終わります。

次に、議案第43号及び議案第44号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第42号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」討論を行います。

通告があつていきますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番(神武 綾議員) 「令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算で国からコロナ感染症対策地方創生臨時交付金、またひとり親世帯臨時特別給付金、学校保健対策支援対策事業費等が交付され、経済的に厳しくなったひとり親世帯への給付、また感染症対策指導や除菌作業に携わってある小・中学校の教員の皆さんには大変助かる支援になったものと思います。この補正予算について、気になる点が1つあります。コロナ感染症対策地方創生臨時交付金についてです。

今回の第2次分の交付の一部と6月議会での第1次分と合わせて合計5億348万5,000円となりました。この臨時交付金の歳出の事業配布内容を見ますと、地元中小業者の事業継続支援として4億2,300万円、これは4月に計上されたがんばろう令和支援金3億2,300万円と今回のプレミアム商品券1億円の合計額、これで全体の8割、83%を占めています。さらに、小・中学生分として、教材送付と図書カードで2,640万円の約5%、生活支援としての上下水道の基本料金引き下げで5,271万2,000円、約10%という構成になっています。この臨時交付金は、コロナ感染症対策と感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活にきめ細やかな事業を実施するものと説明されてきました。観光の町太宰府という地域性に鑑みれば、地域経済支援に配分されていることに反対するものではありません。財政調整基金を取り崩してでも進めるべきものだと思っています。けれども、今回の臨時交付金の使い道として全体の割合から見て偏っているのではないかと考えます。第2次分の残りが3億5,614万3,000円があるというふうに聞いています。臨時交付金のもう一つの目的である市民生活にきめ細やかな事業で手薄であった子育て世帯への給食費の免除やプレミアム付き商品券の配布、また特別給付金対象外の新生児への給付金支給など、このコロナ禍の中で太宰府市民の皆さんが本当に助かった、精神的に安心して暮らせるような支援を今後進めていただくことを切に要望いたします。

以上をもって提案されました「一般会計補正予算(第5号)について」同会派の藤井雅之議員とともに賛成といたします。

○議長(陶山良尚議員) 次に、5番笠利毅議員。

○5番(笠利 毅議員) 賛成の立場で討論をいたします。

コロナ対策は時間をかけて取り組んで行かなければならないことになると思うので、やはり市としても大切なのは考え方をしっかり持つておく必要はあろうかと思います。無論、試行錯誤というのはあろうかと思いますが、そのことを言っておいた上で一言だけ述べておきたいと思います。

さまざまな対策を太宰府市は太宰府市なりにこつこつと打っており、そのことは評価しておきたいと思います。これからも続けていただきたい。ただ、コロナ対策といえますか。コロナの感染症の広がりには日本の国民に等しく影響を及ぼすところがあるかと思いますが、したがって政策は全ての人に、先ほど部長の言葉をかりれば、行き渡るようにということを常に考えてほしいと思っております。ただし、等しく影響が及んだ場合には、立場が苦しい人により大きく作用するというのも間違いないことだと思います。精神科医として知られている香山リカさんが、このようなことを先日述べておりました。日本人は、この時期に当たっても私を助けてというよりも困っている人を助けてあげてという人が多いということです。ただし、彼女が言うには、でももっと私を助けてと言ったほうがいいのではないかと。本当に困っている人は往々にして自分を助けてくださいというふうに言う機会が少ないことが多いので、コロナ対策、今後もずっと通じて、市としては、自分では声を上げられない人々に市の施策を届けるということを常に念頭に置いていただきたいと思います。

一つだけ言えば、プレミアム商品券の発行に反対はしないのですが、他市ではプレミアム商品券の発行にあわせて低所得層への商品券の配布といったものを組み合わせられているというところもあります。私は心情的にはそうした選択肢のほうがしっくりくると。これからも続くコロナ対策の中で、今後の太宰府市がますます苦しい人にしっかりと目を向けた知恵を絞り続けてくれることを期待して、賛成討論にかえたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 次に、8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論します。

太宰府市商工会が実施した緊急経営実態調査第2回の集計結果を拝見しました。新型コロナウイルス感染症対策の参考になると思いますので、商工会会員の皆さんのご意見、ご要望の中で特に多く寄せられたもの、自分が気になったご意見を3つほどご紹介します。

まず1点目、家賃補助を求めるご意見が多数。事業者の皆さんにとって家賃を含む固定費の負担が大きいことが推察されます。今回の補正予算においては、まさに固定費の部分である水道料金、下水道使用料の減免予算が計上されておりました。願わくば、減免対象と減免期間にもう一步踏み込んだ事業設計が必要ではなかったかと思います。

次に2点目、持続化給付金や特別定額給付金の追加給付を求めるご意見が多数。新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況であり、追加給付の見込みも示されない状況ではなおいのことでしょう。国、県への要望を継続的に行うとともに、本市独自の施策であるがんばろう令和支援金の追加給付も視野に、これから準備したいところです。

最後に3点目、今後必要と思われる経済対策として、プレミアム付き商品券の発行に期待を

寄せる会員の割合が18.4%と案外低いこと。この結果は、これまで行われてきたプレミアム付き商品券の事業効果を踏まえての回答でしょう。今回はプレミアム率が30%ということもあり、その事業効果を大いに期待したいところですが、市の負担額が1億円と破格であり、臨時交付金総額の約40%を占めているというのは臨時交付金の使途、使い道のバランスを考えるとやや偏っているようにも感じました。今後の感染症対策は、感染拡大の第2波に備えつつも経済活動を回復する段階に移ります。使い方の自由度が高い地方創生臨時交付金ですので、今後の実施計画の変更も想定内に、効果的な臨時交付金の活用を切にお願いして、私の賛成討論とします。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後3時29分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第43号「令和2年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後3時30分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第44号「令和2年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後3時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(陶山良尚議員) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和2年太宰府市議会第3回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、令和2年太宰府市議会第3回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後3時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和2年11月17日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 原 田 久美子

会議録署名議員 神 武 綾

## 1 議 事 日 程（初日）

〔令和2年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和2年8月27日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- |       |                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                                             |
| 日程第2  | 会期の決定                                                                                  |
| 日程第3  | 諸般の報告                                                                                  |
| 日程第4  | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                                                         |
| 日程第5  | 議案第45号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6  | 議案第46号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について                                               |
| 日程第7  | 議案第47号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について                                             |
| 日程第8  | 議案第48号 太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について                                       |
| 日程第9  | 議案第49号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について                                                      |
| 日程第10 | 議案第50号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について                                              |
| 日程第11 | 議案第51号 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について                                                |
| 日程第12 | 議案第52号 令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について                                           |
| 日程第13 | 認定第1号 令和元年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について                                                        |
| 日程第14 | 認定第2号 令和元年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                                                |
| 日程第15 | 認定第3号 令和元年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                                                 |
| 日程第16 | 認定第4号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                                                  |
| 日程第17 | 認定第5号 令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について                                             |
| 日程第18 | 認定第6号 令和元年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について                                                  |
| 日程第19 | 認定第7号 令和元年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について                                                 |
| 日程第20 | 報告第5号 令和元年度太宰府市健全化判断比率の報告について                                                          |
| 日程第21 | 報告第6号 令和元年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について                                                     |

日程第22 報告第7号 令和元年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について

日程第23 報告第8号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について

日程第24 報告第9号 公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について

日程第25 報告第10号 公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番  | 宮原 伸一 | 議員 |
| 3番  | 船越 隆之  | 議員 | 4番  | 徳永 洋介 | 議員 |
| 5番  | 笠利 毅   | 議員 | 6番  | 堺 剛   | 議員 |
| 7番  | 入江 寿   | 議員 | 8番  | 木村 彰人 | 議員 |
| 9番  | 小畠 真由美 | 議員 | 10番 | 上 疆   | 議員 |
| 11番 | 原田 久美子 | 議員 | 12番 | 神武 綾  | 議員 |
| 13番 | 長谷川 公成 | 議員 | 14番 | 藤井 雅之 | 議員 |
| 15番 | 門田 直樹  | 議員 | 16番 | 橋本 健  | 議員 |
| 17番 | 村山 弘行  | 議員 | 18番 | 陶山 良尚 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 会議録署名議員

|     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 13番 | 長谷川 公成 | 議員 | 14番 | 藤井 雅之 | 議員 |
|-----|--------|----|-----|-------|----|

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

|                    |        |                                    |       |
|--------------------|--------|------------------------------------|-------|
| 市長                 | 楠田 大蔵  | 副市長                                | 清水 圭輔 |
| 教育長                | 樋田 京子  | 総務部長                               | 山浦 剛志 |
| 総務部理事              | 五味 俊太郎 | 市民生活部長                             | 濱本 泰裕 |
| 都市整備部長             | 高原 清   | 公営企業担当部長<br>兼上下水道課長                | 百田 繁俊 |
| 観光経済部長<br>兼国際・交流課長 | 吉開 恭一  | 観光経済部理事<br>(V字回復担当)                | 東谷 正文 |
| 健康福祉部長             | 友田 浩   | 健康福祉部理事<br>兼高齢者支援課長<br>兼包括支援センター所長 | 田中 縁  |
| 教育部長               | 菊武 良一  | 教育部理事                              | 堀 浩二  |
| 文化学習課長             | 花田 敏浩  |                                    |       |

## 6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 阿部 宏亮 | 議事課長 | 花田 善祐 |
| 書記     | 斉藤 正弘 | 書記   | 岡本 和大 |
| 書記     | 平田 良富 |      |       |

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、令和2年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

13番、長谷川公成議員

14番、藤井 雅之議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第2 会期の決定

○議長（陶山良尚議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの23日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（陶山良尚議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係及び議長会関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第4から日程第12まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第4、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第12、議案第52号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中、ご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

予期せぬ新型コロナウイルスの影響で、本年に入りまして、実に3月議会以降、毎月議会を開催する事態となっておりますが、皆様のご協力に心より敬意と感謝の意を表します。

7月臨時議会以降も、長梅雨による度重なる大雨警戒、全国一も記録している猛暑による熱中症対応、そして第2波真ただ中といわれる新型コロナウイルス対策と、困難が続いております。

7月下旬以降、新たな陽性判明が増え続け、現時点において25名となっております。分析をいたしますと、やはり学生をはじめ若い方が多く、現時点で重症者は確認されておられません。近隣と比べますと、人口比でいえば多くはないレベルではありますが、引き続き県や医師会と協力し、いち早い陽性者の把握と重症化を防ぐ適切な措置に力を注いでまいります。

また、長らく国際観光都市であり、去年は令和発祥の都ともなりました本市にとりまして、この間の観光客数の激減は市内経済にとって大変厳しいものがございます。市民の皆様には、引き続き新しい生活様式実践にご協力いただくとともに、市として可能な限りの知恵と予算を投じ、より効果的な対応と安心感の醸成を図っていかねばなりません。

こうした中、今回の9月定例議会は、これまでタイムリーに実践してきた新型コロナウイルス対策の集大成と位置づけ、3億円を超えるコロナ関連補正予算を計上しております。主なものを上げますと、全国的に問題となっており、本市でも起こりました家族内感染をいかに防ぐかが大きな課題と捉え、家族内感染対策事業を編み出しました。陽性者の濃厚接触者と認定された方のご家族や医療従事者等とご家族などについての宿泊費を助成することで、安心できる居場所の確保を促し、家族内での感染拡大の防止を図ります。あわせて、宿泊者が著しく減少している宿泊施設の活性化を図り、市民生活の安心感の醸成と市内観光業の手当てを同時に行える、時宜に沿った市民本位の施策だと自負しております。

次に、コロナ、インフルエンザ対策事業であります。

新型コロナウイルスの影響が続く、インフルエンザ感染の流行期と重なることとなった場合、医療現場の混乱はさらに高まります。しかも、両患者は症状が似通っており、見極めが難

しいとの現場の悲痛な声に応え、重症化のリスクが高い65歳以上の高齢者に対し、インフルエンザ予防接種を無料といたします。これにより、インフルエンザの流行や重症化を可能な限り抑え、医療現場の皆様に、今なおワクチンのない新型コロナウイルスへの対応に集中いただければと切に願います。

次に、市内経済の悪化や市民生活の萎縮が続く中、本市ならではの観光アピールや感染防止対策を取り、対策と経済の両立を目指すべく考えましたが、コロナ減事業であります。古代からの悠久の歴史の中において目に見えない災いとの関わりを持ってきた太宰府ならではの逆転の発想で、共に疫病に立ち向かうコロナ減観光ルートを整備し、推奨いたします。修学旅行にも最適だと考えておりますし、議会終了後にはモニターツアーを行って、私自身も参加したいと考えております。また、ふるさと納税返礼品ノミネートも考えております。

次に、感染防止対策支援事業です。

本市を訪れるお客様、そして本市で経済活動を行われる市民の皆様のためにも、安心感の醸成を図ることが喫緊の課題です。そこで、既に感染防止対策を行っていただいている、もしくはさらに感染防止対策に努める事業者の方々に、3万円の費用支援と「太宰府“コロナ減”宣言」ステッカーの配布を行います。また、感染防止対策アイデアコンテストを実施し、特に優れた感染防止対策を実施している事業者には最大10万円の費用支援と、好事例として表彰し、広く公表するものであります。

続きまして、テレワークやワーケーションなどを目的として、太宰府市内にサテライトオフィスを設置する事業者に対し、施設の改修など、その開設費の一部を支援します。都心の物件の3密の環境や高い賃料を嫌い、郊外の物件が再注目されております。自然や歴史、文化あふれる本市こそチャンスだと考え、反転攻勢に努めます。

先日、太宰府中学校で子どもたちと意見交換を行いました。休校が長引いたことや夏休みが極めて短くなったことなどから、特に受験を控えた中学3年生はストレスや不安が重なっています。彼らの不安を少しでも解消するため、家庭学習における学びの機会の新たな選択肢として、普及率の高いLINEを活用した受験生向け教育コンテンツを提供いたします。

これ以外にも、ウイズコロナ時代に対応した窓口機能の分散、強化を促すコンビニエンスストアなどでの各種証明交付の導入や、特別定額給付金の基準日以降に生をうけた新生児に対しても1人10万円を支給する事業、地域コミュニティや高齢者支援、生活困窮者支援、給食費補助、図書館の充実など、総計3億円を大きく超えるコロナ対策予算を計上しております。

ここまで、実に総計15億円を超える本市独自のコロナ対策を打つことになりますが、結果として基金を取り崩すことなくここまでやりくりすることができそうであります。その上、質、量ともに思い切った対策が打てましたのも、国や県の交付金や補助金だけに頼るのではなく、3本の矢の1億円を生み出したからこそだと自負をしております。まずは、市長車廃止などの身を切る改革をはじめ大胆な歳出カットにより捻出した1億円、次に昨年の令和効果を反映した市税1億円超、ふるさと納税2億円超の歳入増などによる剰余金1億円、そして4倍増を記

録した令和元年度をも大きく上回る勢いのふるさと納税増1億円。この3億円で今回のコロナ対策予算のほとんどを賄ったことになります。現時点で基金を取り崩すことなく、予備費も1億円積んでありますことから、今後、仮に新型コロナウイルスの影響が長引いたといたしましても、機動的に対応する余力を残すことができていると考えております。これもひとえに、議員各位、市民の皆様のご理解、ご協力と、これまでの職員の頑張りのおかげだと深く感謝を申し上げます。

こうした困難に立ち向かう中でも、捻出した自主財源や国、県の交付金、補助金を活用し、施政方針やまちづくりビジョンに掲げる政策も着実に実行してまいりました。

「底力総発揮構想」については、福岡県や九州電力との人事交流、市の主要団体で構成するブランド創造協議会とのウイズコロナ連携、複数の企業、自治体間の九州観光促進コンソーシアム協定の締結、職員採用プロジェクトチームによる人材の確保、太宰府 Beautiful Harmony ファンドの設置やふるさと納税による新型コロナウイルス対策支援などを行ってまいりました。

「全世代居場所と出番構想」については、念願の地域包括支援センターのサブセンター稼働、GIGAスクール構想における1人1台パソコン実現の予算確保、スマイルレターの実施、就職氷河期世代の市職員採用、保育所等新規採用保育士家賃助成事業及び保育補助者雇上強化事業、まちづくりビジョン会議における事業提案などを行っております。

また、水城小学校に通う足が不自由な児童のためにエレベーターを設置する方針を固め、予算提案もいたしております。太宰府の宝であります全ての子どもたちが、ウイズコロナの時代にもめげず、これからますます生き生き伸び伸びすくすくと成長していけるよう全力を挙げてまいります。

「大太宰府構想」については、昨年のふるさと納税者に対して御礼と新型コロナウイルス対策支援依頼のはがきを郵送し、関係人口の増加に努め、本市独自の日本遺産でありました古代日本の「西の都」を近隣自治体を巻き込む広域的な形に変更して改めて認定を受け、令和発祥の都PRキャラクターを活用し、史跡客館跡の供用を開始するなどいたしました。

「持続可能な太宰府構想」については、新型コロナウイルス対策や大雨対応を進める中で防災力を着実に高め、大胆な歳出見直しを実践することにより行財政改革を先取りし、いきいき情報センター1階の活用についてサウンディング調査を行い、LINEを活用した情報配信システム整備の検討を進め、高齢者運転免許自主返納支援などを行っております。

重ねて申し上げますが、依然として新型コロナウイルスの影響は予断を許さない状況であります。こうしたときこそ行政の出番であるとの強い思いを持ち、発想を柔軟にし、ピンチをチャンスに変えなければなりません。先日発出した令和3年度経営方針では、まちづくりビジョンをベースに、「経済活性化」「財政健全化」「新たな生活様式」の3つの視点を組み合わせた柔軟な発想に基づく独創的な地方創生を目指すことといたしました。その際、職員は常に市民本位、現場主義を心がけ、三役や上司との密な報告、連絡、相談を徹底し、責任の所在の

明確化、信賞必罰を旨とすること。職務遂行に当たっては、指示待ちではなく、常に世のため、人のため、市のため、市民のためという当事者意識を持って、主体的、積極的に取り組むこと。企画立案に当たっては、職員一人一人が前例にとらわれず、自由な発想と創意工夫をもって中・長期的視野に立った企画立案を心がけることの３点を常に念頭に置き、三役、新たな人材、生え抜きの職員が刺激し合い、よい伝統は受け継ぎ、改めるべきものは果敢に改め、よりよい市政へとさらに踏み出していこうと呼びかけました。この未曾有の危機において、職員が一丸となって持てる力を出し尽くし、ウイズコロナ時代における令和発祥の都にふさわしい太宰府市を改めて創造してまいります。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、人事案件１件、条例改正４件、補正予算４件、決算認定７件、報告案件６件、合わせて２２件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

諮問第３号から議案第５２号までを一括してご説明申し上げます。

まず、諮問第３号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります鎌石洋子氏の任期が令和２年１２月３１日付をもって満了となりますので、再び鎌石洋子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案申し上げます。

鎌石氏は、平成２０年１０月から人権擁護委員を４期１２年間務められ、人権相談や人権擁護活動に積極的に取り組まれ、人権に関する諸問題解決に努めてこられました。太宰府市の人権擁護委員として、鎌石氏は十分任務を果たせる方であると確信しております。

略歴などを添付しておりますので、ご参照の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第４５号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和３年４月１日から福岡県重度障がい者医療費支給制度におきまして障害の害の表記が漢字から平仮名に変更されることに伴い、条文を整備するものであります。

次に、議案第４６号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、福岡県子ども医療費支給制度の改正に伴い、通院に係る子ども医療費の支給対象を、現在の小学校６年生までから中学校３年生まで拡大するものです。あわせて、福岡県重度障害者医療費支給制度の改正に伴い、条文を改正するものであります。

次に、議案第４７号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、福岡県重度障がい者医療費支給制度の改正に伴い、対象となる中学生の入院

に伴う自己負担を障害者医療の適用とするため、条文の整備をするものです。あわせて、障害の害の表記を漢字から平仮名に変更するものであります。

次に、議案第48号「太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、引用する条項の番号の変更を反映するため、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ7億141万9,000円を追加し、予算総額を344億2,375万5,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染防止対策を実施する市内事業者に対し、費用の一部を支援する費用、またテレワークやワーケーションなど新しい生活様式に対応するため、太宰府市内にサテライトオフィスを設置する事業者に対して開設費の一部を支援する費用、市役所窓口機能の一部の分散化を図り、市役所来庁者の分散化と市役所内感染による閉庁時にも市民サービスを維持するため、コンビニエンスストアなどで各種証明を交付するための整備費用、家庭学習における学びの機会の選択肢として、多くの方々が利用しているLINEを活用し、特に受験を控えた中学3年生向けにオンラインで教育コンテンツを提供するための費用などを計上させていただいております。

また、太宰府Beautiful Harmony事業として、新型コロナウイルス陽性者の家族内での感染拡大の防止を図るため、宿泊費を助成する費用、冬季の季節性インフルエンザ感染の流行期と重なることによる医療現場の混乱やさらなる重症化を防ぐため、高齢者に対してインフルエンザ予防接種を促すための費用、疫病退散、災い除けとして建立された四王寺山山頂にある観音様を巡り新型コロナウイルスに打ち勝つ疫病（コロナ）封じルート整備を行う費用などを計上させていただいております。

新型コロナウイルス対策以外にも、水城小学校においてエレベーターを来年度設置するための実施設計費と将来を見据えた管理棟など改築のための基本実施設計費用、会計年度任用職員の前歴加算などに伴う人件費の追加、令和元年度決算における剰余金を財源としまして、公共施設整備基金、地域福祉基金への積立てを計上させていただいております。

あわせまして、繰越明許費1件、債務負担行為の追加を6件、廃止を1件計上させていただいております。

次に、議案第50号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに222万7,000円を追加し、予算総額を72億971万2,000円とするものであります。

内容としましては、一般会計と同様に会計年度任用職員の前歴加算などに伴う人件費を追加するものであります。

次に、議案第51号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれに4,810万1,000円を追加し、予算総額を54億967万9,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出それぞれに325万2,000円を追加し、予算総額を7,014万1,000円とするものであります。

主な内容としましては、令和元年度の介護給付費、地域支援事業費などが確定したことによる国庫、県費支出金及び支払基金交付金などの返還、追加交付によるもの、及び一般会計と同様に会計年度任用職員の前歴加算などに伴う人件費を追加するものであります。

次に、議案第52号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ82万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ117万8,000円にお願いするものであります。

これは、令和元年度決算において82万5,000円の剰余金が確定したため、住宅新築資金等公債償還積立金に積立てを計上したものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

質疑は8月31日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13から日程第19まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第13、認定第1号「令和元年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第19、認定第7号「令和元年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 認定第1号から認定第7号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、認定第1号「令和元年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度は、「新生太宰府元年！」と位置づけ、かつての混乱を乗り越え、新たな飛躍につなげる意欲的な市政運営に努めてまいりました。そうしたところ、新春より筑陽学園の甲子

園出場など慶事が続き、4月には新元号「令和」との大変光栄なご縁もいただき、その後も待望の宿泊・飲食施設HOTEL CULTIA DAZAIFUが開業するなど年間を通して大いに活気づいた一年になりました。

その結果としまして、令和元年度一般会計決算額は、歳入が257億3,647万3,538円、歳出が250億1,635万8,593円となりました。これを前年度と比較しますと、歳入は12億5,784万7,388円、5.1%の増、歳出は14億7,520万8,212円、6.3%の増となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は7億2,011万4,945円、繰越明許費及び事故繰越による翌年度に繰り越すべき財源1億4,018万4,763円を差し引いた実質収支は、5億7,993万182円の黒字決算とすることができました。

令和元年度は、令和発祥の都として1300年の時空を超えて太宰府の歴史に思いを致す時の旅人プロジェクトを企画実行するなど様々な事業を展開し、市税全体で1億円を超える増額となりました。また、ふるさと納税につきまして、大商談会の開催やクラウドファンディングの実施、返礼品の拡充にも努め、前年度比で約4倍、2億円を超える大幅増を成し遂げることができました。

歳出につきましても、市長就任当初から掲げております7つのプランの実践に基づき、事業の遂行に当たっては、経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行う一方で、保育所保育定員増のための保育所整備や小・中学校の特別教室への空調設備設置を行うなど、必要な施策には国、県の補助金を活用し、限られた予算の中で計画的かつ積極的に事業の推進に努めてきたところであります。

今後とも厳しい財政状況ではありますが、私が掲げる7つのプランと昨年度策定しました第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、また新型コロナウイルスの影響による新しい生活様式の視点も踏まえ、有機的、複合的、総合的に市政運営に取り組み、さらなる飛躍を図りたいと考えております。どうか議員の皆様をはじめ市民各位のなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号「令和元年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度は、歳入総額が71億4,929万5,532円、歳出総額が69億1,999万5,564円となっております。前年度と比較いたしますと、歳入は2億922万3,951円、2.84%の減、歳出は3億3,050万1,278円、4.56%の減となり、歳入から歳出を差し引いた収支は2億2,929万9,968円の黒字決算となっております。

次に、認定第3号「令和元年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度は、歳入総額が12億8,551万1,677円、歳出総額が12億3,730万9,797円となっております。前年度と比較いたしますと、歳入は4,098万7,055円、3.29%の増、歳出は4,544万8,325円、3.81%の増となり、歳入から歳出を差し引いた収支は4,820万1,880円の黒字決算と

なっております。

次に、認定第4号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度は、保険事業勘定の歳入総額が50億7,417万4,505円、歳出総額が50億7,190万2,293円で、前年度と比較しますと、歳入は1.1%の増、歳出は2.7%の増となっております。なお、歳入歳出差引きは227万2,212円となっております。

歳出の主な内容としましては、保険給付費45億8,965万7,208円で、歳出総額の約90%を占めており、前年度より3.2%の増となっております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入総額は5,601万7,369円、歳出総額は4,017万6,936円で、歳入歳出差引きは1,584万433円となっております。

本市では高齢化率が27%を超え、今後も介護給付費の増加が見込まれる中、介護給付の適正化を図り健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第5号「令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が195万5,525円、歳出が113万525円となっております。歳入歳出差引き82万5,000円の繰越しとなっております。対前年度比では、歳入で22万8,517円の減、歳出では18万2,296円の減となっております。

歳入が減少しました主な理由は、償還金の減少によるものであります。また、歳出が減少しました主な理由は、公債費の償還が終わったことによるものです。

次に、認定第6号「令和元年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、令和元年度末における給水人口は、前年度に比べ0.5%増の6万390人で、普及率は84.2%となっております。また、年間総給水量は557万7,077m³で、前年度に比べて0.4%の減となっております。

次に、建設改良につきましては、総額で3億7,989万1,483円を投じ、配水管の新設及び布設替え工事などを行いました。

次に、経理面であります。収益合計13億3,807万759円に対し、費用合計は11億6,408万8,416円で、差引き1億7,398万2,343円の純利益が生じております。なお、剰余金の処分であります。1億5,536万1,814円を資本金に組み入れ、残り1,862万529円を建設改良積立金に積み立てる内容でご提案申し上げます。

資本的収支につきましては、収入総額3,973万2,560円に対し、支出総額は5億765万6,648円となっております。差引き4億6,792万4,088円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上が令和元年度の水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要であります。

次に、認定第7号「令和元年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につい

て」ご説明申し上げます。

まず、令和元年度末における水洗化人口は、前年度に比べ0.3%増の6万9,705人で、水洗化人口普及率は97.2%となっております。また、年間有収水量は、前年度に比べ0.1%増の630万8,936㎥となっております。

次に、建設改良につきましては、総額で3億3,329万2,301円を投じ、汚水管及び雨水管の築造工事などを行いました。

次に、経理面であります。収益合計18億5,228万6,547円に対し、費用合計は13億2,481万9,412円で、差引き5億2,746万7,135円の純利益が生じております。なお、剰余金の処分であります。4億2,197万961円を資本金に組み入れ、残り2億4,934万7,263円を減債積立金に積み立てる内容でご提案申し上げます。

次に、資本的収支につきましては、収入総額3億3,580万7,890円に対し、支出総額は10億143万1,778円で、6億6,562万3,888円の不足が生じたので、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上が令和元年度の下水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要であります。

よろしくご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第13から日程第19までの令和元年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例により決定したいと思います。

決算特別委員会の委員長に総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は総務文教常任委員会副委員長の神武綾議員とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

ここで決算特別委員会の日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） 今回の決算特別委員会の委員長に私門田直樹、副委員長に神武綾議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月14日及び9月15日の午前10時から、決算書及び各資料を基に具体的項目についての内容審査を行います。

なお、予備日として9月16日を予定していますので、各委員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求は、配付されています資料要求書により、8月28日金曜日、午後1時までに事務局へ提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限の要求としてください。

次に、決算考査日は、本日の議会関係会議終了後並びに8月28日及び9月11日の午前10時からとなっています。

以上で説明を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20から日程第25まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第20、報告第5号「令和元年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第25、報告第10号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 報告第5号から報告第10号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第5号「令和元年度太宰府市健全化判断比率の報告について」ご説明申し上げます。

本市の令和元年度健全化判断比率は、前年度に引き続き一般会計などの実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の表示はなく、公営事業会計も含めた実質収支の合計でも黒字であるため、連結実質赤字比率についても表示されません。

また、実質公債費比率は、前年度と比較しますと0.5ポイント上がり1.4%となりました。将来負担比率につきましては、前年度に引き続き算定上マイナスになるため、比率の表示がありません。

したがって、太宰府の財政状況は全て早期健全化基準及び財政再生基準以下であるた

め、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要であります。

以上、簡単ですが、太宰府市健全化判断比率の報告といたします。

次に、報告第6号「令和元年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

令和元年度におきましても健全経営が維持されており、資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

次に、報告第7号「令和元年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

下水道事業におきましても、水道事業と同様に資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

次に、報告第8号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の令和元年度の事業及び決算並びに令和2年度の事業計画及び予算について報告するものであります。

まず、令和元年度の事業及び決算について報告いたします。

公有地取得事業については、事業の執行はございません。

また、公有地の処分についても行っておりません。

決算につきましては、収益的収入6,219円に対し、収益的支出は241万8,163円となり、差引き241万1,944円の当期純損失を生じております。

資本的収支については、収入額、支出額ともに0円となっております。

次に、令和2年度の事業計画及び予算についてであります。公有地取得事業では、現在のところ、具体的に公社による取得を依頼されているものはありません。また、公有地の処分につきましても、計画はございません。

以上、簡単ですが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたします。

次に、報告第9号「公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

太宰府市国際交流協会では、市民一人一人が個性、多様性を認め合いながら、国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現を図ることを目的に、公益認定を受けております国際交流促進事業、外国人学生支援事業、在住外国人支援事業の3つの分野で事業を展開しております。

まず、令和元年度の事業及び決算についてご報告いたします。

令和元年度に実施した事業であります。国際交流促進事業として、フレンズベル倶楽部メンバーの集いでの日本人と外国人との交流、太宰府市民政庁まつりへの出展、世界文化体験講座、パネル展などの広報啓発事業、市内小学校などの国際理解教育への支援、国際交流団体が実施する事業への活動助成などを実施いたしました。外国人学生支援事業といたしましては、留学生フォーラムでのリクルートスーツの着こなしセミナーや日本文化体験講座を実施いたし

ました。また、在住外国人支援事業として、外国人を対象とした日本語教室の開催、生活情報ガイドブックの多言語での翻訳を行っております。

令和元年度の決算であります。経常収益につきましては、太宰府市からの補助金、賛助会員からの会費など合わせまして595万8,567円となっております。経常費用につきましては、事業費支出336万661円、管理費支出244万2,625円、合計580万3,286円で、当期経常増減額は15万5,281円となっております。

次に、令和2年度の事業計画と収支予算であります。

令和2年度の事業につきましては、昨年度の事業実績を踏まえ、市民の国際理解が深まる事業、外国人学生や在住外国人の支援事業について実施していく予定としており、新型コロナウイルス感染症への対策について十分留意しながら検討を行ってまいります。

令和2年度の収支予算につきましては、経常収益として、市からの補助金等を合わせまして601万3,000円を見込み、経常費用といたしましては、事業費、管理費合わせまして収益と同額の601万3,000円とし、当期経常増減額を0円と見込んでおります。

以上、簡単ですが、公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況をご報告いたします。

次に、報告第10号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況について」ご説明申し上げます。

まず、令和元年度の事業と決算についてご報告いたします。

主な事業といたしましては、いきいき情報センターをはじめ9つの施設の管理運営と文化、スポーツの振興に関する事業を行い、各種講座、イベント、展示事業など291事業を開催いたしまして、団体及び人材などの情報収集と広範な情報提供を行ったところであります。

この結果、財団が管理運営している施設におきましては49万6,000人の方にご利用いただきました。今後も多様化する市民ニーズに応えますために、サービスの向上を図るとともに、市民が安全で安心して使用できる施設の管理運営に全力を傾注してまいります。

決算につきましては、主な収益として指定管理料収益、自主事業収益、施設利用料収益、市補助金などを合わせまして、当期経常収益計2億9,533万4,231円となっております。経常費用につきましては、財団が管理運営する各施設の事業費、管理費を合わせまして、合計3億12万4,915円となり、当期経常増減額はマイナス479万684円となっております。

これに一般正味財産期首残高を合わせますと、基本財産を除き、一般正味財産期末残高は6,866万3,461円となっております。

次に、令和2年度の事業計画と予算についてであります。

公益財団法人に移行し8年目に当たり、事業につきましては、生涯学習支援事業や展示事業、また健康増進を図るスポーツ振興事業、イベントなどをいきいき情報センター、文化ふれあい館、男女共同参画推進センタールミナス、市民図書館の文化施設並びに体育センター、歴史スポーツ公園の社会体育施設におきまして、合計236の事業を計画しております。

次に、予算につきましては、7施設の指定管理料収益と自主事業収益、施設利用収益などを

合わせまして収支予算として経常収益 3 億532万9,000円、経常費用計が 3 億2,549万6,000円で、当期経常増減額はマイナス2,016万7,000円となります。

一般正味財産期首残高は、基本財産を除き5,114万945円を見込んでおり、それを加えますと、一般正味財産期末残高は3,097万3,945円となります。

以上、簡単ですが、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況を報告いたします。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第 5 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、報告第 6 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、報告第 7 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、報告第 8 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、報告第 9 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、報告第10号について通告があつておりますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 報告第10号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ財団の経営状況報告について」質疑させていただきます。

太宰府市文化スポーツ財団事業は、文化とスポーツの 2 本立てになっています。総合体育館が建設されてその運営事業については民間に委託され、スポーツ事業の拠点になりつつあるところですが、そのような中、文化事業それからスポーツ事業としてのすみ分けがさらに進んでいくことと思われませんが、今回の財団の令和 2 年度の事業計画書提出に当たって、市のほうから伝えた内容、また要望についてお伺いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） おはようございます。

神武議員の質疑についてご回答申し上げます。

当該年度の事業計画書につきましては、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団から前年度末に各施設の管理運営に関する協定書、事業予算書とともに提出をいただいております。

協定書では、受任者であります同財団は、委任者である太宰府市に代わり協定書に定める事

務を適正かつ円滑に行うこととしておりまして、市から特段の要望等を行ったことはございませんが、これまでも市の施策に沿った形で自主的に事業展開を行っていただいておりますというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 文化事業が文化学習課、それからスポーツ事業については総合体育館の委託事業者との調整をしながら事業展開をされていると思うんですけれども、市からの施策に沿った部分で事業展開をしていくのであれば、スリム化をしていくことも、一つ進めていくことは可能ではないかなというふうに考えます。

今回の計画書それから予算書提出の際に、そのようなお話はなかったということでしょうか。そういうお話をされていたのかどうかということと、この点についての見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） ただいまのご質問について、前半部分についてのスリム化に関する分の協議はなされていないというふうに思いますが、文化、スポーツというものは市民の豊かな生活を送る上で必要不可欠というふうに考えております。文化施設でスポーツ事業を行いましたり、また逆にスポーツ施設で文化事業を行うこともございます。双方切り離すということはなかなか難しゅうございますので、これからも文化、スポーツ振興につきましては一体的に進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、8月31日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（2日目）

〔令和2年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和2年8月31日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 議案第45号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第46号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第47号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第48号 太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第49号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第7 議案第50号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第51号 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第52号 令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 柳 原 莊一郎 議員 | 2番  | 宮 原 伸 一 議員 |
| 3番  | 船 越 隆 之 議員 | 4番  | 徳 永 洋 介 議員 |
| 5番  | 笠 利 毅 議員   | 6番  | 堺 剛 議員     |
| 7番  | 入 江 寿 議員   | 8番  | 木 村 彰 人 議員 |
| 9番  | 小 畠 真由美 議員 | 10番 | 上 疆 議員     |
| 11番 | 原 田 久美子 議員 | 12番 | 神 武 綾 議員   |
| 13番 | 長谷川 公 成 議員 | 14番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 15番 | 門 田 直 樹 議員 | 16番 | 橋 本 健 議員   |
| 17番 | 村 山 弘 行 議員 | 18番 | 陶 山 良 尚 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市 長 楠 田 大 蔵                      副 市 長 清 水 圭 輔

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 教 育 長              | 樋 田 京 子 |
| 総 務 部 理 事          | 五 味 俊太郎 |
| 都市整備部長             | 高 原 清   |
| 観光経済部長<br>兼国際・交流課長 | 吉 開 恭 一 |
| 健康福祉部長             | 友 田 浩   |
| 教 育 部 長            | 菊 武 良 一 |

|                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| 総 務 部 長                            | 山 浦 剛 志 |
| 市民生活部長                             | 濱 本 泰 裕 |
| 公営企業担当部長<br>兼上下水道課長                | 百 田 繁 俊 |
| 観光経済部理事<br>(V字回復担当)                | 東 谷 正 文 |
| 健康福祉部理事<br>兼高齢者支援課長<br>兼包括支援センター所長 | 田 中 縁   |
| 教 育 部 理 事                          | 堀 浩 二   |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 |
| 書 記    | 斉 藤 正 弘 |
| 書 記    | 平 田 良 富 |

|         |         |
|---------|---------|
| 議 事 課 長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記     | 岡 本 和 大 |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第3号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、諮問第3号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2から日程第5まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第2、議案第45号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第48号「太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等

に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第45号から議案第48号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第45号から議案第47号までは環境厚生常任委員会に付託します。議案第48号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第9まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第6、議案第49号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」から日程第9、議案第52号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第49号について通告があつていますので、これを許可します。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について、小・中学校ICT環境整備事業に関して伺います。

本補正予算の主な内容は、ICT機器の調達と通信環境の整備です。これはあくまでも来年度以降のための準備作業でありまして、その目的とするところは本市小・中学校の教育、学習環境の大変革であると考え、伺います。

今回、児童・生徒1人1台のタブレットPCとブロードバンド通信環境の整備をされますが、これと並行して、肝心の小・中学校のICT活用計画は策定されているのでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 質疑につきましてご回答いたします。

本市におけるICT機器の活用は、教育委員会で作成しました太宰府市ICTシステム構築に係るロードマップに基づき計画的に進めているところですが、新型コロナウイルス感染症の発生によりGIGAスクール構想が加速し、ロードマップの変更が必要となっております。

1人1台のパソコンを整備することで、例えばAI、人工知能による児童・生徒の学習の習熟度に応じた学習課題の提供、児童・生徒の理解を促す動画の活用、また一人一人の疑問に応じたインターネットの調べ学習などが可能になります。さらに、臨時休業中のオンライン学習や不登校の児童・生徒への学習支援など、様々な可能性が大きく広がってまいります。

ご指摘のICT活用計画につきましては、ロードマップの更新と併せ、策定の準備を進めております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） 国のGIGAスクール構想が前倒しになったということでロードマップの修正があるということでしたけれども、内容についてこの場でお聞きするつもりは実はなかったんですけれども、これについてICT活用計画のもっと詳細な内容を、先行する機器の調達と環境整備の進捗にしっかりと追いつかなきゃいけないと思うところなんですけれども、これについてもうちちょっと詳しい内容、ここではなくて、いつ議会に対してきちんとした形で説明していただけるのでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 内容につきましては、先ほど申し上げました変わる学校教育の姿なんかを盛り込んで、あとはソフトウェアとかハードウェアの整備状況、あと先生方の研修計画等を進めて、盛り込んでいく予定でございますので、今策定を進めております。なるべく早い時期にお示しできるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） よく分かりました。

それともう一つ最後、小・中学校の教育、学習環境が大きく変わることになりますので、何より児童・生徒と保護者に対する情報発信を急がねばならないと思います。こちらのほう、いつ頃までに行う見込みでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 現時点でいつ頃というのは、策定中でございますのでお約束はできませんけれども、なるべく早く、イメージを持っていただけるようにお示しをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） これで議案第49号についての質疑を終わります。

議案第50号から議案第52号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第49号は各常任委員会に分割付託します。議案第50号から議案第52号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月8日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（3日目）

〔令和2年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和2年9月8日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 船 越 隆 之
(3) | <p>1. 総合体育館の指定管理者について
指定管理者から提出される収支報告書の検収方法について伺う。
また、内容に不備がある場合、指定管理者に対してどのように対応しているか伺う。</p> <p>2. 太宰府市観光経済のV字回復について
新型コロナウイルスの影響で太宰府市の観光、経済は壊滅的な状況となっている。今後どのようにV字回復の方向に導くのか伺う。</p> |
| 2 | 木 村 彰 人
(8) | <p>1. 太宰府市自治基本条例の運用状況について
太宰府市自治基本条例は、市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的に、平成29年3月に制定された。
制定から3年余りが経過した今、自治基本条例に基づくまちづくりが行われているか、その運用状況に関して2点伺う。</p> <p>(1) 本市のまちづくり・市政運営において、同条例は具体的にどのように活かされているのか。</p> <p>(2) 同条例には施行の日から4年を超えない期間ごとに、その運用状況について市民参画により検証するとあるが、今後どのように検証を進めるのか。</p> |
| 3 | 長谷川 公 成
(13) | <p>1. 高雄公園について</p> <p>(1) 定期的に利用している団体が占有し、他の利用者が利用できないときがある。行政指導すべきと考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>(2) 利用時間外の利用により近隣住民の迷惑になっている。市として対策を講ずるべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>(3) グラウンド利用のルールについて、看板に禁止事項が記載されているが、利用者のトラブルを招いている。内容をもっとわかりやすく、見やすい場所に設置すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>(4) ビオトープの維持管理について、現状と実施状況を伺う。</p> |

| | | |
|---|-----------------|---|
| 4 | 村 山 弘 行
(17) | <p>1. 宇美町の粉じん被害の新聞報道について</p> <p>(1) 8月20日に宇美町の粉じん被害要望書について新聞報道があった。太宰府市の企業からの粉じんなのか。</p> <p>(2) 原因の調査、宇美町や関係自治会の方々との協議は行っているのか。</p> <p>(3) 今後の対策について伺う。</p> <p>2. 都市型の災害対策（大雨）について</p> <p>7月の大雨により大牟田市等で、大変な被害が発生した。幹線道路が冠水し、その後、車が流され、緊急車両が通れず、救助に障害が起きたと聞き及んでいる。本市でも対策や市民への啓発が必要であり、教訓にすべきと思うが、対策を伺う。</p> |
| 5 | 徳 永 洋 介
(4) | <p>1. コロナ感染拡大に伴う学校教育について</p> <p>(1) GIGAスクール構想計画と課題について伺う。</p> <p>(2) 学力保障に向けた本市の教育施策について伺う。</p> <p>(3) コロナ感染に伴う臨時休校等のガイドラインについて伺う。</p> |
| 6 | 神 武 綾
(12) | <p>1. 水道事業について</p> <p>(1) 料金の引き下げについて</p> <p>コロナ感染症拡大の影響で、市民のみなさんの生活が経済的に厳しくなっていることから、料金引き下げを行うべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>2. 教育支援センターについて</p> <p>(1) 利用児童・生徒の現状について</p> <p>センターへの通学方法を多様化できないか伺う。</p> <p>(2) 老朽化対策について</p> <p>建て替え等、検討されているのか伺う。</p> |
| 7 | 堺 剛
(6) | <p>1. 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略について</p> <p>(1) 内閣府が推奨する地域未来構想20オープンラボへの参加根拠や具体的な実施事業について伺う。</p> <p>(2) 地方創生臨時交付金活用について、事業効果や成果をどのように評価・検証されるのか伺う。</p> |
| 8 | 原 田 久美子
(11) | <p>1. 道の活用について</p> <p>道の活用について3点伺う。</p> <p>(1) 高雄1丁目の吉ヶ浦橋から高雄西のまほろば号バス停がある道路（家の前・江牟田線）の整備と改善ができないか。</p> <p>(2) 筑紫台高校の裏門の高台にある、白川に抜ける道（醍醐・横岳線）の整備について、災害時の避難ルートとして検討できないか。</p> |

| | | |
|----|-----------------|---|
| | | (3) 太宰府病院の敷地の外側の道路は現在使用されていないように思われる。公有地であれば活用について検討すべきと考えるが、市の見解を伺う。 |
| 9 | 橋 本 健
(16) | <p>1. いきいき情報センターについて</p> <p>いきいき情報センター1階部分は、平成30年11月1日にマミーズから撤退の通知を受け、22ヶ月が経過したが、今なお閉鎖したままである。令和2年4月、新たに1階の活用提案を市報や市のホームページで公募されたが成果はあったのか、その内容について伺う。</p> <p>(1) 事業者の申し込み状況について</p> <p>(2) 事業者受け入れ前の部分的な改修計画について</p> <p>(3) 今後の活用方針について</p> <p>2. まほろば号について</p> <p>平成10年に導入されたコミュニティバス「まほろば号」は、22年目を迎え、乗務員不足や毎年の財政負担など課題も多く、行政にとって頭を抱える問題となっている。前回に引き続き今後の方向性について伺う。</p> <p>(1) 現状と問題点について</p> <p>(2) 料金改定について</p> <p>(3) 運行形態の方向性について</p> |
| 10 | 藤 井 雅 之
(14) | <p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>任期の折り返しを過ぎ、「7つのプラン」の進捗、具体化の見通しについて市長の決意を伺う。</p> |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1番 柳 原 莊一郎 議員 | 2番 宮 原 伸 一 議員 |
| 3番 舩 越 隆 之 議員 | 4番 徳 永 洋 介 議員 |
| 5番 笠 利 毅 議員 | 6番 堺 剛 議員 |
| 7番 入 江 寿 議員 | 8番 木 村 彰 人 議員 |
| 9番 小 畠 真由美 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 11番 原 田 久美子 議員 | 12番 神 武 綾 議員 |
| 13番 長谷川 公 成 議員 | 14番 藤 井 雅 之 議員 |
| 15番 門 田 直 樹 議員 | 16番 橋 本 健 議員 |
| 17番 村 山 弘 行 議員 | 18番 陶 山 良 尚 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

| | |
|---------------|-----------------|
| 市 長 楠 田 大 蔵 | 副 市 長 清 水 圭 輔 |
| 教 育 長 樋 田 京 子 | 総 務 部 長 山 浦 剛 志 |

| | |
|--------------------|--------|
| 総務部理事 | 五味 俊太郎 |
| 都市整備部長 | 高原 清 |
| 観光経済部長
兼国際・交流課長 | 吉開 恭一 |
| 教育部長 | 菊武 良一 |
| 経営企画課長 | 佐藤 政吾 |
| 防災安全課長 | 白石 忠 |
| 環境課長 | 中島 康秀 |
| 建設課長 | 中山 和彦 |
| 上下水道施設課長 | 小柳 憲次 |
| スポーツ課長 | 轟 貴之 |

| | |
|--|--------|
| 市民生活部長 | 濱本 泰裕 |
| 公営企業担当部長
兼上下水道課長
観光経済部理事
(V字回復担当) | 百田 繁俊 |
| 教育部理事 | 東谷 正文 |
| 管財課長 | 堀 浩二 |
| 地域コミュニティ課長 | 柴田 義則 |
| 都市計画課長 | 齋藤 実貴男 |
| 建設課用地担当課長兼
県事業整備担当課長 | 竹崎 雄一郎 |
| 学校教育課長 | 伊藤 剛 |
| | 鳥飼 太 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 阿部 宏亮 | 議事課長 | 花田 善祐 |
| 書記 | 斉藤 正弘 | 書記 | 岡本 和大 |
| 書記 | 平田 良富 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

議事に入ります前に皆様に申し上げます。

本定例会の一般質問については、さきの議会災害対策会議において決定いたしておりますとおり、新型コロナウイルス感染予防対策として、質問時間は答弁を含め1人30分とし、登壇せずに最初から議員発言席にて質問を行ってください。また、密集回避として本会議場内の議員出席数は10名とさせていただきます。他の議員の皆様は議員控室において視聴いただきますようお願いいたします。

なお、答弁いただく執行部も質問者ごとに最少人員で臨んでください。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

本定例会の一般質問通告書は、13人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日8日10人、9日3人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

ここで議員8名退場のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時02分

○議長（陶山良尚議員） 議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

3番舩越隆之議員の一般質問を許可します。

〔3番 舩越隆之議員 登壇〕

○3番（舩越隆之議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問いたします。

1件目、太宰府市の総合体育館の指定管理者についてでございます。

指定管理者から提出される収支報告書について、例えば平成29年度の収支報告書の内容を見ますと、金額の間違いが数多く見られます。提出された収支報告書はどのように検収されているのか、お伺いします。

また、内容に不備があった場合は指定管理者にどのように対応してあるのかを併せて伺いま

す。

2件目め、太宰府市観光経済のV字回復についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、太宰府市の観光経済は壊滅的な状況になっていることはご存じのことと思います。この状況を打破すべく、市長は7月1日付で九州電力株式会社から東谷氏を観光経済部理事として2年間の予定で配置されましたが、今後どのようにV字回復を果たしていかれるのかを、その方向性について市長から答弁いただきます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 1件目の総合体育館の指定管理者についてご回答いたします。

指定管理者から提出される収支報告書の検収方法について伺う。また、内容に不備がある場合、指定管理者に対してどのように対応しているか伺うについてですが、議員ご指摘のとおり、平成29年度の収支報告書につきましては、月別の項目ごとの小計並びに月別の合計の額に一部誤りがあり、原因といたしましてパソコンの表計算の設定ミスがあったことを確認しております。報告書が提出された際には、管理運営業務の実施状況並びに管理経費の収支状況を確認しているところでございますが、収支状況につきましては年間の総合計額のみを検収しておりましたことから、市としましてもチェック機能が十分に発揮されなかったことが要因として上げられます。

今回の不備につきましては、既に指定管理者に対し指導を行い、再度書類等の確認を行い、修正後の収支報告書を再提出するよう指示しております。今後につきましては今回のことを重く受け止め、再発防止を図るため、実績報告書のチェック機能の強化並びに不備があった場合の指定管理者に対する指導の徹底を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おはようございます。

次に、2件目の太宰府市観光経済のV字回復についてご回答いたします。

新型コロナウイルスの影響で太宰府市の観光経済は壊滅的な状況になっている、今後どのようにV字回復の方向に導くのかを伺うについてであります。ご存じのように太宰府市、4月、5月と96%観光客減と、また6月、7月も80%減ということで大変壊滅的な状況であります。ここを何とかしていかなければならないと考えております。

そうした中で、かねてより市長選挙の7つのプランでも掲げておりましたが、市職員の人材育成をサポートし、外部専門家も活用してスムーズで大胆な運営を目指すことを掲げておまして、この公約に従い、昨年度から環境省、また本年度から福岡県との人事交流を行ってまいりました。このように行政機関との人事交流に加えまして、かねてより民間企業との人事交流を実施したいと考えておりましたところ、このたび九州電力株式会社から東谷正文氏を派遣していただくことになり、これからの新型コロナウイルス感染症の影響による本市の観光経済の

落ち込みを立て直すために、観光経済部V字回復担当理事として配属をいたしました。

九州電力様はエネルギーサービス事業だけでなくICTサービス、都市開発、まちづくり、インフラサービス、観光関連事業など新たな技術の活用や他社とのアライアンスなどを通じて、グループ一体となって新たな市場の創出に取り組まれており、東谷理事は早速そのノウハウも生かして先頭に立って、九州本来の魅力を発信し地域活性化を図ることを目的とした、九州電力様をはじめとした企業や他の自治体との間の九州観光促進コンソーシアム協定締結に導いてくれました。さらに、来週には西日本鉄道株式会社様と相互に緊密な連携を図り、太宰府市における持続的発展に向けたまちづくりに関して協働して取り組むことを目的とした包括連携協定の締結にも関わってくれています。このように民間企業出身の東谷理事を先頭に、様々な事業分野での民間企業の知恵や発想を取り入れるとともに、関連企業など外部との連携を図ることで太宰府の観光経済のV字回復に導いていきたいと考えております。

なお、V字回復に向けた具体的な対策といたしましては、他市と比べましても破格の最大30万円の事業者支援策、がんばろう令和支援金をはじめ、ふるさと納税の増加分を原資とした太宰府Beautiful Harmony事業による各種支援策などによりコロナショックを下支えしてまいりました。そして、太宰府観光協会、太宰府市商工会、太宰府天満宮、太宰府市、オブザーバー参加の九州国立博物館の5者で組織します太宰府ブランド創造協議会の代表者会において、ウイズコロナ、アフターコロナの太宰府観光・経済のV字回復に向けた共通の方向性を取りまとめ、この共通の方向性に基づき太宰府型ウイズコロナ観光でありますコロナ減観光コースを提供することで、修学旅行客を含めコロナ時代の新たな観光客層を掘り起こし、近隣市よりも手厚い30%のプレミアム付地域商品券やキャッシュレス券の発行を支援することで市内経済を刺激するとともに、市民消費を喚起し、今後新型コロナウイルス感染防止対策を実施する費用の支援や、優秀な取組事例を表彰するアイデアコンテストなどの感染防止対策支援などを行うことで、市内事業者を支援するとともに、安心感を創出し、萎縮する市内外消費者のマインドを改善してまいりたいと考えております。

今後も民間出身の東谷理事や環境省出身の五味理事をはじめ、県や就職氷河期採用職員などの外部出身職員、交流で外部に出向している職員、そして大部分を占める生え抜きの職員がそれぞれ相互に高め合い、協力し、国、県、他自治体、民間企業などと積極的に連携することで、V字回復を成し遂げるべく努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 3番舩越隆之議員。

○3番（舩越隆之議員） 1件目の総合体育館の指定管理者についての件ですが、原因としてパソコンの表計算の設定が間違っている、誤りがあるというような話が出ましたけれども、ほかの数字が合っているのにそこだけが合わないというのはおかしくはないですか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 私もそう中身には詳しいわけではありませんが、表計算を行う際のそれ

ぞれのセルといいますか、枠の中の計算式に多分誤りがあったというふうなことで、そこだけ  
が抜けておればその計算が合計に反映されないというふうなシステム、中身になっておるはず  
ですので、一部そういうふうな誤りが今回の精査をする中でシステムの中に一部、表計算の計  
算式に誤りがあったというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 3 番舩越隆之議員。

○3 番（舩越隆之議員） パソコンのそういう設定ミスであったということではありますが、これを  
今後収支報告書を見ていく中で、管理していく中でこういうことがあれば、要するに管理者が  
不正を働いているというか、要するに帳尻だけ合わせておけばいいのかなというような感覚で  
私たち受け取るんですね。今まで収支報告書が一番大事なものであって、そこで間違いがある  
こと自体がもともと間違いで、それを市民が見たときにどう思うかということなんです。だ  
から、そのところは市が管理者を管理する中でしっかりそのところ精査してもらおうとかな  
と、管理してもらおうとかなと、今後の運営にも響いてくるような気がいたします。

だから、これに関しては今後絶対にそういうことがないように、市としても指定管理者をし  
っかり管理していただきたい。じゃないと、もし二度とこういうことがあれば、今度は指定管  
理者を替えてくれというような話にもなりかねません。そういう指定管理者でいいのかと。た  
だ、今までは指定管理者に任せておるから大丈夫だろう、ちゃんとしてくれるだろう、そうい  
うだろうというのが一番の間違いのもとなんです。それを今回のこういう報告書の中で、だ  
ろうというのがちょっと浮き彫りになった状態ですので、そのところはよく考えて管理をし  
ていただきたいというのが私の今後の要望でございます。この件についてはこれで終わります。

○議長（陶山良尚議員） 回答はいいですね、そしたら要望という形で。

○3 番（舩越隆之議員） 2 件目の太宰府経済V字回復についてですが、市長がおっしゃっていま  
す、まずこの中でコロナ減観光コース、これは要するに修学旅行とかのどういうふうな観光の  
コースを今後目指してあるんですか、お願いします。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（吉開恭一） 先ほど市長のほうからも答弁いたしましたように、ブランド創造協  
議会という会を持っておりまして、その中で7月1日に共同の取組ということで、これからの  
太宰府観光について確認をしたところでございます。その中の一環といたしまして、新たな太  
宰府観光を提案していこうということで、太宰府の土地柄、屋外の観光地、それから史跡地等  
がたくさんありますので、そういったものを活用したコースを提案していったらどうかという  
ことで、今2つほど準備をさせていただいているところでございます。

1 つは、二日市駅前の客観跡を起点といたしまして、観世音寺、それから天満宮、それから  
竈門神社のほうに至り、宝満山のほうに登山をするような、そういったコースでございます。

それからもう一つは、四王寺の周辺の史跡地等を今から整備をした上で巡るような、そうい  
うふうな2つのコースを今のところ想定をしております。

それから、これは一つの取りかかりということでございまして、それ以外もこれから考えていこうということでおります。取りあえずはそういうことで10月に入りましてモニターツアー等をしたというようなことで今考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 3 番船越隆之議員。

○3 番（船越隆之議員） 分かりました。

それから、市長が西日本鉄道あたりとの連携をしながら密に経済改革をやっていききたいというあれがありますけれども、その中で今度九州電力からの東谷さんが呼ばれたということで、東谷さんは2年契約なんですね。この2年間の間でどれだけのことができるかということなんです。要するに、それをやるに当たっては、あと2年後を誰が引き継ぐかということも含めて市長がどのように実際考えてあるのか、またそういう西鉄さんとのことをやるには別に問題はないと思うんですが、そういうコロナ減観光コースで観光客のコースをあれするというのであれば、いろいろな形で観世音寺とか、ああいうところの裏の道の整備とかも必要になってくるわけですよ。今の状況では駄目なんです。

だから、そういうのを含めて実際表向きのいい言葉ばかり発しても基本的なことができていなければ、その観光客が実際に来るのかなと。現在でも坂本神社には観光客が来ていますけれども、観世音寺あたりは人があまり行っていないんですね。ということは、それから観光客が太宰府の観光業者、その人たちを救う手だてがないと、今後のV字回復というのは今のところ僕は見えてこないんですけれども、それを大きなことだけを言ってもらっても、そういう観光業者が利益を出したりして仕事がちゃんとできるような方向性を見いださないと、私は太宰府のV字回復はないと思うんですね。そのことを市長がどういうふうにお考えであるかをお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず、東谷理事、2年間限定の予定でありますけれども、ここのポイントは、やはりこの東谷理事が2年間こちらに理事として赴任をしてもらったということ、併せて本市の職員を2年間九州電力に送っているということでもあります。これまで本市の歴史を振り返っても、九州電力、間違いなく福岡随一、九州随一の会社だと思います。1万人を超える職員さんおられて、歴史も、また格も大変ある会社だと私は認識をしています。その会社から市に2年間限定とはいえ、わざわざ赴任をもらうこと、またうちの職員がその2年間交代であちらに出向して様々な修行をさせてもらうということ、これは本当に私は意義のある人事交流だと考えております。

昨年の五味理事の環境省との人事交流も同じように若手職員が環境省に2年間出向しております。今年は係長にもなって最前線で頑張ってくれていると聞いています。国の霞ヶ関のまさしく様々なやり方、考え方、こうしたものを肌でうちの太宰府市の職員が感じて帰ってきてくれる、このことも大変意義がありますし、五味理事自身も様々な経験を通じて、特にこのコロ

ナ時代の国との連携に先頭に立って様々な発案、そして根回しなどやってくれています。本当に彼らの頑張りがなければ、私自身今コロナ時代の様々なこれまでの臨時議会での提案も成り立たなかったのではないかと、そのように思っておりまして、心から感謝をしているところであります。

そうしたことを踏まえて、今回詳しくはせっかくの機会ですから東谷理事から答えさせますけれども、コロナ減観光も、もちろん大方針は市長の私が果たさせていただきませうけれども、実際の細かい部分、どのような整備が必要であるか、そうしたことは当然職員に任せるほうが効率的でもありますし、私自身の働き方としても、また市全体の行政の動かし方としても私は適していると信じておりますので、私自身はこの今の時代において観光に行くこと自体、観光客、観光地を回ること自体が非常にはばかれる、自分たちが例えば東京から来た、様々な新型コロナウイルスが比較的はやっているところから来た、福岡の人は逆に九州のほかのところに行けば、福岡から来たということで様々な被害を受けているような、そうした残念な状況になっている、これは新型コロナウイルスという共通の敵でありますけれども、どうしても人類社会の中でこうした未知のウイルスに対して分からないからこそ、過剰な差別なり反応をしてしまうということは、人間のさがといいますか、大変悲しいことであります。

そうした中で、しかし前向きに太宰府市のような国際観光都市はお客様が来ていただくように促すことが今こそ必要だと考えておりまして、そうした中でやはりコロナ減観光というネーミングもそうであります。太宰府の長い歴史の中でこうした疫病対策などを行ってきたような歴史、場所、神社仏閣、こうしたものが太宰府の誇り得るものとしてございますので、そうしたところをコロナ封じ、疫病対策、コロナ減のためにあえて回っていただく、子どもたちにも親しんでいただく、そうした歴史や文化を知ってもらう、このことでコロナ時代でも、ウイズコロナの時代であっても観光という形で、コロナ減という形で多くの方をお招きすることも、もちろん3密にならないような対策は必要でありますけれども、前向きにお客様をお招きすることができる一つの発想の転換ではないか、チャンスではないか、そうしたことを私自身感じておりまして、このような打ち出し方になったところであります。詳しくは東谷理事より答弁させます。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（V字回復担当）（東谷正文） 観光経済部理事の東谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

コロナ減観光ルートの件に関してご答弁させていただきます。

こちら、先ほど観光経済部長、市長からも答弁がございましたとおり、ウイズコロナ時代にどのようなことができるかということで、コロナに対して打ちかっというということで打ち出させていただいております。2つのルートですね。竈門神社ルートと観音巡礼ルートということでご用意しようと考えておりますけれども、その中でコロナに勝って、私もこちら太宰府市でお世話になるまでこうした観光関係ですね、非常に危機的な状況というのは伺っておりま

したけれども、ここまで危機的ということは正直恥ずかしながら存じ上げませんでした。そこをしっかりと対策をしていくためにも、少しでも明るい話題を提供させていただくためにも、こういった観光ルートを実際に歩いて身近に感じていただくということは必要じゃないかと考えておるところでございます。

また、こちら抽象的な課題でもございますけれども、現在観光推進基本計画というのを平成31年3月に策定しておりましたけれども、こちら令和のエッセンスですとか、あるいはコロナのエッセンスを加えまして改定したいと。何らかの形で手を加えたいというふうに考えております。こちらにつきましてもコロナの関係を、これも、観光ルートの件も一つの施策でございますけれども、そういった全体の計画もしっかりと対応しながら対応していきたいと考えておる所存でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） あまり答弁が長いので、私が質問する時間がのうなってきたんですが、私が一番やっぱり聞きたいのは、今言われたことも分からんでもないんですけども、今現在コロナ対策じゃなくて、対策も含めて太宰府の観光業をどういうふうにしていきたいのかというのが私が一番聞きたいところなんですね。そして、この観光をどうしたいのかという中でアイデアコンテスト、このアイデアコンテストというのはどういうことなんですかね、これ。コロナ感染防止対策というのは、これはイベントじゃないわけですよ。危機が迫っておるわけですよ。それでコンテスト、誰が審査するんですか、これ。誰が審査してそのコンテストでこの業者に、みんながしたらうちもやっているよということが出てくる可能性はあるわけですよ。そこだけじゃないでしょう。というのは今も現在しているわけですよ。それでコンテストで何を選ぶんですか。お願いします、市長。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まさに危機迫る状況だからこそ、あえて発想を転換して、やはり明るい希望を持っていきたいと私は思っているわけであります。ただ単にこの未知のウイルスに対して萎縮をして、家の中に留守番をしていようと、誰とも接しないでいようでは、この観光都市を救うことはできないわけであります。だからこそ私はこの前向きな様々な提案をいただいて、そうした中でこれは全国的にも取り上げてもらうことが太宰府市発でできるような安全対策を行っている、安心感の創出を行っている、そのような業者さんが地元におられれば、これは大変誇らしいことでありますし、そうした方々のアイデアを積極的に我々自身が称賛をさせていただき、表彰させていただき、そして公開をさせていただいて、そのことによって多くの皆様方が、太宰府は安心だといってお越しいただければ、これは観光の復活になるわけであります。世界中見ても今なお新型コロナウイルスに対して、まさに確実な安全対策、そして感染対策は、まだワクチンも発明されておられませんし、そして特効薬もない中でありますから、そうした時代だからこそ前向きに我々はこうしたアイデアを募り、そしてそれを太宰府から発信する

ことができれば、必ず太宰府の観光なり、そして市のアピールにもつながってくると確信をしております。

○議長（陶山良尚議員） 3番舩越隆之議員。

○3番（舩越隆之議員） 言っていることはよく分かるんですが、このアイデアコンテストをすることによって、全国的に別に目立つ必要はないわけですよ。これは全国どこでもやっていることであって、太宰府が特化してやっているわけじゃないんで、こういうのを広めて太宰府がよくやっているというような問題じゃなくて、ほかの県もいろいろやっているわけですね。だから、わざわざ全国的にそれを広めろというような目立つ必要もないし、今現在の観光業者の方とか商売人はいっぱいやっているわけで、こういう対策としてはですね。

だから、そのところはちょっと何かあまり目立つことばかりするんじゃないで、もう少し身の入った支援というか、例えばこれはコロナによって、私は全協でも話したけれども、アルバイト、パートをやめさせられて困った人もいっぱいいるわけですよ。コンテストをすることにそこにお金を出すなら、困った人たちに助けて生活の糧にしてあげる、そしてまた働けるようなことをしてあげるのが、太宰府の経済が盛り上がってくるんじゃないですか。じゃないとその人たちはずっとあくまでもそういう状況でいなきゃいけないんです。それを復活させることによって太宰府市に対する市税が入ってくるわけでしょう。市税が入ってこなくなったら太宰府はピンチに立たされるわけですよ。そのことをよく考えていただきたいというのが私の今回の質問なんです。ただ目立つことだけじゃなくて、そういう困った人たちを本当に助けてあげるのが太宰府市の役目でしょう。市長の役目でしょう。そのことを私は強く言いたいんですよ。そのところはどうか考えてあるんですか。

○議長（陶山良尚議員） 時間がございませんけれども、端的にお願いいたします。

○市長（楠田大蔵） がんばろう令和支援金で30万円、また雇用対策、これは他市を見ましても全く遜色ない、この点については大変な額をかけてやってきた、ここは確信を持っております。また、もう時間もありませんけれども、コンテストについては、たかが率直に申して数十万円ですよ。これまでの15億円の対策の中でごく僅かな部分です。これまでの15億円の対策によって太宰府市は他市よりも手厚い対策を取っていると確信をいたしております。

○議長（陶山良尚議員） 3番舩越隆之議員の一般質問は終わりました。

ここで議員、執行部入替えのため休憩いたします。

休憩 午前10時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時34分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで一言申し上げますけれども、市長はじめ執行部の方に申し上げますけれども、30分しか時間がございませんので、答弁のほう端的にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは再開します。

8 番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔8 番 木村彰人議員 登壇〕

○8 番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告に基づき質問いたします。

太宰府市自治基本条例の運用状況について伺います。

太宰府市自治基本条例は、市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的に平成29年3月に制定されました。本条例は、市民の市政への参画を促し、協働を進めるための仕組みと、市政運営を計画的、安定的、効率的及び効果的に進めるための基本原則を定めています。施行から3年余りが経過したところですが、自治基本条例に基づくまちづくりが着実に行われているのか、その運用状況に関して2点お伺いします。

まず1点目です。本市のまちづくり、市政運営において、同条例は具体的にどのように生かされていますか。特に、本条例の主要な柱の一つである市民参画に注目したいと思います。同条例には市政に関する計画または施策の立案段階から市民参画の機会を積極的に創出するとあります。どれだけ市民参画の機会を増やすことができたのでしょうか。また、審議会等の委員を選任する場合は、原則としてその一部を市民からの公募によって選任するとあります。公募による市民の選任は進んでいるのでしょうか。

そして、もう一つの柱である市政運営の基本原則についてです。これは本条例を生かすというよりも、市政運営に関する各条文の内容についてどれだけ忠実に実行できたかということになります。本条例が市政運営に及ぼす改善効果はいかほどだったのでしょうか。

次に、2点目です。同条例には施行の日から4年を超えない期間ごとに、その運用状況について市民参画により検証するとありますが、今後どのように検証を進めるのですか。同条例の施行から3年余りが経過しており、本年度が条例の運用状況を検証する最後のタイミングになります。まさに本条例の核心部分である市民参画を最大限取り入れた条例の見直しを行うことになりますが、スケジュール的にもかなり厳しい検証作業になることが予想されます。今後どのような体制で、どのような工程で検証を進めるのかご説明ください。

以上、お伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） おはようございます。

太宰府市自治基本条例の運用状況についてご回答いたします。

まず、1項目めの本市のまちづくり、市政運営において同条例は具体的にどのように生かされているかについてであります。

本市の自治基本条例は、前文で掲げたまちを目指していくための太宰府市の自治の基本理念と行動原則を定めております。特に、市民主体のまちづくりの実現のため、市民参画は基本原則と規定しており、情報公開、意見や要望の聴取、協働など参画の仕組みや環境づくり、市政

への反映など市政運営の根本と考えております。

議員お尋ねの市民参画についてでございますが、ホームページやSNS、市報——広報ですね。記者会見などを通じた積極的情報公開、市民アンケート、パブリック・コメント、市長と語る会などを活用した市政に対する様々な意見や要望の機会の創出、市民視点での意見の聴取のための各種審議会への選任などを行っております。取りも直さず、自治基本条例が規範として制定されたことで、市民参画を念頭に行政運営をする意識が職員に徹底されているものと考えております。

議員お尋ねの審議会への公募による市民の選任についてでございますが、条例施行後から現在までの間、改選があった審議会等は28ございまして、うち公募による市民を選任した審議会等の数は7で、選任数は延べ10人となっております。割合としてはまだまだ至らないというところはございますが、多様な市民の皆様の意見を広く取り入れることができるような人選に努めたところでございます。

次に、2項目めの同条例には施行の日から4年を超えない期間ごとに、その運用状況について市民参画により検証するとあるが、今後どのように検証を進めるかについてご回答申し上げます。

検証作業につきましては、予期せぬ新型コロナウイルスの影響もございまして、準備が遅れぎみとなっておりますが、できるだけ早く進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。

まず、市民参画の機会を増やすことについてですけれども、様々な取組をなさっていらっしゃるというご回答でした。市民参画に対する職員の意識も徹底しているということでしたけれども、もうちょっと掘り下げてご質問させていただこうと思います。

まず、市民参画を増やす機会の創出です。これについては、今ご回答あった様々なものについては、実はこれ自治基本条例が制定される前からのもののような気がします。そこで、この条例が制定される前と後、明らかに増えた取組もしくは自治基本条例の制定後に新たに取り組んだ取組はあるのでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 市民参画につきましては、先ほど議員も今おっしゃられましたように、もともと本来行政のほうで取り組むべき課題でありました。今回それを、自治基本条例というのはそういった当たり前のことを当たり前に記載をしているというふうなことで、もともとの条例というのはつくられておると私ども認識をしております。私どもといたしましては、従前からその市民参画につきましては様々な市民の意見をあらゆる場で聞いておったというふうに自負しておりますので、特段この条例ができたことによりまして、何か新しいことを率先してやったということは今のところございません。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 様々な取組を行われたということは分かります。しかしながら、ご回答としては、何かしら数でこれぐらい増えたよと、そういう形でご回答いただけると私も非常に納得がいくわけですが、そこら辺がちょっと問題だと思います。

次に、審議会等の市民の公募についてお伺いします。ご回答では改選があった審議会等は28ある中で、その中で公募による市民を選任した審議会数は7つということですが、私の認識不足ですが、その公募があった審議会の7つ、私の記憶にないんですが、どういう形で公募されたんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 公募につきましては、広報、ホームページ等に記載をいたしまして、定員の100倍の方に対して通知を行いまして、失礼いたしました。広報等はやっておりません。定員の方の100倍の方に無作為抽出で通知を行いまして、その中から手を挙げていただくというふうなやり方で今行っております。一般に、ただ単に公募をするというやり方では今しておりません。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） それでは、審議会等の委員の選任に当たって、市民を公募するルールと
いうか、やり方についてはきちんとした形、フォームというのはないんですか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 公募という形で言われれば、今申し上げたような形になります。繰り返しますが、公募の人数がお一人であれば、100人に対して無作為抽出で選んだ市民の方に通知をお送りして、こういう審議会等公募しておりますので、もしなれる方を挙げてくださいますと、お二人であれば200人に対してそういう通知を行うと。そして手を挙げていただくというふうなやり方をしております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） その公募のやり方についてはいろいろ議論があると思いますが、それについてはちょっと置いておきますけれども、28の改選の審議会があったところで、7つの審議会の委員を公募したと。残りの21の審議会の公募についてはどうなされたんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 審議会等の中には市民枠というのがそもそもないところもございますし、要するに識見者で固めているところもございます。市民枠というところも当然ございまして、公募をしていない市民枠というのもございます。これはそれぞれの団体の方のご推薦とか、そういうふうな枠を決めておいて、その中でご推薦をいただくというふうなことでの選任

の仕方ということになっております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） 自治基本条例に定められていますですね。審議会等の委員を公募する場合は市民を公募により選ぶと、公募原則ということがしっかりと定められているわけですが、実はそのやり方についてはこの公募原則に反しませんか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） あくまで原則といたしましてそういうふうな記載の仕方があっております。そもそも原則ということで、例外といいますのはやはり専門的な知識を持たれてある方とかがということが例外として書かれております。公募によらない市民枠の分につきましては、やはりその分野で日頃汗をかいていらっしゃる方、市民として活動されている方のご意見等もやはり酌んでいかないといけないだろうと、そこの方を無視して一律に公募というのはなかなか難しいんじゃないかと、そういうところもやはり所管部課としては持つておるわけなんです。ですから、そういうところで市民枠に数が限りがある場合には、そういった状況の中で選出をしております。

○議長（陶山良尚議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） この市民参画機会の創出とか委員の市民公募についてご回答いただいたんですけれども、なかなか自治基本条例の制定以降、それがしっかりと進捗しているのかどうかなかなか分かりにくいというところで、もう一つは私の認識としてはこの市民参画及び審議会の公募についてはなかなかまだ進んでいないんじゃないかという前提についてちょっとご質問、ご提案させていただきたいと思うんですけれども、なかなかこの進捗の実態がつかめないというのは具体的な目標値を掲げていないからじゃないかと思います。市民参画の確実な推進のためには目標の数字を掲げて取り組むのが一番近道じゃないかと思うわけですが、例えば市民による政策提案の件数を掲げるとか、もしくは委員に占める市民の公募のパーセンテージを定めるとか、そういうのに向かって取り組んでいただくとはっきり進捗は分かるんじゃないかと思いますけれども、これらをルール化して、本市の行政評価の指標として取り上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 一つのご提案として、その辺今後検討はしてまいりたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） 市民参画の評価としては、市民意識調査の満足度という形でそれが掲示してあるわけですが、非常に抽象的で分かりにくい数字なんですね。ぜひとも具体的な数字を上げていただくことをお願いします。

それともう一つ、質問の中に、最初の1件目の中に私質問したんですけれども、もう一つの

自治基本条例の柱である市政運営の基本原則についてちょっとご回答がなかったので、改めてお伺いしたいんですけれども、この市政運営の基本原則については、この自治基本条例の中でかなり多岐にわたる条文がございます。例えば総合計画や財政運営、人事政策など列記されてあるわけですが、今回はちょっと時間の関係でその中から1つだけ取り上げさせていただきます。

行政評価についてお伺いします。同条例では、市長等は市民及び専門家等の参画の下に行政評価を実施すると明文化しております。しかしながら、本市が平成17年度から続けている行政評価、これですね、今回の決算委員会でもいただきました。タイトルは施策評価となっていますけれども、行政評価、これについては職員による内部評価、自己診断ですね、内部評価にとどまっております。しかしながら、この施策評価の中でも令和2年度の行政評価の中でも、住民との協働評価を実施することが必要であるよとこの中でも書いてあるわけなんです、自己評価にとどまっておると。以前、有識者と市民による事務事業評価という委員会がございましたね。これについては平成31年度に廃止になりました。残念なことで、今回この行政評価、自己評価にとどまっているわけなんですけれども、自治基本条例の条文に従い、市民及び専門家等の参画の下に行政評価を行うお考えはありますか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 今、議員おっしゃいました外部評価の委員会というのを、以前事務事業レベルの中でさせていただいておりました。その後、一定何度かする中で、総括をやはりしていく必要があるということで、今一旦取りやめをしております。どういうやり方がいいのかというのもまた考えていかないといけないと。今までの外部評価委員会のような事務事業レベルで果たしていいのかどうかと。既に先行してやっていた宗像市さんでもその辺ちょっと見直しというふうなところで一旦止まったというところもありますので、今後どういったやり方がいいのか含めまして考えて、検討はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） しかしながら、これ平成17年度から進められている行政評価ですね。こちらについてはずっと職員による内部評価にとどまっておる、これは非常に大きな問題だと思っています。それこそ3年前に自治基本条例ができました。その中で行政評価については市民や有識者を入れた外部評価にしますと言うているわけですから、しっかりこちらのほうも内部評価から一歩踏み出して、そういう外部評価とは言いませんよね。これ市民参画による評価体制をつくっていただくようお願いしたいと思います。

2件目の質問についてですけれども、この自治基本条例ができて4年を迎えるわけなんですけれども、見直しについては4年を超えない期間で見直すとうございます。今年度見直すべき年度ですけれども、もう半分終わってしまいました。そこら辺で非常に時間的な制約があるところで、あえて質問させていただいたんですけれども、そのご回答ですね。それについて私ちょ

っと納得いかないところがございます、できるだけ早く進めてまいりたいというご回答でした。私の質問としては、これについてはもうちょっと踏み込んだお伺いをしたわけなんですけれども、今後どのような体制で、どのような工程で検証を進めるのかというふうに聞いたんですけれども、できるだけ早くというのはあまりにも回答がシンプル過ぎて、今の段階で回答できる範囲で構いませんので、どのような体制でどのような工程でやるのかを、今分かる範囲でご回答ください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 申し訳ございません。体制についてでございますが、議員もご存じのとおり、この自治基本条例見直す際には、検証する際にはやはり一定審議会等につくらないといけないと思っております。当然、審議会の中には識見者の方をやはり中心にお呼びしてするというところでございますが、今その識見者の方の選考をやっておるところでございます。決まりましたら、大学の先生等に多分なるんじゃないかと思いますが、その先生とどういったやり方で、またあるいは審議会のメンバーをどうするかとか、そういうところを細かく協議をいたしまして、最終的に決めていきたいと。スケジュール感も含めて決めていきたいと思っております。まだその中心となる先生が決定しておりませんので、今選考中ですので、ちょっとその辺は保留をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 今のご回答では、識見者を決めると、識見者が中心だというようなご回答だったと思いますけれども、具体的な実務的な部分は識見者に頼るところがあると思いますけれども、しかしながら条文には市民参画により検証するというふうに書いてあるわけです。市民参画というのは、あくまで市民ですよ。市民を参加させるというところがこの検証の重要な部分になると思いますけれども、識見者はちょっと置いて、市民参画についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 当然、市民の方もこの中には入っていただくような、どういった形になるか、入っていただくような形にはなろうかと思います。見直しに際してですね。審議会のメンバー等というふうにするかというのは、やはり識見者の方と協議をして進めていきたいというふうには考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そちら辺がちょっと私の認識と大分違うところかもしれませんけれども、あくまで市民参画が前提で、市民参画が中心で、識見者の方はアドバイザー的な、法律的な、技術的なサポートをされるんじゃないかというふうに私は思っております。もしかしら識見者の方は太宰府市の在住の方じゃないかもしれませんよね。そしたらなおさらのことですよ。

もう一つ、どのような工程で見直しを進められるのかという、それについてもうちょっと詳しいお話を聞きたいんですけども、なかなか工程表がないままにご回答するのは難しいと思いますので、そこで本年度中にできること、やらねばならないことは何でしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） やはり自治基本条例ができて、その辺の評価といたしまして市民がどういうふうに捉えているか、自治基本条例があることでどういうふうに捉えてあるかというふうなアンケート等はやはり取りたいなというふうには考えております。少なくともそこはきちっとやっていきたいなとは思っております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうですね。もう今年度が半分過ぎてしまっていますので、この検証自体は年度をまたぐ形になろうかと思えますけれども、本年度中にしっかりやるべきことはやっていただきたいと。準備ですよね、検証のための準備をやっていただきたいと思えます。

ちょっとまとめになりますけれども、今回本市自治基本条例の柱である市民参画と市政運営の基本原則について伺いました。まず、市民参画についてですが、市政への市民参画を実感できるまでにはまだまだ時間を要するものと理解しています。具体的な目標値で進捗を管理しつつ、着実に市民参画を進めていただきたいと思います。そして、市政運営の基本原則についてですが、各条文を着実に実行することが何より市政改善に直結するものと考えています。同条例を負担に思うことなく、前向きに活用してまいりましょう。

自治基本条例に基づくまちづくりは、市長、執行部だけではなく、もちろん議会議員にも役割と責務がございます。同条例を念頭に常に意識しながら、市民主体のまちづくりの実現に向けて、共に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔13番 長谷川公成議員 登壇〕

○13番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました高雄公園について質問させていただきます。

新型コロナウイルスが猛威を振るい、全く先の見通しが立たない中、市民の皆様、職員の皆様のご協力のおかげで感染者の急激な増加も抑えられているのではないのでしょうか。まだまだ

油断できない状況ではありますが、これからも熱中症等に気をつけた感染対策をしっかりと行い、新型コロナウイルスに負けないように頑張っていきたいと思います。

質問に入ります。

1 項目め、新型コロナウイルスの影響により休校を余儀なくされ、学校は立入禁止になり、公共施設も一時閉館となりました。その間、児童・生徒は公園等でたまったストレスを解消するため遊びに行っておりましたが、週数回定期的に利用している団体から追い出される事態が発生しているとのことでした。高雄公園は占有ができない公園の一つとして認識しております。このような事態が発生するのであれば、きちんと行政指導すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

2 項目め、時間外の利用について。高雄公園には利用時間が定められておりますが、グラウンドのネットから入れるため、早朝、夜遅くなど時間外に利用し近隣住民の迷惑になっていきます。市として対策を講じる必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。

3 項目め、グラウンド利用のルールについて。グラウンド側には看板が設置され、禁止事項が明記されていますが、見にくいようで目に入らず、気づかない利用者も実際にいて、注意するとトラブルになったと聞き及んでおります。グラウンド利用の看板を見やすいところに設置し、内容もより分かりやすいものにすべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

4 項目め、ビオトープの維持管理について。公園の完成時には近隣の園児がメダカを放流し、きれいでしたが、現在は見られたものではありません。これからどのように維持管理を行っていくのか、お伺いいたします。

以上、1 件 4 項目について質問させていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 高雄公園についてご回答させていただきます。

まず、1 項目めの定期的に利用している団体が占有し、他の利用者が利用できないときがある、行政指導すべきだと考えるが、市の見解を伺うについてでございますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大で外出自粛が呼びかけられる中、学校も休校となり、一部の公園に利用者が集中いたしました。閉鎖中のレクリエーション施設に代わる数少ない子どもたちの遊び場として利用者が増えたものと感じております。

そこで、本市といたしましても公園利用については閉園はせずに、密集を避けて利用いただくよう注意喚起の掲示と呼びかけ、使用状況などの確認を行うために定期的に見回りを行ってまいりました。

そのような状況の中におきまして、高雄公園ではグラウンドの一部占有がなされ、ほかの利用者が利用できないことが発生していたということで、本来高雄公園につきましては団体の占有が認められていませんので、今後も見回りを継続し、利用者が譲り合いながら相互が利用できるようにしていきたいと考えております。

次に、2 項目めの利用時間外の利用により近隣住民の迷惑になっている、市として対策を講

ずるべきだと考えるが見解を伺うについてでございますが、市としましては利用者専用駐車場を配置しています公園につきまして駐車場の門扉の開閉を行っており、ご指摘の高雄公園につきましても同様に夜間施錠をしております。この件につきましては、自治会長からも状況につきまして報告を受けておりまして、まずは注意喚起の看板の設置を行ったところでございます。今後も見回りの強化や看板等の設置など対策を講じていきたいと考えております。

次に、3項目めのグラウンド利用のルールについて看板に禁止事項が掲載されているが、利用者トラブルを招いている、内容をもっと分かりやすく見やすい場所に設置すべきだと考えるが見解を伺うについてでございますが、こちらにつきましては公園の利用に関する看板の設置につきまして、当初設置したもの、それから利用形態に応じた注意喚起の看板等を追加で設置してまいりました。誰もが気持ちよく利用していただけるように、公園利用のルールにつきましては徹底することが肝要であることから、利用上、景観上問題のない箇所に分かりやすい注意喚起の看板を設置し、今後とも公園利用者のマナー向上に努めていきたいと考えております。

次に、4項目めのビオトープの維持管理について、現状と実施状況を伺うについてでございますが、この事業は自然の生態系を身近に感じられる環境づくりとして進めているものでございます。毎年池の管理、除草、清掃、土砂搬出等でございますが、それから水質検査、生態調査なども行っており、筑紫女学園大学様との協力も得ているところでございます。できるだけ自然を再現するという視点から現在の状態となっているところでございますが、子どもたちや地域の方々が学びやすい環境という視点も踏まえ、今後管理業者と協議し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） ありがとうございます。この高雄公園ですが、先ほどもちょっと確認しましたが、できて10年になるんですね。コロナウイルスが流行していなければ、例えば地元で何かイベントとか企画してもよかったかなというように、私自身そういうふうに思うんですが、やはりまずコロナウイルスで学校が急に休校になったと、子どもたちは家にばかりにはおられないと、やっぱり体を持て余しますからね。そこで、小さな公園よりもやっぱりみんなで遊べる広い公園に行ったら。そうすると、ふだんはいいんでしょうけれども、定期的に利用されている団体のほうから、今から使うから出ていけと、そのように言われたというふうに伺っております。定期利用団体の貸出しが基本的にはこの公園にはないわけです。そういった占用して出ていけというのはちょっといかなものかと、正直言って思いますね。

この公園は特に誰でも自由に遊べる公園ですので、そういったことが起きたというのは私はちょっと悲しいことですね。自分たちが使うから出ていけというのはですね。こういうことがあっては本当はならないと思います。

定期的に利用している団体は、公園に例えば倉庫なりも置いているというふうなことも聞いております。ですので、こういった恐らく指導はしてあるとは思いますが、今後またこうい

った事態になったときにどのように行政指導していくかというところですね。現時点でこういった行政指導、そういった団体と協議を行い、指導されたことがありますか。ちょっと伺います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、先ほど申し上げましたが、4月、特にゴールデンウィーク中等、子どもたちだけでなく多くの方々に公園をご利用いただいたということで、公園の管理者としては大変うれしい状況なんですけど、しかしながらあまりにも多くの方々が一度に逆に密集されたという状況がございました。そういう状況がございましたので、私たち職員が定期的にこの高雄公園だけでなく市内の公園を巡回して、パトロールといいますか、状況確認を行っていた次第でございます。その中で占有的な状況がありましたら、声かけ、ここは皆さんの公園でございますので、ほかの方々の迷惑にならないようにという声かけも中には行った状況はございました。

この高雄公園につきまして、先ほど定期利用団体さんの占有が今問題となっておりますが、こちらにつきましては私たち職員も今後定期的に巡回等も、今現在ちょっと一旦落ち着いているものですから、やっておりますが、今後継続的に巡回を続けまして、また状況も確認の上、もしそういう状況がございましたら、私たちも声かけをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） ふだんは、今回のこの質問において、急に休校になったということまで殺到したということなんで、ふだんはそういった問題は恐らく発生しないと思います。それは高齢者の方が健康づくりのために利用しているのであって、そういった占有の実態は実際今回出てきたということで、今後とも注意深く見守っていただけたらと思いますので、どうかよろしくお願いします。1項目めはこれで終わります。

2項目めなんですけど、グラウンドが民家に近いということで夜、それも恐らく休校中だったと思うんですけども、若い子たちが来てわあわあ夜遅くまで騒いでいたと。実際自分たちじゃあトラブルに巻き込まれるかもしれないので、警察も呼んだと。警察を呼んだのはよかったんですが、さっき部長のご答弁でもありましたけれども、看板が設置されてあります。時間も書いてあるようなですね。ただ、グラウンドのネットの横からグラウンドに入れるものですから、子どもたちなかなかそういった看板にも気づかず、ただ騒いでいたと思うんですが、警察も呼んでどうしたらいいかと相談したら、看板はそういった抑止効果がないので、ちょっとこの看板はですねというふうに近隣の方言われたとおっしゃっていました。

ですので、今後どういった看板なら抑止効果があるのか、例えばじゃあ夜遅く、部長のところに夜遅くに騒いでいるから行ってくれなんていうことはこっちは言えませんので、できれば例えば警察と協議しながら、そういうので高雄公園ではなくほかの公園もひょっとしたらそういった事案あるかもしれませんので、今後ちょっとそこは認識しておいていただいて、またこ

ういったトラブルが発生しそうな状況になれば、警察とも連携しながら行っていただきたいと思いますので、これは要望です。よろしく願いしておきます。２項目め終わります。

３項目めですが、これグラウンドの中ですね。先ほどもちょっと占有の件言ったんですけれども、昔はあそこ高雄公園、バックネットがあつて東中学校のソフトボール部が当時あったときは、そこで週末は練習とかしていました。ですが、今は看板見ると、バットで硬いボールを打たないとか、そういったことが書いてあるわけですね。もう完全に、要するにソフトボールは、野球は硬いボールではするなというふうな、そういった意味だと思うんですが、じゃあ何のためにあそこにバックネットを設置したのか、当初の目的と何か変わってきているような私は気がします。せっかくバックネットがあるんであれば、もったいないんで、やっぱり何かしら利用すべきというふうに思うわけですね。

しかし、もうバットで硬いボールは打たないというふうに書いてあるので、なかなか利用はできないんですが、もう一個ちょっと言い換えるならば、じゃあグラウンドゴルフも硬いスティックで硬いボールを打っているような、ちょっと打球の方向とかは違うと思うんですが、そういったことも子どもたちから言わせると思うわけですね。何も野球ばかりじゃないじゃないかと、硬いスティックで硬いボールを打っている、同じことじゃないかというふうな、子どもたちの意見を述べさせていただいたらそういうふうなことも言っていますので、例えば何というのかな、高雄公園ではなく、以外でもそういった公園で、あれは都市公園の一つになるんですかね。地域公園でもいいですが、例えば利用の割り振りも私は必要ではないかと思います。これちょっと提案させていただきたいんですが、例えば時間帯とか曜日によって利用方法を検討していくと。例えば地域の方にも入っていただいて、例えばじゃあこの曜日はこういったウオーキングの方が多いときはやっぱりなかなかそういうのはできないので、この時間帯は少ないとか、じゃあ土日ともう子どもたちに例えば優先に開放して、こういったものができる、そういったことも検討してみてはいかがかと思うんですが、ご答弁をお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） ただいまの利用の在り方についてのご提言ということでございますが、太宰府市内には今現在137の都市公園がございます。その中でほとんどの公園は高雄公園と同様に占有が認められていない公園でございまして、そういった公園につきましては、利用者の方々がお互いに譲り合いながら利用していただくということになりますので、その点お願いしたいと思っております。

そのため、先ほどおっしゃられました野球の関係ということでございますが、それ以外にゴルフ、野球でもキャッチボールなどは特にほかの方々にご迷惑がかからなければ特に禁止等はしておりませんが、バッティングにつきましてはやはり遠くに、特に失敗と言ったらいけませんけれども、思わぬところに飛んでいく可能性もございます。そういったほかの利用者の方々に危険となるもの、また迷惑となるものなどにつきましては禁止ということで、看板等の掲示をさせていただいているところでございます。

今後とも公園利用者の皆さんが楽しく気持ちよく利用いただけるように、皆様のご理解とご協力が必要になってくるものでございますので、この公園の在り方、利用形態につきまして、先ほど長谷川議員がご提言いただかれましていろいろな方々のご意見もお伺いしながら、今後公園の在り方につきまして、活用につきまして検討をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） ありがとうございます。もう一点トラブルの事案が発生していますので、ちょっとご報告をさせていただきますが、週末に車で、駐車場とか入れない、道路に乗りつけてそこに自転車を降ろして、子どもに練習をさせたかったんでしょうね、その保護者は。自転車をグラウンド内に入れて子どもと一緒に練習していたと。そうすると、ある方が、もちろんここは自転車の乗り入れは禁止ですよと注意されますよね。一応看板にもきちっと書いてありますから。だから、そこでいろいろとトラブルになって、結局自転車の練習もできなかったというふうに聞き及んでおります。

確かに、自転車の練習は最近場所がないもんですから、かといって道路でするわけにもいかないし、もちろん学校のグラウンドも乗り入れはたしか原則禁止だというふうに認識しております。あと社会体育等が使っていたら特にそうですね。

自転車の練習等もちょっと今後週末とか祝日とか、例えば時間帯によってはそういうのも何かどこかでできたらいいなというふうに思います。自転車はやっぱり幼い頃から練習して、それがもうずっと一生使っていくものですから、ですのでちょっと自転車のそういった練習場も今後は必要ではないかというふうに思っておりますので、それがいっぱいになってぶつかって危ないとか、もちろんあるんですけれども、今後は広い公園ならではの、せっかくあれだけ広いグラウンドがあるものですから、利用の割り振り等も本当に真剣に考えていただいて、ぜひとも検討していただくようお願いしておきます。

それともう一点なんですが、野球、ソフトボール等は恐らく原則禁止、硬いボール打てませんからね。そしたら、昨年陳情でも上がっていましたが、例えばバスケットゴールの設置をするとか、そういったことも今後検討されてはいいのかなと思います。これは要望しておきますので、どうかよろしくお願いします。これで3項目めは終わります。

最後の4点目のビオトープの件ですが、せっかく立派なものができたというふうに思っていたんですけれども、やっぱり年々、さっきも言いましたけれども、10年ぐらいたつてくるとどんどん朽ち果てていくというか、やっぱりなかなか維持管理が難しいようで、血を吸う蚊がいますよね。蚊が結局水たまりとかに卵を産んで、それが大きくなってまたどんどん成長して、だからもう水をなくすならなくす、入れるなら入れる、ただし入れるなら、できたら蚊は水の中に卵を産むから、それは魚がいたら卵とか食べて蚊の発生を防げるようになっていくと思いますので、そういったことも今後検討していただいて、とにかくあれだけきれいだったのが非常に醜い姿になっていますので、ぜひともお願いしておきます。これも要望です。

最後になりますけれども、高雄公園、近年は利用者も増加して、もう一点これ最後に要望なんですけれども、東中から下りてきたところと高雄公園に行くところの三差路になっているところがあるんですけれども、そこの入り口のところが非常に離合しにくいということで、これも車同士のトラブルになっています。実際あった話です。ですので、道路の拡幅も最後に要望しておきますので、どうかよろしくお願いします。

公園は利用者がストレスを解消できるように、憩いの場としてあるわけで、何もせっかく公園に行って利用して気持ちよかったで、帰りまたもめごとになる、せっかく今から公園で遊ぼうというのに、また行ってもめごとになる、そういったストレスをために行くところではないので、行政の役割としてしっかり管理運営のほうお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで議員、執行部入替えのため休憩いたします。

休憩 午前11時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時32分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

まず、宇美町の粉じん被害の新聞報道についてお尋ねをいたします。

8月20日の朝刊に宇美町の粉じん被害要望書についての報道がなされました。まず、粉じんの発生源と思われる企業というのが太宰府市内の企業なのかどうなのか、また今日まで私の地元の方々との聞き取り調査などで、本件については相当以前から指摘がなされていたというふうには聞き及んでおります。これまで宇美町の地元の自治会等から宇美町や関係機関、特に筑紫保健所などにも申入れがなされたというふうに伺っておりますが、本市などにもそういう要望などがあっているのかどうなのか、あっているとすれば今日までどのような対応をされてきたのか、お伺いをします。

さらに、粉じんの発生源が太宰府市内の企業の場合、今後どのように対処されるのか、お伺いをいたします。

次に、都市型の災害対策、とりわけ大雨について伺いたいと思いますが、最近の災害情報などでよく使われている、今まで経験したことのないようなということをよく聞きますが、毎年毎年大変な災害が発生をしております。本年7月6日からの北部九州、とりわけ本県では大牟田市における災害が大変なものでありまして、7月6日から8日までの雨量は754mmで、これは大牟田市の観測史上最高の記録であると聞き及んでおります。被害も甚大であり、死者2

名、重軽傷者1名、軽傷者3名、住宅の全壊が3戸、床上浸水1,079戸、床下浸水1,719戸、道路被害、損害、陥没等200か所以上であります。

今回の質問で私が特に気にしておるものは、大雨で国道や県道が冠水し、それぞれの家庭や事業所に止めておりました車あるいは通行中に動かなくなった車が道路に流されたまま放置せざるを得なくなり、水が引いた後に、例えば緊急車両等の通行に支障が出たということであり、時として緊急車両の通行の障害になるということが今回の大牟田市等の災害の中で分かりました。本市もいつ起きるか分からない状況であります。日頃から市民の皆様への啓発が重要になると思いますが、これはあの東日本大震災でも言われたことですが、常日頃の啓発、これもチラシや講演などではなかなか肌で感じることはできないような気がします。目で見るということは大変重要に思われますが、様々な方法を駆使し、市民の皆様への啓発を行うべきと思いますが、具体的な対策があればお伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 1件目の宇美町の粉じん被害の新聞報道についてご回答いたします。

1項目めの8月20日に宇美町の粉じん被害要望書について新聞報道があった、太宰府市の企業からの粉じんなのかについてでございますが、本市と宇美町との境界付近には産業廃棄物処理業、運送業、建設業などの事業所が立地しております。また、大型車両の通行量が多い県道筑紫野古賀線もあり、太宰府市域に立地するいずれかの事業所からの粉じんが主たる要因と特定されているわけではございません。

次に、2項目めの原因の調査、宇美町や関係自治会の方々との協議は行っているのかについてでございますが、まず原因の調査につきましては、工場などでの事業活動によるもの、車両の通行により発生する砂じん、黄砂など様々な原因が考えられますが、これまで本市におきまして原因を特定するための調査を行ったことはございません。

次に、宇美町や関係自治会である宇美町仲山区自治会との協議につきましては、平成29年1月に仲山区自治会、宇美町、福岡県筑紫保健福祉環境事務所と協議を行いまして、本市や福岡県の対応状況の報告や、仲山区自治会内での被害状況の聞き取りを行いました。また、直接住民の方から本市や宇美町にご相談をいただくことがございまして、その場合は相談内容にあります事業所を福岡県と共に訪問し、作業状況の確認と場内及び運搬車両による砂じんなどの飛散対策として散水などの徹底をお願いしているところでございます。

なお、相談いただきました内容につきましては、宇美町と情報共有をいたしまして、福岡県と共に対応した内容につきましても、相談者や宇美町に報告を行っております。

次に、3項目めの今後の対策についてでございますが、福岡県知事及び宇美町町長宛てと同内容の要望書を8月27日に仲山区自治会から本市市長宛てに提出をされておりますので、福岡県及び宇美町と連携をいたしまして、要望事項を精査の上、今後の対応について協議を行って

まいります。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 次に、2件目の都市型の災害対策についてご回答いたします。

まず、大雨に伴う道路冠水の対応についてですが、近年は前線に沿って発達した雨雲が線状降水帯を形成し、同一区域に集中して長時間降り注ぎ、様々な豪雨災害をもたらす傾向がございます。

このような中、本市では大雨が予想される出水時期や台風シーズンにおきまして气象台と気象情報を共有し、大雨が予想される場合には職員があらかじめ職場へ待機するなどし、過去災害が発生した危険箇所や冠水する道路等を定期的に見回り、必要に応じて一時通行止めなどの対応を行っております。その際には、現場での車両の無理な通行により、車両水没等の被害を防ぐために職員が現場に待機し、交通整理等を行うなどの対策を取っております。

また、通行止めを行った際には、災害警戒本部で情報を共有するとともに、市民へ周知を行うためにホームページ上で通行止めの道路情報等を掲載し、関係機関でございます筑紫野警察署や太宰府消防署に情報等の提供を行いまして、災害の拡大防止に向けた対応に努めているところでございます。

次に、避難等の市民啓発についてご回答いたします。

豪雨等に伴い、避難が必要な場合には、气象台により警報が発令されることに併せまして、国が示す避難警戒レベルのいずれに相当するかの判断をし、避難が必要な区域にお住まいの住民に広報車両を使いまして避難情報等の広報を行っております。併せて、防災メール・まもるくんやV-n e tを活用し、開設した避難所の案内とともに避難行動を呼びかけております。

また、ここ数年は短期間における雨量がすさまじく、本市においては鷺田川が増水した場合に御笠川や河川に流れ込む支川——支流でございますが、内水氾濫が発生することも想定されますことから、指定された避難所まで移動するよりも直ちに避難を要する場合には、自宅の2階や近隣マンションの2階以上の高台に避難する、いわゆる垂直避難を検討する必要があるがございます。今後も市民への啓発につきましては、災害の状況に応じた避難行動が取れるよう、様々な情報発信ツールを用いることと併せて、自助、共助、公助を基本に市民が参加できる避難訓練等の実施を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 私もなかなか不見識で申し訳なかったなと思いますが、相当この宇美町の粉じんについては長い間地元の方たちは被害を被っておられたということではありますが、今ご回答がありましたが、具体的な事業所からの粉じんの因果関係といえますか、この企業だというふうに特定をされているわけではありませんということではありますが、その回答の中で相談内容にあります事業所を県と訪問をしている、そして散水などをしていただいているとい

うことでありますし、私地元の方々とのお話の中では、粉じん防止の壁といいますか、そういうものも企業のほうではされておる、そういうことでいきますと、事業所からの粉じんが主たる原因と特定されているわけではないというふうにご回答あっていますが、中身からすればほぼ企業の特定はされているんじゃないかなろうかというふうに判断をいたします。

これが、ご回答にありましたように、時期によっては黄砂があつてみたり、あるいは道路が頻繁にトラックやいろいろな車の通行が結構ありますから、道路の粉じんも混じっているかもしれませんが、そのような黄砂なり、あるいは一般的な砂じんといいますか、そういうものは洗濯をすれば、ほぼ大体落ちるんじゃないかなろうかと思いますが、この地元の方々の要望でいきますと、黒い斑点が洗濯物の中について落ちないと、黄砂だとか泥の砂じん、粉じん等については洗えば大体落ちてくると思いますけれども、なかなか取れないということは、何がしかの化学的なものが入っているのではなかろうかと判断をせざるを得ないわけでもありますけれども、少し具体的な企業が分かっているということは、何社かそういう該当する企業はあるのか、具体的な企業名を私は求めているわけじゃありませんが、一定程度相当される企業ではなかろうかというぐらいの判断はされておられるのかどうなのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 先ほどの回答の中でも申し上げましたように、いずれかの事業所からの粉じんが主たる要因という特定をしているわけではございません。ただ、宇美町の住民の方からこれまでも複数回、多数の通報を受けております。その中でここではないか、ここではないかと言われたところ、そういったところについては先ほども言いましたように筑紫保健所と一緒に事業所を訪問して、飛散することがないように、そういった対策を取っていただくようお願いをしているというような状況でございます。ですから、どこという特定まではまだされておられません。このため、前回要望書を受けまして、福岡県と一緒になりまして、この粉じんの飛散の実態把握のための調査をこれから行っていく必要があるというふうに思っているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 地元の方々が県知事なり、あるいは県議会の議長さん、宇美の町長、それから太宰府市の市長宛てにも地元の方が要望書を過日持ってこられて、副市長に対応していただいて、地元の方とのお話し合いもできたので、一定の評価ができると思います。ただ、問題はご回答にもありましたように、その粉じんがその企業が出したものなのかどうなのかという明確なものがない以上、なかなかその企業に求めるというのは難しいかもしれませんけれども、これは産業廃棄物でいくと許認可権は県にあるかというふうに思うんですね。

ただ、苦情はどうしても該当する宇美町に行ってみたり、私どもの太宰府に来てみたりという要望などがありますから、これはしっかり県側とも話し合いをしていただいて、もし可能ならばそういう粉じんの含有物というか、調査をしていただいて、可能かどうかよう分かりませんが、近所の企業と思われる、1社とは限らず、との化学的な分析などが県のほうができ

るのかどうなのか、そして明確に因果関係がはっきりして、この企業と分かったときに行政と
してできることなどなどを、できれば住民の皆さんたちと少しお話し合いをしていただいたり、
今度県とも協議されるということであれば県の方たちと、あるいは地元の皆さんたちとしっかり
話し合いをしていただいて、もし太宰府側の企業というのが明確になった場合には、それなり
の行政指導がどのようなものができるのか、これはぜひ詰めたお話をさせていただきたいな。

今日ご承知のように30分しか時間がありませんので、もう一件の部分もありますので、少し
私は地元の皆さんたちと協議をしたりお話を聞かせていただいたりして、これは非常に生活も
長い長い、三十数年間、中には先代の父親、母親がこの粉じん問題を取り扱って、今自分の息
子の時代でもこの問題を取り上げておるといぐらい長い期間でありますので、周辺の方たちは
大変ご苦労なさっていると思います。これは宇美町となっておりますけれども、粉じんは黄
砂でもそうですけれども、かなりの広い広範囲にわたって飛散するということも考えられます
ので、宇美町のみならず志免だとか粕屋町あたりからもそういう苦情が出るやもしれませんの
で、早急に県側と協議をしたり、あるいは地元の皆さんの意見を踏まえて対応してもらい
たいというふうに思っております。

今申し上げましたように、ちょっと時間が今回は30分という、コロナ関係でやむを得ないと
ころがありますので、できれば12月議会でももう少し詰めた質問がされればというふうに思い
ますので、その他についてはぜひまたそれまでの間にご回答ができるようお願いをしておき
たいというふうに思っております。

2番目の水害、都市型の部分でありますけれども、これは主に災害の対策というよりも、対
策は対策かもしれませんが、冒頭申し上げましたように、今日車社会の中で、特に私は
今回気になったのは、7月の大牟田の災害で車が水に流されて道路に氾濫をする、すると緊急
自動車が通れなくなっていくというようなことなどあります。小都市では車の避難路へのグ
ーグルマップなどを使って啓発をしたりとかということをしているようであります。

自主防災組織の中で講演だとか避難訓練などがされていると思いますけれども、災害に遭っ
た地域の、例えば東日本大震災のときは相当なテレビで何回も何回も流され、それを見てメン
タル面で非常に問題になった方もおられると思いますが、目で見るといのは非常に重要と思
います。避難の場合は鍵をつけて、地震のときもそうですけれども、車を置いて逃げるときに
は車を鍵をつけていこうとか、それから水没車のときにはアイドリングストップを機能を切
ってから行きましょうとか、そういう一般的なこともそうですけれども、目で見てもしそう
いう余裕があれば、自主防災組織のときの講演の中にそういう画像を通じて市民の皆さんたち
に啓発をしていく、なかなか文章などではなかなか読んだり、今ご回答がありましたように、い
ろいろな広報活動が出されているとは思いますが、そういうビデオみたいなものが作れ
るのであれば、各自治体に回して、そして住民の皆さんたち、あるいは自治会の役員の皆さん
たちにそういうビデオを鑑賞してもらって、そして災害の実際のときにどうだったのかと、大変
大牟田に私の友人も随分おまして、車が大変だったということなど聞いておりますので、車

の緊急車両が通れないようなことがあっちゃなんというように思いますので、これは日頃からの啓発が一番重要と思いますが、そういう目で見るとなるとそういうような避難対策とか、啓発というものをぜひ考えてもらいたいなというふうに思いますが、少しご見解を求めたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 今議員おっしゃったことにつきましては、まさに私どもも考えておったところでございまして、防災安全課のほうで自主防災組織、地域の自主防災組織などの出前講座等呼ばれることがございますので、そういった機会にそういった画像等の教材等を作成いたしまして、皆さん方にやはり見ていただくというふうなことで、感じてもらうと言ったほうがよろしいんですかね。危険を感じていただくというふうなことをまずやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 最近、垂直避難が随分、一定の時期になったら判断になると思います。これはもう車で出かけるよりも垂直避難がいいとかというのは、判断はその場その場で判断してもらうしかない。それは誰がするか、それは当事者同士、本人が判断をするということで、てんでんこという言葉があるようですけれども、それぞれが判断をするというためには、ぜひとも日頃の訓練が大変重要だと思いますので、ぜひここは啓発していただいて、人吉とか、あるいは大牟田などの被災地の経験、そしてまた本市の平成15年ですか、大災害が起きた経験がございまして、そういうものを生かしながら、常日頃から防災の訓練の意識高揚に向けて様々な努力をしていただきたい。目で見るとというのが非常に重要でございますから、ぜひそのことをお酌み取りいただいて、今後の防災訓練に生かしていただきたいということを述べまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 17番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔4番 徳永洋介議員 登壇〕

○4番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校教育について質問させていただきます。

文部科学省は、令和2年度補正予算案への対応については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、今回のような

事態にも対応可能な遠隔教育などSociety 5.0の実現に加速していくことが急務となっています。このことについては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、令和5年度までの児童・生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのICT技術者の配置の支援、在宅、オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅でのパソコン等を用いた問題演習による学習、評価が可能なプラットフォームの実現を目指すとして述べられています。本市においても休校中の学習支援のための小・中学校ICT環境事業費が予算化されております。

そこで、1項目めの質問は、GIGAスクール構想計画と課題について伺います。

次に、2項目めとして、文部科学省は第2次補正予算で小・中学校の最終学年、小6、中3を少人数編成とするために必要な教員を加配、学習定着度に応じてきめ細やかな指導を図るためのTT指導、家庭学習の準備、チェックの実施等の学級担任の補助や、放課後や長期休業中等を活用した補充学習、習熟度別学習などを実施するため、学習指導員を大規模追加加配などが通知されています。

そこで、学力保障に向けた本市の教育施策はどのようにお考えか伺います。

次に、3項目めとして、安倍首相による全国一斉の学校臨時休校要請や、4月7日、緊急事態宣言で今年度は臨時休校が約3か月実施されました。今はその時期より市内感染者の発生が多い状況の中、国、県による臨時休校要請はないと考えられますが、本市独自の新型コロナウイルス感染に伴う臨時休校等のガイドラインについて伺います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） コロナ感染症拡大に伴う学校教育についてご回答申し上げます。

まず1項目め、GIGAスクール構想計画と課題について伺うにつきましてご回答申し上げます。

本市は国のGIGAスクール構想の加速に伴い、本年度中に児童・生徒1人1台端末の配備を計画しています。併せて校内無線LAN環境を整備することで、校舎内どこからでもインターネット等のネットワークに接続できるようになりました。1人1台端末が実現することでAI、人工知能による児童・生徒の習熟度に応じた学習課題の提供、一人一人の疑問に応じたインターネットでの調べ学習、臨時休校中のオンライン学習や不登校児童・生徒への学習支援など様々な学習効果が期待されていますので、本市の学校教育に関するICT活用計画等の策定準備を進めております。

課題といたしましては、教職員の技術力や指導力の向上、導入するソフトウェアの選択、ICT支援員の適切な人数の配置、児童・生徒による端末持ち帰りの在り方などです。

次に、2項目め、学力保障に向けた本市の教育施策について伺うについてご回答申し上げます。

今回の長期間にわたった臨時休業の影響で、全国的に授業進度の遅れが生じました。文部科学省は、最終学年である小6、中3は年度中に学習内容を終わらせること、それ以外の学年に

つきましては複数年かけて遅れを取り戻すことを盛り込んだ方針を出しました。しかし、小6、中3以外の学年の児童・生徒についても学年が替わる際に転校して別の学校に行ったり、進級の際に担任が替わったりすることで学習内容の履修漏れが懸念されました。

そこで、本市は全学年において本年度中に学習内容を全て終わらせることで児童・生徒の学力を保障することを方針としました。現時点で各学校は時制の工夫、夏休みの短縮などを行っており、全学年、今年度中に授業進度の遅れを取り戻せると考えております。

また、今後中学校3年生を対象に、生徒の学習コンテンツの一つとして多くの方が利用しているLINEと連携し、学習内容を説明する動画や練習問題を配信するサービスの実施を検討しています。

さらに、8月24日から校内の消毒や児童・生徒の検温などを担うスクール・サポート・スタッフと、児童・生徒の学習支援や教員の授業準備支援などを担う学習支援員を各校に1名ずつ配置しました。このことで教職員の負担軽減が図られるとともに、徳永議員ご質問のTT指導や補充学習等を含め、児童・生徒に対するきめ細やかな指導を行えることが期待されます。

次に、3項目め、コロナ感染に伴う臨時休業等のガイドラインについて伺うについてご回答申し上げます。

本市教育委員会は、国や県などのガイドラインに応じたマニュアル等について、太宰府市コロナウイルス対策本部の検討を経た上で、各校に示しています。各校に示しておりますマニュアルは、学校の感染症対策の在り方を示したマニュアル、学校関係者に新型コロナウイルス感染が生じた場合の対応マニュアルなどです。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） ありがとうございます。GIGAスクール構想、小学校1年生のタブレットが1台ということで、議員のほうにも1台どうかよろしくお願いしたいと思うんですが、ただ議会のほうでもこのタブレット、パソコンいただいても、ちゃんと使いこなせるか、いろいろな環境的な準備、いろいろ課題があると思うんですが、まず校内のLAN整備、教室だけか、もしくは体育館とか武道場とか特別教室も使えるのか、それと各家庭ですね、Wi-Fiの設備がまだできていない家庭への対応についてお答えください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 校舎内の教室、特別教室、体育館の無線LANの整備につきまして、現在LAN整備は体育館まではできております。グラウンドはできておりませんが、今申し上げました校舎内、教室、特別教室、体育館はできておりますので、ここの中では授業中いつでも使えるようになっております。

グラウンドに関しましては、砂ぼこり等がありますので、電子機器を使うのは適さないというふうに考えておりますので、例えば体育の授業で使う場合は、使うときには室内に移動して使うということが考えられると考えております。

家庭の整備につきましては、5月に小・中学校の家庭のインターネット環境に関する調査を行いましたところ、約3割の家庭がWi-Fi環境をお持ちでないということが分かりました。ですので、1人1台の端末が実現したとしても、現時点では家に持って帰ってネットワークには接続できないというふうに考えております。したがって、しばらくはオフラインで対応できるような内容について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 家庭のWi-Fi整備については、自治体によっては業者等の話合いとか始まっているようで、太宰府市独自でやるよりも筑紫地区とか県で何か行ったほうがいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

それと、全く初めてで分からないんですけども、文科省のを見たらデジタル教科書という表現の仕方があって、今までの教科書の自分が持っている構想と違うような形に変わってくるんですかね。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） デジタル教科書ですけども、最近導入し始めているところでございます。例えば、デジタル教科書には文字を音声で読み上げてくれるような機能であったり、図による説明をアニメーションで見せてくれるもの、もしくは拡大して見ることができるよう機能が入っておりますので、誰にとっても分かりやすい形というふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 例えば、今子どもたちは教科書とかかなり荷物が多くて、学校ではタブレット、自宅には教科書を置くというようなことがありますか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 確かに学校と家とで別々にということは、これは可能性はあると思います。ただ、現時点ではまだ導入段階ですので、授業中に使えるデジタル教科書の時間の割合が半分までというふうになっていますので、どうしても今のところはデジタル教科書があっても両方学校に持ち込まなくてはならないような状況でございます。今後恐らく変わってくる可能性があるかと思います。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） そのタブレットの管理についてなんですけれども、今度購入されたとしての保証期間であるとか、今度買い換えるということの期間、何年後になるんだろうとか、あと子どもたちが自分たちで管理するのか、やっぱり充電とかしなくちゃいけないので、もしくはなくしたり、意図的でなく壊した場合とか、そういう管理についての検討はなされているんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 現時点で検討しておりますところは、保証はメーカーの1年間と考えております。寿命に関しては一般的なタブレットの寿命と考えておりますので、最低でも五、六年かなというふうに考えておりますが、来年度導入しまして、1年間まずスタートして、どのような状況になるのか、例えば先ほどおっしゃいました壊してしまったときの対応とか、こちらについてどうしていきべきなのかということを検討していこうと考えております。

あと持ち帰り管理なんですけれども、管理については学校に充電機能がついた保管庫を導入するようにしております。また、持ち帰ったときの管理について、そちらについてはルールを決めていかなくてもいけないというふうに考えておりますので、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） もう一つ期待されているのが、教務とか学籍、学校事務など総合型システムのその運用によって、学校の先生たちの業務軽減にもつながるのではないかということが期待されるのかということと、セキュリティーの問題、そういったものについては検討されるか、お伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 校務支援システムですけれども、例えば今おっしゃいましたが、例えば朝子どもたちの出席を確認するためにタブレットを持って行って、そこで確認したものがもう職員室のほうのシステムのほうに入って、それが最終的には通知表等のデータにも反映されるということも考えられます。その他いろいろありますので、働き方改革というところからかなり可能性があるのではないかと考えております。

セキュリティー対策に関しましては、今のところ検討していかなければならないかと思っておりますので、周りの自治体の状況等も含めて、会議等もありますので、そちらのほうでよりよい形というのを検討していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） そのタブレットにソフトウェアの選択とかいろいろ入れ込むと思うんですけれども、そういう場合、予算も必要となると思うんですが、市単独でやるのか、県でそういうことをやっていくのか、決まっていれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 現時点では決まっておられません。ただし、自治体でどのような形でやるかという協議、先ほど申しましたが、そちらのほうは行っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 本市は電子黒板をかなり購入されて、ICT化を進めていかれようとき

れていると思うんですけれども、自分の考えなんですけれども、去年東京の目黒中央中学校に視察させていただきました。目的は自閉症と精神障がい特別支援学級だったんですけれども、特別支援学級の授業と音楽の授業を見させていただいたんですけれども、どこの教室ももう黒板がないんですね。天井にプロジェクターがあって、特別支援学級の子も平然とホワイトボードに板書がされて、マジックで書き込むような、音楽に至っては映像が物すごく見やすくて、生徒自らの演奏が大きい画面で流れたりとか、非常に自分としてはいいんじゃないかなと。これから変わっていくのかなという気がしたんですけれども、例えば今度水城小の改築に伴って、今までだったら黒板あるいはテレビだったのが、もうホワイトボードと上にプロジェクターをつけるだけで電子黒板と同様な使い方ができるんじゃないかなと思うんですけれども、検討させていただけますかね。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） ICT、GIGAスクールを進めていく中で、一番言われておりますのは、今までの日本の教育の蓄積と新たなICT技術のベストミックスというふうに言われております。正直、将来どのような形になるというのは今まだ見えてこないところでございますが、現時点ではプロジェクター、大型提示装置含めて提示する装置と黒板を併用してやっていきたいと思いますが、今おっしゃっていただきました今後の動向を見ながら形を検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） では、2項目めの質問に移りたいと思うんですけれども、やっぱり休業明け、学校でやっぱり検温であったり消毒であったり、学校の先生たちもかなり今までの仕事以外に増えて大変だったと思うんですけれども、現状を教えてくださいませんか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 確かに忙しい教育現場で先生方日頃から忙しいというところなんですけれども、このコロナの感染症対策で今おっしゃっていただきました検温作業、消毒等、大変な負担になっておりました。このことにつきましては、7月の補正予算でご承認いただきましたスクール・サポート・スタッフと学習支援員を設置させていただきまして、各校1名ずつですけれども、非常に助かっておるというふうに学校現場も言っております。

各校2名配置しております国の補助の基準、これは補助なんですけれども、この基準は1人当たり2.5時間、週3日程度の基準で補助がつくんですけれども、本市におきましては市の単独予算をご承認いただいたことによりまして、1人当たり5時間、1日5時間、週5日の勤務が可能になっておりまして、非常に助かっております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） いろいろほかの自治体の話を聞くと、予算化されても働く人がいない

と、そういう場合、そういうところが多いようではすけれども、太宰府市の場合非常に早く対応ができてよかったのではないかなと思うんですけれども、例えば太宰府小の児童は358名、水城西小は817名、太宰府東中は生徒数263名、学業院中は834名、同じ人数のスクール・サポート・スタッフと学習支援員さんでは、平等なようで平等ではないと思うんですけれども、やはり生徒数がもう3倍以上、それに同じ人数というのはおかしいと思うんですけれども、早急に市のほうも検討していただいて、古賀市とかPTA会長にお願いして何か4名ほどやっている自治体もあるんですよ。できるだけ学校現場を助ける意味でもちょっと検討していただきたいんですけれども。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 今1名1名というのは最低ラインでお願いしているところかと思うので、どうしてもそれぞれの仕事がありますので、それぞれ最低ラインで学校に入れさせていただいておりますが、今のご意見を参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 今度市のほうでLINEを使った学力の動画というか、検討されるということで、自分たちは大変いいことというか、すばらしいことだと思っています。今の課題は学力格差だと思うんですよね。学校で統一授業ではなかなかできないけれども、学校教育以外でこういうLINEを使った学力保障、那珂川市のほうでも土曜日の放課後、例えば塾に行けないような3年生の人数を絞った段階で、塾と連携して学力保障を行っています。ぜひ、いろいろな方法あると思うんですよ。自治会の公民館を使うとか、家庭学習にちょっとまだ苦手な子たちがいるんで、そこを絞った段階で、そういう具体的な学力保障を施策として検討していただきたいんですけれども、教育長、よろしければご検討をお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） 子どもたちの学びを保障するというのは大変大事なことだというふうに思っております。那珂川は1つまた別の事例で展開をしているというところでございますが、太宰府市も大学と連携しながら子どもたち、公民館とか使って学びの場を提供しているという事例もあります。そういったことから、他の市町村のいろいろな事例も情報収集しながら研究してまいりたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） やはり家庭学習について、勉強の苦手な子についてサポートしてやって、一人でも多くの子を助けていただきたいと思うんですけれども、あと今度は学校教育なんですけれども、今度GIGAスクールでタブレット端末が1人1台と予算化されて、ただ世界の中でやっぱりICTが遅れているということだと思うんですけれども、もう一つ遅れているのは、1学級の生徒数だと思うんですよね。それも文科省の課題にしていますし、福岡市のほうは今度の補正予算で、来年度35人以下学級を予算化するというふうにこの前ニュースでございました。福岡で福岡市だけというのはおかしいと思うんですね。やっぱり太宰府市のほう

でも35人以下学級検討していただいて、福岡県も北九州もやっぱり同じ福岡なんだから、やはり太宰府市のほうでも35人以下学級を検討していただいて、僕ら議会のほうも県に要望を出して、変えていかなければならないと思うんですけれども、なかなか難しい課題と思いますけれども、前向きに検討していただけますか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 現在の市内の状況を把握しております。1学級の児童・生徒数の最少が23人、最大が40人ということでかなり差があります。

小・中学校の学級の人数なんですけれども、現在うちの市の状況ですけれども、文科省の定めによりますと小学校1年生のみ35名ということでございます。そのほかの学年は40名となっておりますが、本市におきましては小学校2年生も35名というふうにしております。

さらに、ここはもう一部なんですけれども、各学校の実態に応じまして学年を35人以下に編制して教育効果の検証を行っておるところはございます。習熟度別授業等の実施などによってきめ細やかな指導を行っていたりするなどの工夫は行っているところでございます。

今おっしゃっていただきましたけれども、どうしても課題としましては教職員の確保、それと教室数ですね、学校の施設の問題もございます。なかなか単一の自治体でこれらの課題解決を行うというのはすぐには難しいところでもございます。ですので、教育委員会やPTAなどの各種団体、おっしゃっていただきましたが、議会などからも国や県に対して義務標準法の緩和や予算措置等についての要望を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 非常に難しい問題だとは思いますが、やっぱり前向きに、学業院中、教室が狭いです。また40人なんですよね。特別支援学級の子が交流学級で来たら41人、42人、もうある意味3密なので、できるだけ前向きに、地方から国を変えるやないけれども、絶対35人のほうが教育環境はいいと思いますので、議会のほうも頑張ると思いますから、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、3項目めの質問ですけれども、今年の7月16日に福岡の市議会では市議会議員宛てに1項目から3項目ぐらい、基本的な感染症対策、例えばもし学校に教職員とか児童・生徒が感染した場合は、3日間はお休みしますよと、原則。そのときに消毒とかしたり、そのクラスにいれば1週間は休校しますよと。例えば保健所のほうで感染の疑いがある場合は、2週間は自宅待機してくださいであるとか、教職員は自宅待機です。子どもたちは出席停止ですと、細かいことじゃないんです。県のほうのマニュアル見たけれども、結構学校現場にいろいろ下りてきていると思うんですが、議員のほうにも福岡市議会と同じように基本的なこと、感染した場合のマニュアルというかガイドラインですね、それを知らせていただきたい、簡単に。それを議員のほうも市民の方に知らせるし、できれば市のホームページ等で基本的な考え、そんな詳しいことは要らないと思うんです。一番の課題はコロナ感染症に対する差別ですよ。みんな

がインフルエンザと同じような感覚になるように、コロナに感染した場合はこういう原則としてやっていきますよと、そういう共通認識をできるだけ多くの人に持っていただくことが大事だと思うんで、いろいろ議会のほうにもお知らせはしていただいているんですけども、今度簡単に書かれたやつを議会のほうにも出していただけますか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 臨時休業等についてのお話なんですけれども、まず感染症対策を示したものにしましては、各学校に市教委のほうからマニュアルを渡してまして、学校の実態だとか、児童・生徒の発達段階に応じて具体化したものを保護者のほうにお示ししております。

今おっしゃっていただきました臨時休業の基準でございますが、感染が発生した状況に応じて保健所、市対策本部などと協議をしまして臨時休業の実施をするかしないか、期間などを決定いたしますので、臨時休業の実施の条件や実施期間を一定に定めてはおりません。

ただ、今おっしゃっていただきました、例えば3日間の休業等の基準は確かに聞いておりますが、こちらにつきましても保健所との協議によって決定をしていくというふうにさせていただいています。先ほどおっしゃっていただきました情報につきましては、こちらのほうで検討させていただきまして、またお伝えできることをお伝えしていきたいと思っておりますし、差別についてのお話が今ありましたが、こちらについてはもう本当に学校現場であってはいけないということを考えておりますので、こちらにつきましては学校長のほうを通して、各学校にそういう差別がないようにということの子どもたちへの指導内容も含めて先日下ろしたところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） やはり差別がかなりひどいという現状がある、その原因はやっぱり知らないということだと思うんですね。福岡市のほうに家庭内での濃厚接触者は陰性であっても2週間の自宅待機と書いてあるんですね。ただ、今は10日間でいいのかとか、いろいろあるんで、そういう基本的なことを共通認識が市民の方と共に、詳しいことは要らないと思うんですよ。ぜひ新型コロナに対するかかった場合の強制力はないんで、あくまでお願いでやっていく部分だと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいことをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで議員、執行部入替えのため休憩いたします。

休憩 午後1時28分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔12番 神武綾議員 登壇〕

○12番（神武 綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問をいたします。

コロナ感染症拡大の影響で市民の皆さんの暮らし、生活に経済的、精神的な影響をもたらしています。この間に関わった活動の中で必要性を感じたことについて取り上げたいと思います。

まず1件目、水道料金の引下げについて伺います。

3年前にも同じ質問を行いました。その後も水道会計は黒字決算が続く中、水道アセットマネジメントを含め、水道施設や管路の更新について検討が行われ、布設替え等進められていることと思います。水道料金は平成22年に引下げをされましたが、筑紫地区内では以前と変わらず、高いほうに位置しています。昨年10月の消費税増税とコロナの影響を受け、生活支出が増えている中、水道料金を引き下げる支援を行うべきと考えますが、見解を伺います。

2件目は、教育支援センターについてです。

1項目めは、利用している児童・生徒の通学方法についてです。現在、センターの適応指導教室つばさ教室へは、児童・生徒のほとんどが保護者の送迎か徒歩で通っています。しかし、それが難しく、通うこと自体を諦めているという声を聞くことがあります。児童・生徒自身で通える手段として送迎体制を確保できないか伺います。

2項目めは、センターの老朽化対策です。以前、総務文教常任委員会で所管調査に伺いましたが、建物が古く、職員の皆さんのアイデアや手入れによって子どもたちの学習場所として過ごしやすく整えてあることは認識をしています。しかし、やはり古いです。耐用年数を超えているでしょうし、減価償却も十分済んでいると思います。通いやすさも考え、市の中心部に移転させるなど検討してはどうかと考えますが、見解を伺います。

以上2件について回答をお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 公営企業担当部長。

○公営企業担当部長（百田繁俊） 1件目の水道料金の引下げについてご回答申し上げます。

水道事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策並びに生活支援策として、7月の第3回臨時会におきまして、猛暑が続く何かと出費がかさむ8月請求分の基本料金について、減免に関する補正予算を提案し、議員の皆様のご承認をいただきまして実施いたしましたところでございます。期間限定の一部減免ではありましたが、僅かの間でも水道料金を引き下げられたことで、市民の皆様の生活の下支えになりましたら本望です。

なお、一般会計に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、全額補填いただいたところでございます。

今後、水道事業につきましては、水道事業施設管路中・長期実施計画に基づき、老朽施設や水道管の更新や耐震化事業、施設の統廃合など様々な課題がある一方、地方公営企業につきま

しては独立採算の原則がございますので、基本的に水道料金収入の中でこれらの課題に取り組む必要があります。

本議会にも水道事業の決算認定に関しましてご提案させていただいておりますが、平成30年度に比較しまして、令和元年度は約3,000万円ほど純利益が減少している状況にあります。今後も人口減少や節水機器の普及など水道料金収入については減少していく見込みとなっておりますので、安心・安全で良質な水道水を安定供給するための資金を確保する観点から、料金を永続的に引き下げることはなかなか難しい課題ではありますが、可能性を追求してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） ありがとうございます。以前質問をしたとき、3年前ですけれども、そのときに公共施設等総合管理計画の中で上水整備額として管路の補修等の整備費が、今後29年間で総額230億円、年平均8億円程度かかるというふうなお話をされていましたが、その後の整備額について見直しをされたのか、現状をお伺いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 公営企業担当部長。

○公営企業担当部長（百田繁俊） 3年前の一般質問における担当部長の答弁では、最終的に330億円というような金額を申し上げたかと思います。その後、建物等について延命措置を施すとか、必ずしも減価償却の期間どおりに更新せずとも使えるものは使い続けるというような経費節減も考えられますので、それらを勘案いたしまして、現在のところおよその見込みではございますが、今後40年で230億円ほどというふうに試算をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 現状は分かりました。このコロナの影響での生活支援として、基本料金の免除、8月分の基本料金の免除に踏み切られて、市民の方の生活の下支えになったということは喜ばれた施策だったと思います。生活が皆さん苦しくなった中で、支援を求めて市役所の窓口訪れる方が今増えているというふうに聞いておりますが、なかなか情報が届かなかつたり、それから窓口まで足が向かないということですね。まだ生活厳しいけれども頑張れるというところで、そういう方もいらっしゃると思います。そういう方に出会うこともあるんですけれども、そういうなかなか役所のほうから見えない方たちに対しての支援としては水道料金、全ての市民の方々が利用されるものについての対策というのが効果的であるのではないかというふうに思います。

今議会中に決算審査が行われますけれども、施策評価のシートの中で施設の更新や統廃合を進め、さらに経費節減を図って、料金水準の引下げを見据えた事業の健全経営を努めていくという文言が、これが令和元年度の施策評価シートの中には方針として入っていたんですけれど

も、今回の中には外れていますが、この点についての説明をお願いしたいんですけれども。

○議長（陶山良尚議員） 公営企業担当部長。

○公営企業担当部長（百田繁俊） 料金の検討につきまして、断念したというわけでは必ずしもございませんけれども、昨今の収入の状況あるいは収益の状況等見まして、かなり厳しい状況にあるということはもう間違いございません。ということから、現状ではその文言を外させていただいておるという状況でございます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） この三、四年の決算書を見返してみますと、毎年約2億円の純利益を生んでいます。当初の回答の中で令和元年度については3,000万円ほど減少しているというふうな報告がありましたけれども、剰余金についても20億円を推移をしているという状況です。水道事業の経常収支比率は100%を超えて安定した経営を行っているという評価もされているところです。こういう点からも市民生活を応援するということから、このコロナの中で皆さん精神的にも厳しい状況にありますので、さらなる生活支援というところでの判断をさせていただきたいというふうに思います。

今後、この水道料金について、改定について恐らく検討がされると思いますので、このことは要望しておきたいと思います。今どのような議論がされているのか、ありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 公営企業担当部長。

○公営企業担当部長（百田繁俊） 今この場で具体的に申し上げることはできませんが、今後令和3年度の予算編成を進めていく段階で総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） ぜひ引下げを断念することなく取り組んで、しっかりと市民の生活を見ていただいて、分析していただいて検討していただきたいと思います。

2件目の回答をお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） では、次に2件目の教育支援センターについてご回答申し上げます。

まず、1項目めの利用児童・生徒の現状、センターへの通学方法を多様化できないか伺うにつきましてご回答申し上げます。

現在、教育支援センターへの児童・生徒の通学方法は、小学校については原則として徒歩または保護者の送迎が基本としております。中学生につきましては、徒歩または自転車での通学を基本としております。また、公共交通機関を利用する通学につきましては、児童・生徒ともに保護者の引率をお願いしているところでございます。

今後とも保護者の皆様のご理解とご協力をお願いするとともに、学校や関係機関、団体とも

連携しながら、教育支援センターへの通学を希望する全ての児童・生徒が安全に通学できる方法を検討してまいります。

次に、2項目めの老朽化対策について、建て替え等検討されているのか伺うにつきましてご回答申し上げます。

教育支援センターは、銀行として昭和43年に建築され、今年度で築後52年が経過する建物でございます。建物の老朽化も進んでおりますので、児童・生徒及び指導員が少しでもセンターで快適に学習に取り組めるよう、今年度トイレの改修工事を実施したところでございます。

しかし、議員ご指摘のとおり、建物自体が老朽化していることから、今後太宰府市公共施設等総合管理計画に基づき、太宰府市の公共施設改修の全体計画の中で今後の方針を検討してまいりたいと、以上のように考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） この件については、保護者の方からも相談が何件かございましたので、取り上げさせていただいております。

独り親支援としての事業で日常生活支援事業、この中で送迎を行うという、利用することができます。これを使うと月5回まで、または月10時間以内での利用ということで利用制限がかかっています。独り親でこの事業を使うとすると、20日間の登校日のうち5日間しか使えないということで、15日間は行けない、または保護者が仕事を休んで送迎をしないといけないというようなことになっています。どうかならないかというようなご相談があつています。

これについて、今この事業の委託業者である事業者さん、NPO法人ですけれども、こちらに相談をしたところ、そちらにも同じような相談があるというふうに聞きました。送迎をしていただけないかということなんですけれども、この市の支援事業ではなくて送迎を頼むということになりますと、この法人、事業者さんに会員登録をして、さらに利用料、登録料と1回につきの利用料が発生しますので、15日間もし利用したとしますと2万円かかることとなります。独り親世帯で2万円というこの金額が本当に大変な金額だと思いますので、諦めざるを得ないというようなことになるのではないかとというふうに思います。

そこで、この事業者さんにこの送迎の事業の拡大をお願いしてはどうかという提案です。つばさ学級に通いたい、また通わせたいという家庭と事業者をつないで、費用については市が負担をするというシステムの提案ですけれども、この点についてご回答をお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） まず、不登校児童・生徒への支援ですけれども、喫緊の課題となっております。それぞれ児童・生徒、お子さん一人一人の状況に応じて、社会的な自立に向けて、個に応じた様々な支援を講じていくことが大切であると考えております。

通級に関しましては、保護者の理解とご協力が必要ではございますが、中には学校の協力を得まして保護者の送迎負担を軽減しているケースもあれば、児童委員やボランティアの方々な

どを協力を得ているケースもあるというふうに聞いております。

学校に行きたくても行けない子どもたちが、家庭から第一歩を踏み出すためにどのような支援が可能であるか、一人一人のお子さんの状況によって支援の在り方も変わってくると思いますので、先ほどご指摘いただきました業者との連携も含めて、他自治体の先進的な事例なども参考にしながら、支援の在り方について研究、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 学校の校長先生にもお話を聞いています。今理事がお答えされたように、学校のほうで相談があれば先生のほうで送迎をしますので、相談してくださいというようなことをお伝えしていますというような学校もありましたけれども、なかなかそこが返事が来ていなくて、まだそこに至っていないというようなお話を私は聞いてきたんですけれども、学校の先生がそれを担うとなると、先ほどの徳永議員の話でもありましたけれども、学校現場が大変な中で、さらに学校現場離れて一定時間外に出るということが、また負担になるのではないかというふうに思います。

先ほど申しましたNPO法人さんをお願いするという点では、この提案はもう長らく地域での活動、子ども支援について活動されてきています。ゼロ歳児から見てありますので、そのときに関わった子どもたちが小・中学校に上がって、学校に行けていないというか、行かなくなっている、家に閉じ籠もっている、そういう子たちとまた再会するというようなことも実はあるんですよというようなこともおっしゃっていましたので、そこでは保護者の皆さんも安心して預けられるということができるのではないかなというふうに思います。

この事業所さんだけでなく、福祉タクシー事業者さんも市内にはありますので、そういうところ、福祉的なところで問題というか、やはりなかなか心を開けないというか、一步外に出れないというような子どもたちですので、そういう心理的な状況も分かるような大人が関わっていけるような、そういうシステムをぜひつくってもらいたいと思います。

筑紫女学園さんのほうでキャンパス・スマイルが始まりまして、やはりそこもつばさ学級には行けないけれどもキャンパス・スマイルには行けるというような、やはり子どもたちいろいろな状況で、どこだったら行けるのかということを模索していると思うんですね、保護者の皆さん。ですので、行ける場所がある、せっかくつくっているの、そこを利用できるというような環境をぜひつくっていただきたいと思います。

続きまして、老朽化対策についてに移りたいと思います。

送迎の問題は先ほどお話ししましたが、子どもたちの学習場所、過ごせる場所としても行きたくなる施設づくりというのがやはり必要じゃないかなというふうに思います。教育支援センターはもう長く使っている建物ですので、きれいには使っておりますけれども、そういう意味で子どもたちの学習を権利として保障するところから、先ほど市の中心部と申し上げましたが、人権センターのほうに統合してはどうかというふうに提案をしたいと思います。

けれども、この点についていかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 議員ご指摘のとおり、支援センターは今老朽化が進んでおります。議員さんご承知と思いますが、明るい雰囲気だと、子どもたちが伸び伸び活動できるようにということですが、少しでも支援センターであるというのが外から分かりますように、2階の窓ガラスに通所している学童というか、児童・生徒が絵を描いております。その絵を3か月に1度ぐらい描き換えるようなことで、外から見ても教育に関連するような施設なんだなというふうに分かるように、館として今できることをやられて、取組をされておられます。館の改修と、また建て替え等についてもいろいろな考え方があろうかと思います。福祉の一環として福祉分野を一本化するというふうな考え方もございましょうけれども、先ほどお答えしましたとおり建物自体の改修、改築等につきましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、他の公共施設と総合的な対応を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 公共施設の整備計画の中でこの人権センター、南保育所、南隣保館、それから南児童館の3施設についても現状分析、それからこれからの基本方針というのが載っているんですけども、その中でほかの施設との複合化も検討の内容に実際に入っています。この人権センターの敷地の中に教育センターを移して、統合的にするというような提案ですけども、1つの場所に集めることによって先ほどの送迎の問題もそうですけれども、南児童館、地域の方たちの、子どもたちの集いの場というふうになっていますけれども、そこをやはり開放して、子どもたちも市内から集えるような場所に変えていく、市内1つしかない児童館ですので、そういう意味でも機能を少しやはり変えていくというような視点も持っていただいて、教育支援センター、学校になかなか向かえない子どもたちが、日中はそこに集ってくるというようなことで、その人権センターの中には教員の方だったり、また児童指導員の方も専門家の方がいらっしゃいます。やはりそういう人たちにぜひ関わっていただいて、いろいろな大人の人に巡り会ってもらいたいと思います。それがプラスになっていくのじゃないかなというふうに思っています。

行政課題をしっかりと整理をして、この公共施設整備計画を全体としてはなかなか進んでいないところありますけれども、個別計画になったときにこの子どもの問題はどのようなふうな建物の中でどのようなふうに市として育てていくのかというようなところも、しっかりと考えて進めていっていただきたいなというふうに思いますけれども、この点について回答をお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 議員ご指摘のお考えも確かに教育と子育て、福祉関係を総合的に対応する公共施設、館を一元化するという形で、市の福祉に対する考え方なんかを公共施設で示すというふうな考え方も一方あるとは思いますが、現時点として具体的に教育支援センタ

一をどのような形に変えていくか、また老朽化に対応していくかという考え方については、現時点で確たるものはございません。現在あります教育支援センターは、ご存じのとおり都府楼駅にも近うございますし、電車、バスを利用した場合の交通の便というのは優れておるのではないかというふうにも考えております。その場所を変えることによって交通の便がどうかという考えもございますので、繰り返しになりますけれども、先ほどから言いますように、公共施設等の総合管理計画の中で、他の公共施設と総合的にどうすべきかということを今後対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 今の場所なんですけれども、確かに駅から近いというところで、交通の便がいいというふうにおっしゃる方ももちろんいらっしゃるんですけれども、逆に東地区のほうから行くと遠くて、乗り換えていけないといけないというようなこともあるというふうなお話も聞いていますので、本当に子どもたちが中学生の思春期のときに、今日は行ってみようかなと思ったときにすんなり行けるというか、足が向くような場所であったりとか交通の手段だったりとか、そういうところも考慮した上で、今後の施設の在り方を考えていただきたいと思います。

このつばさ学級については、利用している児童・生徒も増えているというか、減ることがなかなか難しい、そこに行けない子たちはそうやって新しく居場所として市のほうが提案をしたキャンパス・スマイルであったりとかというようなところでの活動に参加できるような形になっていますので、今力を入れてある事業であると思いますので、ぜひそのところを市全体として考えていただきたいと思います。このことを要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩いたします。

休憩 午後1時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔6番 堺剛議員 登壇〕

○6番（堺 剛議員） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして1件質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

地域の実情を踏まえた新型コロナウイルス対策に活用できる地方創生臨時交付金の有効活用に向けて、20の分野から成る政策資料集、地域未来構想20、これは以下オープンラボということなんですけれども、これが公表されました。本市においても活用推進に当たり、複数項目に

わたる政策コラボに手を挙げられていると認識いたします。

このオープンラボは、国の既存の支援策と自由度の高い同交付金を組み合わせたウイズコロナの時代の政策展開を期待していると思います。9月末まで登録可能なので、市民の皆様の事業継承等への対応、新しい生活様式等に対応に即した活用計画を推進していただくことを念頭に質問をさせていただきます。

そこで、まずは財政的側面から申し上げますと、本市の令和元年度の決算状況として、財源構成は国の制度等の改革の影響により自主財源が前年度44.1%から42.8%へ後退し、依存財源は1.3%増加している状況です。また、性質別経費の状況を見ても、早期健全化基準に抵触しないものの、財政力指数は0.68%、これは過去3年間の平均でございますが、停滞しています。そして、経常収支比率に至っては様々な要因があるとはいえ、94.1%と硬直化へ進んでいます。これからの本市の財政状況は、次年度以降コロナ禍にある本市の現状を考慮すると、市税収入の減少が見込まれる現況下であると認識いたします。

ゆえに、最も懸念されることは、コロナ感染症の影響が長期にわたり対応、対策が求められることが予測される現在、これらの財政の現状からの回復は、ウイズコロナ的発想を基軸に、自主財源確保を視野に入れた総合戦略の見直しが必要であると思います。また、コロナ禍の現時点から来年度以降の市政運営を展望するに当たり、経済回復に時間を要してしまうと、V字回復ではなくL字回復になるおそれがあると危惧しております。

以上のことから、以下の2点について伺います。

1点目、内閣府が推奨する地域未来構想20オープンラボへの参加根拠や具体的な実施状況について、市の見解をお聞かせください。

2点目、地方創生臨時交付金活用について、事業効果や成果をどのように評価、検証されるのか、所管並びに市長の見解をお聞かせください。

以上2点、お願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 初めに、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略について回答させていただきます。

まず1項目め、内閣府が推奨する地域未来構想20オープンラボへの参加根拠や具体的な実施事業についてですが、未来構想20オープンラボへの参加につきましては、総務部から4項目、教育部から1項目、観光経済部から4項目の申込みを行っております。地方創生臨時交付金事業の使途の例として示された地域未来構想20の実現に当たりまして、専門家、民間企業の持つ技術、ノウハウや国の支援策などについて情報収集が必要な分野を考慮しまして、それぞれの項目について申込みを行っております。

次に、2項目め、地方創生臨時交付金活用に係る評価、検証についてでございます。

今回の地方創生臨時交付金を活用して実施した事業については、事業の終了後に実施状況及びその効果について公表をするように内閣府から求められております。本市におきましても定

量的に検証できるものについてはできる限り定量的に評価、検証を行うとともに、その他の事業につきましても適切な評価、検証方法を今後検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私から2項目めの地方創生臨時交付金活用に係る評価、検証について追加でご回答いたします。

まだまだ第2波と言われる新型コロナウイルスの脅威は続いているところでありますが、現在までに観光客の激減による市内経済の落ち込みや市民生活の萎縮などに対応するため、経済のV字回復に向けた消費の喚起や市民の皆様の安心感の創出など、地方創生臨時交付金や歳出カット、昨年の歳入増による剰余金、本年のふるさと納税増などをフル活用いたしまして、総計15億円余りにわたる多くのメニューの新型コロナウイルス対策を進めてまいりました。私としましては、市民ニーズを見極めながら、可能な限りの知恵と予算を投じ、より効果的な対応と安心感の醸成を図ってきたつもりであります。3月議会以降、毎月議会の開催をお願いする中で打ち出してまいりました各種の新型コロナウイルス対策につきましては、今後議員の皆様や市民の皆様のお声をいただきながら、その成果や評価などを見極めてまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。1点目の今回の未来構想20オープンラボでございますが、こちらの始める前に、今回再質問に入る前に私も常々いつも思っていることが1つありまして、実は厚生労働省のほうから新型コロナウイルスの接触アプリCOCOA、これをちょっと導入を市長もされているかどうか、ちょっと確認を、通告外で申し訳ないですが。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） それをお聞きするための追加ということで、ありがとうございます。そういうこともあろうかと、既に導入しておりまして、1か月ぐらい前ですかね。対策本部会議、市の職員の内部の会議の中で、やはり率先してダウンロードしていこうと、そういう呼びかけをいたしまして、その場で五味理事に倣いまして、導入をしたところであります。今のところ何らかの連絡などはないところであります。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。これなかなか全国的には進んでいないと思いますけれども、大事な新型コロナウイルスの自分を守り、大切な人も守って、地域と社会を守るために推奨されているアプリでございますので、自治体の長として、私たち議員もしっかりこれ進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。

今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略の観点から、本市の市政運営に関する事項について関連がございますので、再質問をさせていただきます。

初めに、先ほど五味理事のほうからご説明があったとおり、本市も3つの部、総務部、教育

部、観光経済部ですかね。3つの部で手を挙げていらっしゃる、このことについては私はいいと思います。今回、聞かれた方はちょっと分からないと思いますけれども、内閣府が20種類のいろいろな政策モデル事業をつくって、そこに専門家企業とのマッチング、いわゆるお見合いという形で民間業者と自治体を結びつけるために今回こういう提案をしております。

このことについて市が手を挙げたということであれば、私が思うのは、今回挙げていらっしゃる課の中で地域コミュニティ課と防災安全課、これは是が非でも市長どうでしょうか。危機管理の上からも災害の上からも、昨日の台風10号でも分かったように、コロナの影響による避難の在り方というのが、分散避難というキーワードが出てきました。分散避難で申しますと、ホテルに泊まるとか家族の知り合い、友人、知人のところに泊まるとか垂直避難するとかありますが、そのほかに1つあるのが車内避難、車内避難をすると、建物の環境が整っているところに避難してもらえばいいんですけれども、外に避難されてもこれ危ないですので、そういう場所を、じゃあ市はそういう情報をどうやって今後の確につかんでいくかということも出てきますよね。こういうことの専門的な知識がないとこれから先、コロナに対する危機管理の在り方、こういったものも専門的に知識を入れないといけない。

それとあと私は思うんですが、防災安全課と地域コミュニティ課については、今は本市においての喫緊の課題の中に重大対策等を含む観光事業と併せた高齢者の方々の買物難民、移動難民、こういった方々たくさんいらっしゃいます。こういう方々の課題をクリアしていくために地域コミュニティバスを計上していますが、いまだダイヤ改正等できていない状況でありますし、総合交通計画、地域交通網形成計画ございますが、もう少し充実を図っていかないといけない、こういったことも専門的な視野からご助言いただくことが必要ではないのかなと、こういうことを思いまして、なぜ今回この2課が手を挙げていなかったのか、そのあたりご見解をお聞かせいただければと思います。どちらでも結構です。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） すみません。初めに事務的な理由だけご説明をさせていただきます。

確かに議員おっしゃったとおりでございまして、地域コミュニティ課関係では地域公共交通体系というテーマがありますし、防災安全課関係については防災IT化ということで、これは経営企画課の名前で登録をしております。今回申込みを行うに当たって、先ほども申し上げましたけれども、基本的には情報収集が必要な分野について登録をしておくということでありましたので、登録の名前も実は部ごとにまとめて、どこかの1個の課という形でやらせていただきました。なので、実は観光経済部も全部観光推進課になっていて、実は産業振興課の案件も観光推進課の名前で登録してあるという、ちょっと事務的に恥ずかしいですけれども、事務的に簡略化するというでやらせていただきました。まだ修正の登録は可能ですので、ご指摘いただいた点を踏まえて市長とも相談をした上で検討していきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今、五味理事から事務的には答えたとおりであります。私としましてはこれに限らずですけれども、今回の台風災害、本当に率直にこれまでシミュレーションなり、先日8月末にはウイズコロナ型の避難所の運営などを職員が率先して訓練などを積んできてくれていまして、今回の対応は非常にスムーズにやってくれたと思っています。

そうしたものに加えまして、やはり例えばLINEを今使ったこちらからの情報提供ですね、スムーズにやっていくと、市民の皆様にといいことも今準備を進めていまして、そうした中でLINEを通じて登録者の方に避難の在り方なり、そうしたものを危機のときこそスピーディーに行っていきたいとも考えておりますし、ある民放との意見交換をしたところで、そうしたテレビ局などを使ってデータ放送など今ありますので、そうした中でテレビは各家庭にございますので、そうしたデータ放送などを使って今の災害の状況なり、やはり届かない方々にどう伝えていくか、避難の在り方なり、どこが危険なのかとか、そういう瞬時の情報をどの家庭でも伝わるような在り方を考えておりますので、そうしたことも含めて、国のこうした情報もしっかりといただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。しっかりそのあたり手を挙げられる部署は先ほど五味理事言われたように、まだ申込期間内でございますので、柔軟に対応をお願いしたいなというように思います。

それと併せまして、後で申し上げますが、総括的に申し上げますと、行政サービスの在り方の方向性から今後捉えていくならば、デジタル技術、これは絶対必要になってきます。それで、ICTの拡充を図る上で、うちの文書情報課単体で何かちょっと事務分掌上、情報の量からいくと危機管理のデジタル化とか予算ベースのデジタル化、そして地域ニーズに合わせたデータの整理のデジタル化、こういったものをずっとこれから進めていかないといけないものですから、情報の取扱い方、これを総括的にはスマート自治体の方向性に向けてどのように図られるかということも併せて検討いただいた上で、手を挙げていただくということであれば、やっぱり文書情報課も手を挙げるべきではないかなと私は思っておりますが、これは要望で終わりたいと思います。

それで、次の視点に参りますが、実は私もこれ初めて知りましたが、先月か今月か忘れましたが、広報紙で民間企業とのコラボが、協定を結ばれたということを初めて知りまして、私もよく分からなかったものですから、ホームページ上で調べさせてもらったら、九州観光促進事業としてプラットフォームのreQreateという民間企業さんがやってあるものがあります。市長のほうの広報紙を見てみますと、九州観光促進コンソーシアムということで協定をなさっているようですが、これについての経緯、なぜこういう協定に至ったのか、そしてその必要性、具体的な事業、そしてそれに関するできれば費用、協定期間などご回答できる範囲で結構ですので、お示しいただければと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。ちょっとお伝えすることが遅れていたならば、大変申し訳ない思いではありますが、こちらは令和3年度経営方針においても民間企業との積極的連携ということ、地域資源を最大限に活用して経済活性化を図ることを掲げておりまして、7月に九州電力様をはじめ複数企業、また本市をはじめ複数自治体との間でこの協定を締結したということであります。この事業は九州本来の魅力にフォーカスした旅程や体験、特産品を開発し、地域活性化を図るプロジェクトで、総務省の地域IoT実装・共同利用推進事業にも採択されております。この取組を通じまして、新型コロナウイルスの影響下でも安心してお楽しみいただける旅程や地域のよさをご自宅で体感いただける特産品など開発して、ウイズコロナ時代の本市の新たな飛躍につなげてまいりたいと考えております。

こうした経緯でありますけれども、やはりちょうど福岡空港から熊本空港を結ぶそうした自治体間で連携をしていこうという動きが、もともとこうした九州電力さんを中心にそうした考え方があり、そしてこれまでの東谷理事もこうしてお入りいただきましたように、九州電力様と本市のいわゆる信頼関係もかなりこれまでもつくってまいりましたので、そうした中でお誘いもいただく中で、そしてちょうど東谷理事がお入りいただいたタイミングで一気にちょっと進んでまいりまして、この時期の協定締結に至ったということであります。これを有効活用して、しっかりと民間企業や自治体間協力を進めて相乗効果発揮に努めてまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。私も今市長からご説明いただきましたけれども、この九州観光促進について民間企業と初めて本市は提携したなというふうに認識しておりまして、このこと自体はいいことだと私もと思いますが、何せ市民の皆様の公的資金を投入する事業になってくると思いますので、もっともっと市民の方に分かりやすく、何のための推進事業なのか、何のコンソーシアムなのか、そのあたりをもう少し周知をすべきではなかったのかなというふうに思っております。

それで、ここでお願いしたいことは、ちょっと情報が手元にないので申し訳ありませんけれども、どうもこれは今福岡空港と先ほど市長言われた熊本空港を中心として、縦軸と横軸の観光軸を結ぼうじゃないかと、こういったプラットフォームで考えていらっしゃるみたいでありますので、非常にこれは連携できればよかったと思うんですが、本市においてはやっぱり日本全国名立たる太宰府観光でございますので、イニシアチブを本市が担っていくぐらいの気構えで、市民にしっかりお示しをして、ここで税収が上がるとか、公益事業として成り立つということをちゃんとお示しをいただいて進めるべき課題ではないかなというふうに思いますけれども、そのあたり担当のほうはどういうふうにお考えなのか、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（V字回復担当）（東谷正文） 私からご説明いたします。

こちらの九州観光促進プラットフォームでございますけれども、滞留型観光を目指しており

ます我が市にも非常にマッチングするというふうに考えております。確かに熊本の県北広域本部との連携が、そちらがイニシアチブを取って中心的にやっていかれるということでございますけれども、当市においてもしっかりと発言すべきところは発言して、しっかりと引っ張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ありがとうございます。今の段階ではそのぐらいのご回答しかないのかなと私も思っておりました。ただ、本当これから先、公的資金を投入する以上は、私たち議員のほうもしっかりこのあたり見させていただきたいと思いますので、市民の皆様には喜ばれるような効果的な事業を要望しておきます。

それで、もう時間がないので、最終的に本題に入りたいと思いますが、今回コロナ対策で市長が再三申し上げられたとおりに、本市にとっても総額15億円使って、本当に市民のために、また産業のために知恵を絞って効果的につぎ込んでいただいた、このことについては市民を代表して感謝申し上げたいというふうに思います。

しかしながら、私が一番懸念するのは、市長が提案理由の中で、あと予備費1億円と今まで培ってきたもので何とかやりくりするよとお話しいただいたんですが、どうしてもこれからのあと半年間残しての事業、そしてコロナ禍がまだ続くであろう、来年度まで続くであろうこの事業の見直しは必然ですね、市長ね。それで、それを考えると、このゼロベースになってこれから進むべきうちの財政、先ほど1答目で申し上げましたように、うちの財政力からいって、財源が今ないわけです、正直なところ。それで、今回の15億円の蓋を開けてみると、大体国から交付金としていただいたのが8億6,000万円ですか、そのほかはうちのやりくり何とか各所管のほうで1億円捻出、市長はじめ歳費カットしていただいて、議会のほうも協力させていただきました。そして、みんなで協力して何とか乗り切ってきました。でも、あと半年間残して、ここで非常にどうしていくのかなと、確かに執行残もあるでしょう。予備費1億円もあるでしょうけれども、かなりの市民の皆様もご不安な状態でありますので、そのあたりどういうご見解をお持ちなのか、市長のほうにご回答を求めたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。ご指摘はご指摘としてお受け止めいたしますけれども、この15億円の中で、おっしゃるように国からの交付金として8億6,000万円ぐらいですね、当然国、県の補助金なり地方債なり、そうしたものもありますけれども、加えましてやはり本市の新たな、特に今回分の3億円余りの新たなメニューを打ち出すことができましたのも、議員の皆様もご協力いただいた歳出カット、そして昨年分のふるさと納税、やはり額面で見ると2億1,000万円ほど増えましたので、そうしたものの剰余金ですね、そして今年も当初3億円で見込んでおりましたけれども、非常に調子がいいということで、その1億円分の増えた分なども含めて、3億円も新たな本市独自の財源として捻出をして、結果としていわ

ゆる財政調整基金を取り崩すことなく、当初は5億円取り崩しても機動的にと申し出ておりましたけれども、結果としてはそれは一円も取り崩すことなくここまで15億円のメニューをそろえることができた。

ですので、今後仮に、議会冒頭でも申し上げましたけれども、仮に今なお太宰府市、今のところは人口比的には低く済んでおりますけれども、仮にクラスターなり家族内感染なり、そうしたものが今後進んできたときも、この財政調整基金も含めたやはりタイミングよく、果敢にこうした財政出動もしていくこともこれからもやっていきたいと思ひますし、そのためにも基金を使わずにここまで乗り切つてこれたということ自体は、非常に計画的に行っているのではないかと、そのように考えているところであります。

○議長（陶山良尚議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ありがとうございます。市長、そのあたりの認識の私とのちょっと違いだけをご指摘させていただきたいと思ひます。

実は、私ども先日小島議員と一緒に、うちの産業界の団体の方々と政策要望懇談会をやらせていただいて、様々不安要素、雇用調の問題とか劣後ローンの問題とか、そしてこれから資金関係のやりくり、そして人件費の確保、家賃の継承、これはもう本当悲痛にも近い内容でございました。それを本当に形にしていけないといけないんですが、今回のこの内閣府がやっているコラボというのが、本来はこの8億6,000万円ぐらいいただいた、これを使って事業継承と新生活様式まで含めて自由度の高い交付金ですから、こんな交付金もうありませんので、第3次は要望していきますけれども、でもこれを使ってやってくださいということで、うち今回使い切っちゃったんで、この時点なんですよ。

それともう一つ、ターニングポイント、先ほどからV字回復と市長言われていますけれども、私たち市民にとってみての感情は、どこをもってV字回復されるのかなというのが分からない、一つのターニングポイントとしては、恐らくですけども、ワクチンが来年できまして、皆さんのほうに普及をされて、経済活動が、普通のインフルエンザと変わらない状態になって、そして経済活動が戻った時点がターニングポイントなのかなというふうに思っていますので、それまで維持していく経費の中で、うちが今やんなきゃいけないのは、まず学校もそうですけれども、公共施設等再編計画、市長、財調の執行予定の金額が大体使う分があると思うんですね。それとあと、それを使わないとなると、今度地方債に手を出す形になるので、これを市民の皆さんは了解されるかどうかという問題があるんですよ。

だから、本当うちにお金がないので、どうしていくかというのをもう少しターニングポイントを先に置いて、そして柔軟に今の計画を、これら計画を出したから終わりではなくて、柔軟に変えていく、今の経営方針なり総合戦略、まち・ひと・しごとは今回想定させてもらったそれです。柔軟に変えていっていただいて、ありようの市民ニーズの福祉の向上に図れるような形を、変更を随時やっていくということを答弁いただければ非常にありがたいなというように思ひます。そのあたりいかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるように、これまでも使い果たしたということではなくて、9月までの基本的には限定的なこの交付金の期限も決まっていたと思いますので、そこをできる限り有効に今まで計画を組んでやってきたということでもあります。もちろん今後太宰府市のみならず日本全国、世界的にもまだ影響が続くようであれば、当然国なり県なり、そうしたところからの援助も期待するところでもありますし、本市といたしましても来年の財源など厳しい中で行政改革などをしっかりと行いつつ、公共施設の再編などの基金もしっかりと積み込んでいくということを計画的に行っていく、そのことをもう既に議論はスタートしておりますので、その点はお約束をしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ありがとうございます。今ウイズコロナかもしれませんが、これから先アフターコロナでございますけれども、今度は経済のほうにシフトしていきますので、市民の皆様の経済活動がしっかり支えられるような形を求めています。

私のほうからは大体以上のことなんですけれども、要は本市にとって今財源がないということと、ターニングポイントをしっかりと見定めるということと、それと財政計画、来年度からの税収は絶対落ちますので、それで今回内閣府がこの案を出してきましたので、うちは手を挙げましたので、しっかりそのあたりを市民の皆様に分かりやすくご提示いただきながら改革を進めていただきたいと申しつけて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（陶山良尚議員） 6 番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで議員、執行部入替えのため休憩いたします。

休憩 午後 2 時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 2 時41分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔11番 原田久美子議員 登壇〕

○11 番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております1 件3 項目について質問をいたします。

自分の住んでいる地域はどのような道があるのか、国土交通省では多様な主体が管理する道活用の手引を作成されました。市町村では公道と自ら管理している農道や林道などは把握されているが、農業、林業など民間の道や国有林の中の道など地図のない道を把握されていないのが実情だそうです。今回は地図の中にある道について質問をいたします。

1 項目めは、高雄一丁目の吉ヶ浦橋から高雄西のまほろば号バス停がある市道家の前・江牟田線についてですが、道路幅が狭く、今では田んぼに倉庫が建っている状況で見にくく、離合

が難しく、のり面に落ち込んだ車を何台も見ております。また、子どもたちも利用している道路であり、安全面で非常に危険と考えます。今では生活道路として、その道を利用する方々からも、道幅を広くして舗装していただきたいとの声を多くお聞きしております。道路の整備と改善ができないか、お聞きいたします。

2項目めは、東日本大震災では大津波によって沿岸の道路が寸断され、多くの方の集落が孤立状態となりました。太宰府市では津波の心配はありませんが、水害や地震等による災害はいつ起きてもおかしくありません。災害時の市民の安全・安心を確保するため、山間地等において様々な地図の中にある道を把握し、共有し、避難路代替輸送路として活用できたらと思います。

そこで、浦の城橋から左に入り連歌屋一丁目の筑紫台高校の裏門の高台の道、醍醐・横岳線を活用できないかと考えます。ご存じのとおり、平成15年7月、大雨により水路がオーバーフローし、家屋が押し流され、その災害により1人の方がお亡くなりになりました。現在は駐車場となっております。高台の100世帯余りの方は浦の城橋まで戻る道がありません。小学校の通学路でもあり、火災や救急時には車も入ってこられません。そこで、災害等があった場合、過去の災害を風化することなく、避難道として迂回できる道があればと、崇福寺別館の横の道を白川に抜ける道に整備されると災害対策の命の道ができるのではと考えます。検討できないか、お伺いいたします。

3項目めは、現在の太宰府病院の敷地の外側の道路ですが、現在使用されていないようです。昭和6年11月、県立筑紫保養院として発足され、平成12年に福岡県立精神医療センター太宰府病院、平成17年には公設民営に伴い財団法人医療介護教育研究財団が指定管理者として選定され、精神科、内科、歯科、リハビリテーション科と外部からの見学、研修希望者、外来と増え続けていると聞き及んでおります。このような大きな病院に車で福岡方面から来院された方は、君畑交差点から左折し、線路を渡り、五条駅入り口交差点を右折して来院されるようになっております。南バイパスから直接病院に進入が可能であると思われませんが、現在閉門されております。公有地であるならば一般の交通のために活用される道として利用できないか、お伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 道の活用についてご回答いたします。

まず、1項目めの高雄一丁目の吉ヶ浦橋から高雄西のまほろば号バス停がある道路、家の前・江牟田線の整備と改善ができないかについてでございますが、高雄地区については高雄台と高雄中央通りを結ぶ家の前・今王線を平成16年度に開通させ、ご指摘の市道家の前・江牟田線につきましても平成23年度に離合場所を確保し、地域の方々の利便性向上を図ってまいりました。さらなる道路拡幅につきましては、現在のところ計画はありませんが、高雄では組合施行での区画整理の話もあると聞いておりますので、事業実施の折には市といたしましても幹線道路、街区道路など技術支援をしていく中で話をしていき、地域の皆様の安全・安心につなが

る道づくりを指導していきたいと考えております。

次に、2項目めの筑紫台高校の裏門の高台にある白川に抜ける道、醍醐・横岳線の整備について、災害時の避難ルートとして検討できないかについてでございますが、以前から連歌屋地区からのご要望はいただいておりますが、隣接者及び地権者からの理解が得られず、現在に至っている状況でございます。

ご質問にあります災害時の避難ルートとして考えた場合に、この醍醐・横岳線につきましては土砂災害警戒区域にかかっていることもありますので、災害時、この道へ避難誘導することは逆に危険であり、難しいと考えております。

次に、3項目めの太宰府病院の敷地の外側の道路は現在使用されていないように思われる、公有地であれば活用について検討すべきと考えるが市の見解を伺うについてでございますが、ご質問の道路につきましては、公道ではなく県用地、病院用地でございますので、病院内の通路であることから、市道として利用することは難しいと考えております。

また、ご質問の国道3号線側の開口部分、現在車止めが置かれて進入禁止になっておりますが、こちらについて、現在封鎖となった理由についてであります。県のほうに確認を取りましたところ、3号線を通行する車両が多く、スピードも出ている状況であり、危険性があるため封鎖していると回答をいただいているところでございます。

今後も市民の皆様の安全と安心につながるよう、国、県、警察など協力いたしまして、市民の皆様にとっての道路行政を進めてまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） ご回答ありがとうございます。

まず、1項目めなんですけれども、市道であるということなんですけれども、当然のことながらその路線を存在する、市が路線を管理することになっておりますけれども、道路認定基準といえますか、それが適合されているのかどうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらのほうは、今ご指摘のとおり市道でございます。ただし、建築基準法上でございますが、法定外道路ということになっております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 幅員の幅というのは、一応ここではなくて、市の道路の場合は幅員は幾らですかね。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 先ほど法定外道路という名称も使わせていただきましたが、基本道路につきましては4mというのがございます。したがって、今こちらのご指摘の家の前・江牟田線につきましては、約ですけれども延長が160m少々ですね。幅員でございますが、場所によってはちょっと違いますが、大体2.8mから4mほどございます。4mを切っている道

路につきましては、基本的にはセットバック等が必要ということで、現在皆さんのほうにご協力をいただいておりますが、こちらにつきましても4 m未満の箇所が延長が長いような状況でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 先ほど部長のほうからお話もありましたように、高雄では組合施行での区画整理がもう話もあるということなんですけれども、その前に、離合の場所も今一応2か所ほどありますけれども、そこを通る、生活道路として通る方がやはり角に大きな車を止められて、入った場合、吉ヶ浦橋にもう車が入ったときに、その角に大きな倉庫みたいなのがありますので、見えないんで、入った途端に向こうから入ってきた場合にやっぱり離合することができないと。昼の場合はちょっと見えるんですけれども、夜もライトがつくから危なくはないと思うんですけれども、やっぱり今部長が言われたように、今2 mぐらいしかないと言われましたけれども、その道路については、だから離合がちょっとできなくて、もう結局車でやっぱり路肩に落ちた車を、私も先ほど質問でも初めに言いましたように、落ちている車が何回かあるんですよ。ですので、早急にそういうふうな法定外の道路ということなんですけれども、市の道路ということは間違いありませんので、もう一度そちらのほうのできるところはもう少し、セットバックもしていくということを言われましたけれども、お願いをしてもらって、少しでもいいですから、まだ区画整理の話があるだけで、まだはっきりした、していきますという言葉も分かりませんので、今後その道につきましては見ていただきまして、もうできませんと回答は受けたんですけれども、計画がないとはっきり断るのではなくて、生活道路として見直した場合にどういうふうな道路に、市道ですので、そこを確認していただきたいと思っております。

そして、次ですね、2項目めに入らせていただきます。私が冒頭で申しましたように、やっぱり災害のときに山間部におられた方は、下に下りようと思っても、もうその道しかありませんので、下りることができないんですよ。先ほど村山議員の質問だったんですけれども、災害対策について質問されましたよね。幹線道路が冠水し、その後車が流され、緊急車両が通れず救助に障害が起きたと聞き及んでいるということですので、本当に大雨のとき、もう動けない、車では本当に行けないんですけれども、1回あそこは1人の方が亡くなりました。今は駐車場になっていますけれども、水というものは本当に怖い。市長とも昔、いろいろな災害があったときに市長とはしょっちゅうお会いしていましたが、本当水の怖さというのはもう市長も分かってあると思います。

そうすれば、おのずとその道をどうしていかなければならないかというのを分かると思うんですけれども、崇福寺の別館の横の道を白川に抜ける道に舗装整備をしていただきたいと、私が迂回できる道を整備していただきたいということを言いましたが、いろいろな事情がありまして、隣接者と地権者からのやっぱり理解が得られないということだったんですけれど

も、それと土砂災害警戒区域ということを言われました。もう重々危ない、理解が得られないという場所は分かるんですけども、災害が起きたときに命の道というのをもう少し市のほうで考えてもらわないと、何かあった場合には人的被害と言われても、本当にどうしようもないと思います。ある道、その地図の中では、その道が物すごく幅が大きく見えるんですけども、その道の幅員のメーターを教えてくださいませんか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今ご指摘の醍醐・横岳線でございますが、延長が約200mほどございます。幅員でございますが、これはちょっと様々でございますが、狭いところで2 mほど、広いところで4 mほどございます。この200mのうちのほとんどが、3 m未満のところがほとんどということで、狭い道ということになっておりますので、現在車両等の通行は実際できないような道になっております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 1項目めと同じで、やはり市道ということですので、もう少し考えていただきたいなと思っております。

それと、やっぱり市民の道として、避難道というのは市民の命の道でもあり、里道の道でもあり、あるものは何でも使って避難するべきだと私は思います。筑紫台高校の裏門、もしもそこがもういろいろなことでできないということで今おっしゃったんで、筑紫台高校の裏の利用ができるように認定としてなっていると思いますけれども、再度認定の内容に入れていただき、高台の方も理解していただく必要があると思いますので、それも含めて今後どういうふうに考えてあるか聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今ご指摘がありました筑紫台高校様との関係でございますが、平成24年に筑紫台高校様と災害時における避難所施設利用に関する協定を締結をしております。したがって、当該地区の住民の方々におかれましては、こちらの筑紫台高校の裏門から直接避難所のほうに避難いただくことができるような状況になっています。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） そのように高台の方には、もしも何か早く行く場合には、あの辺が下がもうつかった場合とかは筑紫台高校の道を通られるように広報をしていただきたいと。回覧板でもいいですからそこを利用できますということをお知らせいただきたいと思っております。

続きまして、3項目め、もう最後になりますけれども、この道につきましては先ほど部長が言われたように、公用地の道路は公道として造られたものではないということもう認識させていただきました。しかしながら、太宰府病院の敷地、3号線を通られる方は分かると思いま

すけれども、車止めが置かれている状態で、塀もされていなくて、また五条六丁目側のほうにも行かれる道、それが通っているものだから、もしかして県用地の道路ということを認識されていない方がいっぱいいらっしゃると思うんですよ。ですので、もしもそこがきちんと塀になって、中にはもう県の公用地なんだよということが分かれば期待する、私自身も期待していました。あの道が向こうに通ったらいいねということを思いました。なぜそう言うかということ、福岡方面から来たときに、君畑の交差点を左折した場合に、あそこのレガネットといきいき情報センター、踏切のところから五条駅入口のところまで本当に混むんですよ、何かのときは。本当に渋滞解消になるかなと思って今回この質問をさせていただきましたけれども、今県有地ということなんですけれども、県有地の払下げの方法もあると思いますけれども、それに対してどうお考えでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今、払下げの件ということでございますが、払下げにつきましてはまだこちらのほうとしましては県のほうと一切話等はしたことはございません。先ほど申し上げましたとおり、まずこちらの出入口につきましては、当初はちょっと分かりません。もしかすると直接3号線のほうから出入りすることも可能な施設に現在なっておりますので、そういう計画ももしかしたらあったかもしれませんが、やはり私が県のほうに問合せしたその回答で、先ほど申し上げましたとおり、やはり県道3号線は車両も多く、スピードも確かに出ております。そういう中であそこから直接の出入りということになれば、事故が起きる可能性が高いということで、やはり関係機関等と協議してこのような結果になったのではないかなと思います。したがって、もし仮に払下げが可能となったとしても、あちらからの出入りに関しましては安全の面からいかなものかなというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） そういうふうに県有地の払下げの方法もあるということを、取得するということですね、公有地を取得するという考えもあって、やはりその公有地の有効活用をしたらいいなと思ったんですよ。今現在グラウンドがあります、その道路の横に。道路にもうちょっと行ったらグラウンドゴルフ場もあります。本当に日常使ってないです。バイクであの辺までちょっと行って、中で見るんですけれども、全然使ってないです。本当に県のものであれば、あそこの部分は本当にいい使い道ができるのじゃないかと思っております。道路は別として、公有地の有効活用をしていただきたい。防災公園を造るなり、広い土地ですので、使い道はもう何でもできると思います。地域全体に公共施設の整備もつながっていくと思いますので、もしも公有地として払下げが、取得できるのならば、そこも取得していただいて、太宰府市がいろいろなことをしていく上において、やっぱり土地が欲しいと思ったら、そこも頭に入れていただいて、県のほうに取得する、払下げをする、そういうふうなことも考えていただきたらと思っております。

公有地の拡大の推進に関する法律の中に、住みよいまちづくりのための道路ということがあ

りますので、もしも払下げでその道路を市のほうが譲るよと言われた場合には、そこを向こうからの一方通行にするなり、とにかく今五条保育所からお迎えに来たり預けたりするときには、やはり今新しく鹿子生整形外科から富田耳鼻咽喉科のあの横の線のほうまで一方通行で、あそこまで行って外に出なきゃいけませんので、もしも久留米方面とかに行く場合には、あの近くからすぐに3号線に出られるということもあるし、君畑交差点からの五条交差点まで渋滞する、さっき言いましたけれども、その解消にもなりますし、一般の車が通れるようになればいいなという私の今回の質問にさせていただきました。

私の提案につきましては、もう無理だということですが、無理と言わないように前向きに検討していただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時15分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔16番 橋本健議員 登壇〕

○16番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2件について質問させていただきます。

1件目は、いきいき情報センターについての質問です。

いきいき情報センター1階部分は平成30年11月1日にマミーズから撤退の通知を受け、はや22か月が経過しましたが、今なお閉鎖したままであります。光陰矢のごとしと申しますが、本当に月日のたつのは早いもので、家賃収入がなくなってから1年半になり、実にもったいない話であります。いきいき情報センターの1階の閉鎖状態は、ほとんどの議員が心配した事案であり、一日も早く善処していただきたいという思いから、昨年来度々一般質問で取り上げさせていただきました。市長におかれましては、スピード感を持って市民への期待に応えていただきたいと強く念願するものであります。

さて、令和2年4月、新たに1階部分の活用提案を市報やホームページで公募されましたが、成果はあったのか、その内容について3項目質問させていただきます。

1、事業者の申込み状況について、2、事業者受入れ前の部分的な改修計画について、3、今後の活用方針について。

2件目は、まほろば号についての質問です。

平成10年に導入されたコミュニティバスまほろば号は22年目を迎え、乗務員不足や増加する高齢者支援対策や毎年の財政負担など課題も多く、行政にとって頭を抱える問題となっていま

す。前回に引き続き、今後の方向性について3項目お伺いします。

1、現状と問題点について、2、料金改定について、3、運行形態の方向性について、ご回答よろしく願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 1件目のいきいき情報センターについてご回答申し上げます。

まず、1項目めの事業者の申込み状況についてでございますが、4月に実施いたしましたサウディング型市場調査に伴う現地見学会には6事業者の参加がありましたが、最終的に4事業者からご提案をいただきました。4事業者のご提案の内容は、障がい者就労継続支援事業に伴う施設としての活用が1件、レンタルまたはシェアオフィスとしての活用が1件、スーパー店舗関係が2件でございます。

次に、2項目めの事業者受入れ前の部分的な改修計画についてでございますが、令和2年第1回定例会での代表質問におきまして回答させていただいておりますように、1階部分の利活用につきましては当面の短期活用という方向で進めていくとともに、厳しい財政状況の中で可能な限り改修に要する費用を抑えるため、これから行う公募につきましては、基本的に現状での貸付けを条件としたいと考えております。

なお、公募により決定いたしました相手方——優先交渉権者というふうな形になりますが——との協議によりまして、市で改修する必要がある場合には、別途対応を検討してまいります。

次に、3項目めの今後の活用方針についてでございますが、公共施設等総合管理計画に定めた公共施設の再編と併せまして、いきいき情報センター全体の建て替えや複合化ということにつきましても視野に入れながら、1階部分は当面の短期利活用とし、建物全体の構想についても調査や検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2件目のまほろば号についてご回答いたします。

まず、1項目めの現状と問題点についてでございます。地域線を除きますコミュニティバスまほろば号は、平成26年4月のダイヤ改正以来、市内6路線で公共交通空白地の解消や市内に点在する公共施設などを結び、高齢者や障がい者など交通弱者の外出支援、観光客の移動手段として運行しており、多くの方にご利用をいただいております。しかしながら、約2億円の運行経費のうち、約1億5,000万円に及ぶ額を毎年補助金として支出していますことから、大きな財政負担となっております一方、利用者が少ない路線や乗客がほとんどいない便も見受けられて、今後の在り方につきましては検討する必要が出てきております。

次に、2項目め、料金改定についてご回答いたします。まほろば号の運行を始めた平成10年4月時点では初乗り180円、最高200円の運賃でございましたが、平成14年1月から利便性を図るため、全区間一律100円の運賃を設定して現在に至っております。運行収支の改善のためには受益と負担の在り方も考える必要がございます、運賃についても検討しなければならないと考えております。

次に、3項目め、運行形態の方向性についてご回答いたします。現在、まほろば号は定員34名から44名の小型バスで定期ダイヤの運行を行っております。運行形態につきましては、利用者の状況を基に路線ごとに検討していくべきと考えており、現在の運行経費を考えた場合、地域の特性に見合った交通手段に運行形態を考えることも一つの在り方だと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） ご回答ありがとうございました。事業者の申込み状況についてちょっと二、三、質問させていただきたいと思うんですが、8月27日の全員協議会の中で、サウンディング型市場調査の実態結果につきまして報告及び説明を受けました。その中から質問をさせていただきたいと思います。

4月の現地見学会に6事業者が参加されました。そして、翌5月の活用提案の話し合いには4事業者の参加となりましたけれども、ここで2事業者が辞退されたというふうになっておりますが、その辞退された業種とその理由をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 辞退された理由といたしましては、やはり建物自体がやや今の需要といえますか、広過ぎたりということが1つございます。それと、やはり老朽化の問題も出てきております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） その辺は後でまた質問させていただきたいんですが、老朽化の点、活用アイデアを募るわけですから、やはりいきいき情報センターをよく利用されている地域の方々にも周知をしていただきたい、広げていただきたかったなと思っております。例えば商工会をはじめ五条、五条台、観世音寺、青山、梅香苑など近隣の行政区に事前通知をして関係の各自治会から意見を求めてもよかったんじゃないでしょうか。この点いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） このサウンディング型市場調査と申しますのは、こういったものを造ってほしいとか、こういったものをしてほしいということではございませんで、あくまでも事業化ができるご提案をいただくというのが基本になっておりまして、要するにご自身でこういう事業化、採算が合うものが何なのかということ、要するに市のほうで公募をかけたとしても、事業化ができないものを公募しても、いつまでも手を上げる方いらっしゃいませんので、こういったものが事業化できるんだろうかということでその調査をさせていただきました。もしそれがなければ、市のほうで何らかの形で費用を出して誘致をするというふうなことも一つの方法としてあろうかと思いますが、まずはそういったこと、できるだけ市の負担を少なくして、事業者が本当にそこで事業をしたいという方が出てくるのか、どういう事業をしたいのかというのも含めまして、聞くためにこのサウンディング型の市場調査というのを行ったところでご

ざいます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 分かりました。それで、限られた時間ですので、30分以内ということですから、2項目めの改修計画に移らせていただきます。

決定した相手方に対して改修する必要がある場合には別途検討しますというご回答をいただきましたけれども、私はその前に、やはり老朽化していますので、事前修理が必要だろうというふうに考えております。今回の条件ですね。5年間の利用で建物は現状のままという条件では、借主が入店を渋るのは当然でありまして、特にスーパー事業者にとってはやはり15年のスパンが要るだろうというふうに思います。年間約4,000万円の家賃収入があったわけですから、これをここは思い切って1億円投資して3年間で回収すると、こういった柔軟な考え方はできなかったのかどうか。

この協議会の中で説明ありました、要望にもありますように、事業者からの要望がありますよね。事前に市が改修した後に賃貸開始を希望すると。特に、空調、照明等の設備が古く、改修の必要があるので、建物の基本的な部分は事前に改修をお願いしたいという要望が出ております。やはり社会通念として賃貸住宅やテナントなどは必ず改修してリニューアルし、次の借主の受入れをするのが普通であります。新たな入居者には気持ちよく迎え入れる配慮が必要と考えますけれども、先ほど申しましたように3年でペイできるわけですから、利用期間もまた延びますし、検討されてはいかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 私ども短期の利用というふうなことで公募をかけましたのは、単に期間が短いという、短くして市のほうの利益をできるだけ出すということではなくて、市の将来的な損害を極力防ぎたいという意味で5年ということをあえて業者側のほうに出しております。といいますのは、今業者側が申しておりますのは、空調と内装関係ということだけで申しておりますが、先ほど申し上げました建物の老朽化ということで、それ以外の例えばエレベーター、エスカレーター、消防設備全て老朽化いたしております。外壁につきましてもやはり、地震が起きてぐしゃっと潰れることはないにしても、コンクリートもやはり劣化をしてきております。あらゆるところでやっぱり劣化というのが出てきておりますので、例えば5年ぐらいなら何とかなる、引っ張れるかもしれませんけれども、それ以上になりますとなかなか市の貸主の責任として厳しいものがございます。なおかつそのときに事業者の方が入店されてあれば、損害賠償等も出てくる、要するに店舗を休ませるときに損害賠償あたりも請求される可能性がある、そういったこともいろいろありまして、あえて5年ということ今回サウンディングの市場調査というのをやらせていただいております。

1 答目の回答のところでも申し上げましたが、その後につきまして、じゃあどうするのかということですが、建て替え等も含めてどうしていくのかというのを今後検討していくということでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 今の回答にちょっと食いつきたいんですが、時間がないので、次に移らせていただきますけれども、今後の活用方針について、五条かいわいの活性化のために何がベストなのか、さらにこれは内部協議されるというふうに思っております。事業計画案の提出の期限はいつなのか教えてください。回答短くお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 五条の活性化のためにということで、私どもそれも非常に考えております。できましたら、いきいき情報センター前の遊休スペース等も活用できるような形でやっていけたらなというふうに思っております。

それと、いつ公募をかけるかということでございますが、できるだけ早く、今議会終わった後もう準備に入っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） この件の最後の質問になりますけれども、今回応募されました4つの事業者だけを優先されるのか、それともまた新たに再度提案される事業者にもチャンスがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 今回のサウンディング調査で一定の事業化できるというふうなことが分かりましたので、今回の4事業者も含めましてほかの方、手を挙げられる方もいらっしゃるんじゃないかと思しますので、そういったところにも当然公募という形になりますので、チャンスはあるということで考えております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 現在、コロナ禍により全国のサービス業では売上げがダウンしているところが圧倒的に多いんですが、また倒産、廃業、こういった中でスーパー業界は大変な売上げが伸びております。団塊の世代による超高齢化もすぐそこまで来ておりまして、市民の皆さんにとりましては近くで便利なスーパー入店が一番喜んでいただけるのではないかというふうには私は思っております。十分な対話を重ね、ご検討いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

次のまほろば号についての質問をさせていただきます。

6月議会に引き続き再び質問をさせていただきますが、現状と問題点につきましては前回もご回答いただきました。現状としては高齢者や障がいを持つ方の交通弱者の外出支援、観光客の移動手段として運行、昨年利用者は約60万人を突破したと。運行経費は2億円で1億5,000万円を補助金として補填していますということでした。また、問題点として、利用者数の少ない路線や乗車がほとんどない便があり、本市特有の交通渋滞によるダイヤの乱れや乗務

員が不足しているということでありました。

1 項目めはこれで終わらせていただき、2 項目めに入ります。料金改定についてです。私は、これはもう料金改定はするべきじゃないだろうかと、賛成です。理由は、年々膨らむ運行経費の負担増による財政圧迫をしていること、また21年前のバス導入により物価も上昇しており、今回まで100円で維持してきた、さらに来年度はコロナ感染拡大の中、地方税収や国からの地方交付税の減額が予想されます。こういった理由で運賃改定もやむなしというふうに思っております。この値上げについてですけれども、来年度を見据えて本格的に検討されてはいかがですか。質問です。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） ありがとうございます。非常に私ども料金改定につきまして慎重に検討を今重ねておるところでございます。実際、利用者の皆様方のお考え等もございますので、今この場でどうこうするということは、ちょっとお答えはできませんけれども、一つの先ほど申し上げました1億5,000万円の市の税の投入ということで運行しておりますので、そこを少しでも減らすためにどういうふうにしたらいいかという、そういうスタンスで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 上げた分の、ここで提案をちょっとさせていただきたいんですが、例えば料金を上げるとします。その上げた分の見返りとして、一部を運転免許返納者、これの促進に使ったらどうかと。手当をちょっと厚くして充実を図ってはいかががでしょうかということなんです。車の運転をやめ、まほろば号を末永く利用していただくためにも、ＩＣカード5,000円分が今支給されるようになりましたけれども、これを延長もしくは増額して、末永く使えるようにしてはどうかというふうに思いますけれども、ご意見をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） ただいまのご提案につきましては、申し訳ございません。まだちょっとそこまで踏み込んで検討はしておりませんので、今後の課題とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） どうぞよろしくご検討いただきますようお願いいたします。

高齢者の方々の運転がやはり自損事故だけでなく他人を巻き込むとか、それから母子の命を奪う悲劇が発生をいたしまして、非常に社会問題になりました。高齢者事故防止のためにも、ぜひ今の提案をご検討いただければというふうに思います。

3 項目めの運行形態の方向性について質問させていただきます。

運行形態につきましては、いろいろと協議を重ねられているというふうに思っています。赤字路線をいかに減らすか、あるいは延伸や新規のバス停設置など、新たなダイヤ改正に取り組んでおられることは十分承知しておりますが、ここでやはり料金改定も見据えて、動きながら

考えると。つまり、新料金、新ダイヤで二、三年運行しながら、近い将来の運行形態の在り方を模索してはどうかというふうに思いますが、ここで質問させていただきます。

希望者が予約するデマンドタクシーや定時、定路線の乗合タクシーなど、採算性も含めてこれらの方法について検討されていると思いますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） デマンド交通につきましては、利用者の利便性とか運行の効率化等が可能となりまして、ワンボックスタイプの車両、タクシー車両を使用することで多少の運行経費を縮小するメリットがある反面、継続運行するための利用者の確保あるいは運賃の設定を十分考える必要があらうかと思えます。

また、既存の交通機関、例えばタクシー会社との競合による影響等も考慮する必要がございますので、もし導入する場合にはそういったことも十分調査研究していく必要があらうかと考えております。そういったことで問題なければということになります、まだそこまでは行っておりません。今後その辺も含めたところでどうあるべきかということを検討してまいります。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 検討課題ということで、はい。それで、運営方式ですけれども、現在自治体主導型といいますか、市が主導して一応まほろば号を運行されているということであり、ますけれども、本市には6つの自治協議会がございます。ボトムアップ式といいますか、つまり各校区の特性を生かし、地域が考えたものを吸い上げて、住民自らつくり出す住民主導型を検討するという方法もあると思うんです。こういったことを要するに地域に振って、地域で考えていただいたらどうだろう、それを吸い上げて担当課あるいは関係者で検討していくと、こういう方法もありますが、いかがでしょう。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 恐らく近隣の自治体、一部の自治体で既にされてあるところもあるんじゃないかと思えます。本市につきましてはまだそこまで検討はしておりません。ただ、先に検討しているところの課題といたしましては、運転手さんの確保といいますか、そこがなかなかやはりリスク等も、運転する上でお客さん乗せられるわけですから、リスク等もやはりあるということで、そういった課題をどうするかというのもやはりあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 今回、市長のほうにもご意見をお聞きしたかったんですけれども、ちょっと時間的にというか、慌てた分、6分も残りましたけれども、次回に市長には十分質問させていただければというふうに思います。

今や全国で数多くの自治体がコミュニティバスを導入されておりますけれども、一般市民や

高齢者、そして障がいを持つ方など買物、病院、市役所を中心に各公共施設に行く交通手段として利用できる本市独自の充実したコミュニティバスが貴重な市民の足となることを願いまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで議員、執行部入替えのため休憩いたします。

休憩 午後3時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時43分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔14番 藤井雅之議員 登壇〕

○14番（藤井雅之議員） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告書記載の項目について質問いたします。

市長の任期も折り返しを過ぎ、1年4か月余りとなりました。今議会は市長の政治姿勢について伺いいたします。

平成30年12月議会の一般質問におきまして、私は市長の選挙公約であった3つの工程と7つのプランの進捗状況と見える化について伺いました。その際、市長の回答では、議会で議論することが見える化の最たるものと述べられましたが、再質問のやり取りの際には、誰よりも3つの工程と7つのプランを大事にしていると述べられたかと思えば、3つの工程と7つのプランに固執するわけにはいかないと述べられることもあり、市長自身の責任において見える化することへの回答ではなく、事実今日までそういった動きは確認できません。

昨年12月議会では木村議員から、3つの工程と7つのプランのうち環境厚生常任委員会が関連する部分について質問がありました。また、昨年11月、市民の皆さんと市議会との意見交換の場におきましても同様の質問が寄せられ、市民の関心も高く、忘れられているというようなことはないと思います。改めて今現在の3つの工程と7つのプランで上げられた各種項目の進捗状況について、それと今後具体化の見通しを残りの任期でどこまで進めていくお考えを持っておられるのか、回答を求めます。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 市長の政治姿勢についてということで、初めに申し訳ありません。私から執務上の状況を説明させていただきます。

市長におきましては平成30年1月の就任から2年7か月经過をいたしましたが、この間、市長の選挙公約である7つのプランを基に毎年度の施政方針を作成しまして、それに基づいて具体的な施策実現を図っているところであります。この施政方針につきましては、年4回、おおむね議会前のタイミングで担当部署において進捗を一覧表として整理をして、幹部のこれらを取りまとめた上で経営会議を通じて確認をし、それを全庁的に情報共有を図っております。ま

た、次年度の施政方針を策定する際には、これらの進捗や成果を踏まえることで、さらなる施策の充実を図っているところであります。

市民の皆様に対しては令和2年度の施政方針の例でもあり、冒頭挨拶の中でも令和元年度の主な成果をお示しし、広報等でもお知らせをしているところであります。

また、これまでも市議会や市長と語る会などでの質疑応答の中で進捗状況や、その時点での変化、発展状況についても随時説明をしておるところであります。本年3月末には7つのプランをベースにしまして、さらにそれをまちづくりビジョン会議において有識者会議等の意見を踏まえ発展させた第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略、通称まちづくりビジョンを策定をしたところであります。

今後の見通しにつきましては、今後しばらくは新型コロナウイルス感染症の影響による減収や社会経済活動の停滞、市民の生活様式の変容等、様々状況の変化もありますので、まちづくりビジョンに加えまして、経済活性化、財政健全化、新たな生活様式の3つの視点を経営方針に取り入れるということで、今後の市政運営に取り組んでいくということにされております。

事務的ですが、以上です。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） ご回答ありがとうございました。市長の政治姿勢ということですが、でも、まず執務的な部分で五味理事から今答弁ありましたけれども、ではまずせっかく五味理事に答弁いただきましたので、執務的な部分で確認の再質問1点させていただきます。

今、答弁の中にありました年4回ですか、担当部署において進捗を管理し、実施してそれを取りまとめているというような趣旨の答弁ありましたけれども、五味理事のそういった業務の位置づけとしては、市長が上げられた3つの工程と7つのプランの各部署での進捗状況を取りまとめ、管理をするというような部分まで五味理事の役割としてあると思っていのか、そこまでお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（五味俊太郎） 施策全体の進捗なり施策評価は経営企画課の所管でありますので、もともとの総合計画に基づく施策評価も経営企画課の所管ですので、私の所管に含まれるということですし、それに加えて市長の7つのプランに応じた施策の進捗管理も同様に私の所管になっているという、取りまとめが私の所管になっているという意味ですが、なっていると思っておりますので、実務上も経営企画がやっております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） ここからは率直に市長にお伺いすることが中心になると思いますけれども、これ昨年の12月議会で木村議員が使われたもの、今回貸出し、承諾していただいて改めてこちらに持ってきました。ここにそれぞれの項目、7つのプランの部分ですね。いろいろな項目あります。私も読み返してみて、これはもう達成されているんじゃないのかなというふう

るんだ、早くやれよというような、責め上げるような質問するつもりは全くないんですよ。できてないならできてないでもそういう事情があると思うから、理解はするんですけども、ただ率直に言ってもうこれは実際完成した、スタートしたというものは丸とか、まだ着手できてないという部分は未着手とか、そういう部分の整理の見える化が最低限これ市長の責任においてされないといけないと思いますけれども、昨年というか、平成30年12月議会で答弁、このやり取りもさせていただいたと思いますけれども、それから月日がたっておりますけれども、市長の認識は今も変わらないままでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど五味理事から、あえてといいますか、答弁をしてもらったんですけども、前回ちょっと私も全て覚えてはいませんけれども、選挙公約といいますか、市民との約束、これ非常に重要なことでありまして、そのお約束を私自身が与えられた任期でできる限り達成していくということは当然のことであろうと思っています。

そうした中で、やはりこれが私自身の個人的なお約束では当然あつてはいけないと思っておりまして、経営企画課中心にこうしたシステムとして、組織的にこのお約束もしっかりと捉え直して、その進捗状況などを内部的にも確かめながらやってきておりますし、そうしたことを施政方針の中でやっていること、また答弁などではまだやれていないこと、そういうことも丁寧にお答えをしてきたつもりであります。

そうした中で、あくまでやはり任期の中で最終的にどこまで実現ができるかということが当然問われて今後くると思いますので、そうした中で皆様にもう一度最終的にどこまで実現したのか、できなかったのか、そのことをお伝えする機会は当然出てこようかと思っています。その中でも日々私自身もしっかりと意識しながら職務に取り組んでいるというところであります。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） いずれ出てくるというようなことは、今市長の答弁でございましたけれども、それは拡大解釈をすれば、市長の2期目に向かつては当然責任の状況をここで、7つのプランに基づいた状況の進捗を管理するというふうに理解してよろしいんですか。いずれというのはどういう時期。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） あくまで私が1期目の選挙のときに訴えたことは、基本的には与えられた1期の中で実現をしようと思って訴えたことでありますから、その点を当然ながら最終的に1期目が終わる頃になると思いますけれども、最終的な結論というのは出てこようかと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） では、その手段は市長の個人といいますか、市とは切り離した政治的な何かそういうサイトなり広告物といいますか、そういったものを作って考えるというふうに

理解しておいてよろしいでしょうか。先ほどの答弁の中では、五味理事からいただいた答弁の中では、広報等でお知らせをしているというようなことがあったんですけれども、その部分、広報等は別のものであるとして考えといていいですか。市長が政治活動の領域の中で発信されるというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） そのように理解をしていただければと思いますけれども、ちょっと個人的にせっきくの機会ですので、お伝えをしておきますと、やはり私自身の周りの様々な全国的に市長の方、私と同世代の方もいますし、大分先輩の方もおられますけれども、そうした中で例えば後援会主催の何かしら大会をやられたり、パーティーをやられたり、また定期的に市長後援会として何か活動報告というんですかね、そういうものを新聞折り込みをされたりとか、そういう方もおられるようであります。ただ、私は実は市長就任してから、自分自身の一つの決め事としまして、後援会活動もできるだけ、かつての後援会も活動というよりも解散状態のような状況でもありますし、ふだんからそういうことではなくて、市政に全て100%私自身、役所にいないときも含めて、24時間365日市政に集中したいと、そういう思いで、いわゆる政治活動というものをできる限り私は逆にやらないように努めてきたというところでありまして、そういう意味では個人的に何か行政的な文書と異なる私の政治的な文書というものは、あえてこれまで出さずに来たというところでもあります。

ただ、実際4年間仮に務めたとして、その4年間の成果が問われるということも当然あるでしょうし、その成果を基に次なるビジョンを示すという機会が仮にあれば、そのときはそれまでにやってきたことも当然政治的な説明責任として出していくということも当然、一般論としても当然であろうと思っていますので、ただし今の時点では基本的にはこうした市報を通じて、また内部的なこうした組織的な進捗状況の管理において、そしてこうした議会なり市長と語る会なり、こうした行政的な取組の中において、私自身がお約束してきたことが今どういう状況にあるかは真摯にお答えをしていこうと、そういう姿勢でやっております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 今、市長の思いというのを伺いましたけれども、幾つか言葉の表現上気になったのは、仮にあればというような言い方を何か所かされたんですけれども、市長が以前は就任直後のこの議会の中で、議員の一般質問の中では市長として1期と言わず、市民の方が必要としていただける限り頑張りたいというような決意を過去この議場で発言されていたんですが、今仮にというようなことを言いますと、その当時の決意から若干ちょっと何か後退もされてしまっているのかなというような懸念を抱いてしまうわけですが、広報等の部分でやっていくということでもありますけれども、これは市長が選挙の公約で上げられた部分なわけですから、それを市政だよりを使って進捗状況を定期的に発信をしていくという部分は、ややもすればですよ、市長の政治的な選挙公約の進捗の状況を市政だよりで広報するというのは、ちょっと政治活動の領域が入ってきているんじゃないかなというふうに懸念をいたしま

す。そうならないように、当然五味理事はじめ経営企画課が広報の発行の責任ある課がちゃんとそこはされるでしょうけれども、そういった疑念といいますか、抱かれないようにするためにも、私は市長が一定のところ、さっき言われた政治活動的な部分の市長の個人の中での対応を、3つの工程と7つのプランに対する対応をしていただく必要があるかと思えますけれども、その辺受け止めいかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっとその点は誤解なのか、考え方が異なるかもしれないんですけども、私自身も本当に市長は初めてやらせていただいています。行政の中に入るのも、防衛省に一度入らせてはいただきましたが、それ以来であります。そうした中で、やはりこれまで政治なり行政は常々見てきましたけれども、やはり選挙でお約束したことをどう、選ばれたからには行政に落とし込んでいくか、政治と行政の関係ですけれども、これは正解はなかなかないかもしれないけれども、私の考え方としましては、あくまで選挙自体は政治であると、そうした中で皆様にお伝えをしたことも、あくまで選ばれるまでは政治家としての発言だったわけがありますけれども、選んでいただいて市長に就任をしてからは、その訴えてきたことをいかに行政に落とし込んでいくか、ここが非常にポイントだろうと思っています。

そうした中で就任後、非常に職員の皆さんの協力を得て、場合によっては職員の皆さんもあくまで選挙で私が勝手に約束したことなんで、今までの市政の継続性からすると、それは相入れないんで、それは撤回してくださいという職員がいてもおかしくないと思うんですね。でも、実際は非常に私が訴えてきたことを、このチラシ自体も皆手に持っていて、そうした中で今までの市政の在り方、そしてこれからの市政の在り方の中で、できる限りこの7つのプランなども取り入れて施政方針をつくろうとか、予算をつくろうとか、そして今後のまちづくりビジョンをつくろうとか、そういうことを非常に協力的に職員やってきてくれた、非常にありがたいと思っています。

そうした中でこうした内部資料としても、行政の内部資料としてもこうした私の訴えてきたことを一つ一つ基本的には変更することなく、進捗状況なども内部で管理をしてもらっているということは、非常に私は政治と行政の関係がここまでうまくいったのではないかなと思うておりまして、そうしたことを、ですから私の個人的な管理、進捗という形で市報などで出すということは、私自身それはよくない、好ましくないことだろうと思っていますので、あくまで行政の中で内部的にしっかりと議論し、検討した中で出すべきものをしっかりと出してきたということでもあります。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） しかし、今の市長の政治と行政の関係という部分で答弁がありましたけれども、政治と行政だけではなく、市長と有権者との関係という視点で見るときには、現実には市民の方から議会サイドにも先ほど述べたように質問が出る、また市長にも語る会等でもそういった質問が出ているという部分では、それは有権者の支持を得た、市長がこの7つのプラ

ンですよ、支持されて市長そこに送られてきているわけですから、対有権者という部分の関係では何らかの形で、何らかの形というのは市長の責任において、やはり見える化をするべき性質の話じゃないでしょうか。

今、お聞きをする限りですと、担当部署において進捗の管理を実施をしているということは、先ほどの1答目の答弁で理事からありました。ということは、それを市長が受け取った上で、市長の責任において発信をするということは、何も私はそんな難しいことではないのかなというふうに思うんですけども、今市長が政治と行政の関係というふうに言われましたけれども、市長が見ないといけないのは、そこに市長を送っていただいた有権者、市長に投票した人の部分からの面も見ないといけないことだと思いますけれども、その辺についての受け止めいかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 藤井議員も政治の世界長くおられますので、政党の中におられますから、詳しいと思いますので、全ては申しませんけれども、私自身、もちろん選んでいただいた方、投票されなかった方、はっきり言いますと、投票に行かなかった方が多数でありますので、57%ですか、投票率僅か42%でありましたので、ですので投票されてない方が市民の大多数なんです。多数派であります。ですから、しかも私がいただいた1万3,000票余りの、どの方が1万3,000票入れていただいたかも、無記名ですから分かりません。

ですので、そうした入れていただいた方、入れていただかなかった方、行かなかった方全てを区別して何か説明するということはもう不可能でありますので、あくまで私は市民全体に対して、もっと言いますと有権者ではない子どもたちに対しても、市長として、行政のトップとしてこれまでの市政全般についてできる限り説明責任を果たしてきたと考えておりますし、そうした中で私が選挙でお約束して、それを選んでいただいたからには、この公約を行政の中に落とし込んでいく作業というのがまず第一で重要でありましたし、それはしっかりと協力を得ながらやってきて、そしてそれが市の方針としても位置づけられて、市の方針はどのように実行されてきたかということを常々チェックをしながら、議会や語る会やそういう市報やSNSなど、そういうものを使いながら、できるだけ皆様に丁寧にお伝えをしてきたということでありますので、これからもそうした姿勢を貫いていきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 貫くだけではなくて、見える化の実践をしていただきたいということを、くどいようですが、再三申し上げます。答弁にもありましたけれども、新型コロナウイルスの影響等で市長との語る会も今できてない状況、それは責められるものではありません。しかし、だからこそ余計に市長はこういう状況だからこそ説明といいますか、見える化の部分の具体的な部分を発信されたほうが、私はそれこそ今有権者だけではなく市民というふうに言われましたけれども、市民全体に対しても市長の選挙公約の進捗状況の見える化になるんじゃないかというふうに思いますし、もう一点補強的に言えば、広報等でお知らせして

いますよというふうに反問権切られるかもしれないけれども、広報以外にさらに補完をして、今市長が言われたツールの部分も広げていくというのは大事なことでないでしょうか。

広報が、結構私もお聞きするのは、広報「だざいふ」紙、なかなか1ページ目から最後のページまで読み切ったことはありませんとか、そういうような声も私も聞いておりますし、広報が載せているから大丈夫だ、見られている、見ている、届いているというようなのはちょっと思い込みといたしますか、100%届いているとは言い切れない面があると思います。だからこそあらゆる手段を使って考えるという部分では、やはり市長の責任においても対応していただく必要があるかと思うんですけれども、再度受け止めはいかがですか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろんあくまで市報に載せているから全てだと思っているわけでは決してありません。市報はしかし大変ありがたいことに毎月全戸に基本的には配布をされています。ただ、一方で私が住んでいるマンションとかアパート、学生の方も結構おられますので、見ずに捨てておられます、かなりの数。私が実は拾ったりしているんですけれども、かわいそうなんです。そうしたことも含めて全ての方がもちろん読んでいるとは思いませんし、多くの方が読まれてない可能性ももちろんあると。ホームページなども出していますけれども、多分閲覧している方は非常に限られていますし、私もホームページ、フェイスブックなどやっていますが、私の個人もあれば市長の分もありますし、そうしたものも見ている方は非常に限られていると。ですから、なかなかゴール100%というのはないんですけれども、ただできる限り私自身そうしたものを広くお伝えをしていって、そしてご意見があればしっかりと受け止めて、そしてよりよい市政につなげていきたいということは常々思っておりますので、そうしたことをご理解いただければと思います。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 市長は以前、私が平成30年12月議会で取り上げた際には、議会で議論することが見える化の最たるものだというようなときも、その当時の答弁もいただきましたけれども、今日この議場でやり取りをさせていただいた中では、いずれしかるべきときにその見える化の部分はやりますというような回答があったというふうに受け止めますので、それを早期にさせていただきたいということを重ねて要望いたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。

以上で終わります。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月9日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後4時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（4日目）

〔令和2年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和2年9月9日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|---|
| 1 | 門 田 直 樹
(15) | 1. 情報セキュリティ対策について
(1) 総務省による三層のセキュリティ対策以降に起きたインシデントについて
(2) LGWAN接続系とインターネット接続系の分割と連携について
(3) 情報セキュリティ体制全般、インシデント即応体制について
(4) 情報機器の廃棄状況について |
| 2 | 笠 利 毅
(5) | 1. 熱中症対策について
エアコンの活用を前提にしなければ生きのびられないような夏が毎年続いている。
一般家庭、世帯でのエアコン設置や使用を補助できないか、高齢者世帯、低所得者を念頭にその可能性を伺う。
2. 公園内の私物保管について
公園内の私物保管について、明確な回答を求めるとともに、3月に改正された太宰府市公園条例の運用について伺う。 |
| 3 | 入 江 寿
(7) | 1. 登下校時の子どもの安全対策（防犯対策）について
5点伺う。
(1) 地域における連携の強化について
(2) 合同点検及び危険個所の共有と環境整備・改善について
(3) 不審者情報の共有及び迅速な対応について
(4) 多様な担い手による見守りの活性化取り組みについて
(5) 防犯教室の充実について |

追加日程第1 議案訂正の件

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番 柳 原 莊一郎 議員

2 番 宮 原 伸 一 議員

3 番 船 越 隆 之 議員

4 番 徳 永 洋 介 議員

5 番 笠 利 毅 議員

6 番 堺 剛 議員

7番 入 江 寿 議員
 9番 小 畠 真由美 議員
 11番 原 田 久美子 議員
 13番 長谷川 公 成 議員
 15番 門 田 直 樹 議員
 17番 村 山 弘 行 議員

8番 木 村 彰 人 議員
 10番 上 疆 議員
 12番 神 武 綾 議員
 14番 藤 井 雅 之 議員
 16番 橋 本 健 議員
 18番 陶 山 良 尚 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 楠 田 大 蔵
 教 育 長 樋 田 京 子
 総 務 部 理 事 五 味 俊太郎
 健康福祉部長 友 田 浩
 教 育 部 長 菊 武 良 一
 文書情報課長 山 口 辰 男
 生活支援課長 藤 井 泰 人
 都市計画課長 竹 崎 雄一郎
 学校教育課長 鳥 飼 太

副 市 長 清 水 圭 輔
 総 務 部 長 山 浦 剛 志
 都市整備部長 高 原 清
 健康福祉部理事
 兼高齢者支援課長
 兼包括支援センター所長 田 中 縁
 教 育 部 理 事 堀 浩 二
 防災安全課長 白 石 忠
 元気づくり課長 安 西 美 香
 建 設 課 長 中 山 和 彦
 スポーツ課長 轟 貴 之

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮
 書 記 斉 藤 正 弘
 書 記 平 田 良 富

議 事 課 長 花 田 善 祐
 書 記 岡 本 和 大

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

ここで議員8名退場のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

再開 午前10時00分

○議長（陶山良尚議員） それでは、議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） おはようございます。

通告に従い質問します。

昨今、国や企業へのサイバー攻撃あるいは職員や関係者による情報の漏えい等は枚挙にいとまがありません。本市においては、国の指針に基づき慎重かつ周到な対策が実施されていることと思料いたしますが、様々なテクノロジーの組合せや運用規定等は各自治体の判断に委ねられており、また情報セキュリティはIT施策の中でも特に重要なものであると考えますので、本市の状況を伺います。

まず、2015年に総務省の自治体情報セキュリティ対策検討チームが、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けてとして三層の構えを提示いたしました。この三層の対策以降に本市で起きたインシデントについて、件数と概要をお聞かせください。

LGWAN接続系とインターネット接続系は分割されていますが、同時に連携も必要です。本市の取組の概要と無害化について伺います。

また、LGWAN接続系及びマイナンバー利用事務系ネットワークに接続できる端末について、入室、操作の制限や認証状況を伺います。

次に、環境やルールを整えても、機器の障害や人為ミスあるいは故意による操作など、インシデント発生は様々考えられます。その中で情報セキュリティ体制全般において特に力を入れておられること、また重要なインシデントへの即応体制について伺います。

最後に、情報機器の廃棄状況について伺います。

昨年12月に神奈川県行政文書を記録したハードディスクがインターネットオークションに流出しました。ハードディスクには個人名や住所が記された納税記録などが残されたままで、情報管理の在り方が問われることになりました。国の地方自治体向け情報セキュリティ運用指針も改定されるようですが、本市における端末や外部記憶装置など、廃棄の状況を伺います。

以上、再質問は発言席で行います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） おはようございます。

情報セキュリティ対策につきましてご回答いたします。

まず、1項目めの総務省による三層のセキュリティ対策以降に起きたインシデントについてですが、本市では平成29年度に1件、平成30年度に1件、令和2年度に1件起きております。

平成29年度の1件は、個人市県民税特別徴収税額決定通知におきまして、特別徴収を行うべき事業所以外の事業所に送付する誤りがございまして、個人情報が入り混じったものでございます。これは、情報をシステムへ登録する際に、本来の特別徴収事業者以外に結びついた誤り及び内部事務におけるその後のチェック体制の不全によるものでございます。

平成30年度の1件は、固定資産税・都市計画税の課税誤りで、電算システムへの入力ミス及び内部事務におけるチェック体制の不全によるものでございます。

令和2年度の1件は、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策の一つ、特別定額給付金の給付決定通知におきまして、宛名の方と別人の口座情報を誤って記載し、発送したものでございます。これは、内部事務におけるチェック体制の不全によるものでございます。

平成29年度、平成30年度のインシデントを受けまして、再発防止に努めてきたところでございますが、今年度再度インシデントを起こしてしまったことを深く反省し、再発防止、インシデント防止対策の徹底に努めてまいります。

次に、2項目めのL G W A N接続系とインターネット接続系の分割と連携についてですが、現在はマイナンバー利用事務系をネットワークから分離するとともに、L G W A N接続系とインターネット接続系に分割して運用しております。

無害化についてでございますが、必ず無害化サーバーを通して設定をしておりますので、無害化できないデータは開封ができないようにしております。また、外部記憶装置からデータの取り込みが必要な際は、情報主管課——うちでいえば文書情報課でございますが——に備えました機器でウイルスチェックを必ず実施することとしております。

入室、操作の制限や認証状況についてでございますが、電算室への入室は事前に登録された特定の者のみ入室を許可しております。入室の際の認証方法は、パスワード入力及び静脈認証の2要素認証としております。

また、アクセスできるシステム等に管理者側で制限をかけ、操作の制限を行っております。

認証につきましては、L G W A N 接続系は I C カード及び I D とパスワードの入力、マイナンバー利用事務系のシンククライアント端末も同様に I C カード及び I D とパスワードの入力、窓口端末においては静脈認証及び I D とパスワードの入力としており、それぞれ 2 要素認証としています。

次に、3 項目めの情報セキュリティー体制全般、インシデント即応体制についてでございますが、体制全般につきましては情報端末を操作する職員に毎年 J - L I S によるセキュリティー e - ラーニング受講を義務づけております。さらに、昨年度より全職員に対して文書情報課が研修を行いまして、それぞれの立場における情報セキュリティーポリシーに係るリテラシーの向上を図っております。

また、国の外部機関が開催します実践的セキュリティー研修に昨年度より文書情報課職員が参加をし、セキュリティー対策の重要性を学んでおります。

即応体制につきましては、不審な通信等を検知した場合、管理者においてログを追跡し、原因となった端末を隔離し、全サーバーのスキャンを行うこととしております。あわせて、第一報を統括情報セキュリティー責任者、最高情報統括責任者まで行うこととしております。並行して原因究明、対策、復旧を行う手順としております。

次に、4 項目めの情報機器の廃棄状況でございますが、本市では、廃棄機器については職員立会いの下、物理的破壊を行い、廃棄証明書の提出を義務づけております。また、リースが終了した機器については、データの消去に係る証明書の提出を義務づけております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15 番門田直樹議員。

○15 番（門田直樹議員） ありがとうございます。まず最初に、今お答えいただいた中で文書情報課という名称が出てきましたが、情報管理課という課はないですね。ちょっと確認。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 情報管理課というものではございませんが、文書情報課のほうでそういった情報管理を一元的にやっております。

○議長（陶山良尚議員） 15 番門田直樹議員。

○15 番（門田直樹議員） そういうふうなことでございますが、最後のほうにいろいろ考えもあるのでお聞きしたいと思います。

まず、今回の質問の趣旨でございますけれども、ご案内のとおり、昔の年金問題、漏えいがあった大変な問題になりまして、その後国がいろいろな対策を取って、そしてまた地方にもそういうなものを提示してきたということで、2015 年ぐらいからありまして、おおむね各自治体の対策、対応が終わったのが 2 年後ぐらいではなからうかということでございますけれども、こういった三層の対策とか構えとかいわれるところで、基本は分離です、分離して、データのセキュリティーを高めるということでございますけれども、同時にこういうふうなインシデント数が大幅に減った反面、ユーザビリティといいますか、使い勝手が悪くなるということが発

生しておるところも事実でございます。今日セキュリティーということで、電算処理的なセキュリティーもですけれども、全般的な利活用とセキュリティーの、実は相反するところではございますけれども、こういった工夫をされているかお聞きしたいと思って質問をしております。

ところで、そのインシデントですけど、あんまり使わない言葉ですけども、言うてみたらアクシデントの一步手前みたいな、事件とか案件に対する事案ぐらいの感じだろうかと思うてはおります。ところが、今ご説明いただいた中で3点ほど上がったのはどちらかというと事件に近いぐらいの感じではあるけれども、ただ私が今日質問といいますか考えているところの本論からいくと、どちらかというとこれはマンパワー的なところのミスではあると思うんですね。ですから、もう一つセキュリティーを広い意味でいくなら、活用とセキュリティーというものを一体的に考えるならば、その辺の人的な、もちろん力量を上げることも大事ですけども、一定のルール、責任とかをきちんとやることが大事ということもちょっと後ほど申し上げます。

ということで、2点目の本市の取組と概要、無害化につきまして、ここよく出てくる自治体情報のセキュリティークラウドについて、一般的な分離、分割の図でいきますと、LGWANとインターネット接続系をひっくめて自治体広域LAN、2点、ワイドエリアも、ワイドというのは県を単位としているのか、そしてそこにサーバーがあって、情報を一括してまずは第1段階のセキュリティーを担っているのか、このセキュリティークラウドの機能を簡単に説明できればお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） まず申し上げたいのが、本市におきましてはまだクラウドの考え方は導入をしておりません。全部電算室のほうにサーバーを置きまして、端末についてはシンクライアント端末をつけておりますので、そこでそのサーバーの中で仮想化をいたしまして活用しております。その過程の中で、外からの情報については無害化サーバーを通しまして、そして先ほど申し上げましたような制限をしております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 分かりました。進みます。

入室とか操作の制限、管理についてでございますけれども、複数の要素の認証をされてあると、まず入室に関しましてですね。それから、カード、ID、パスワードと一般的な方法ではございますけれどもされてあって、そのことによる壁を破るような侵入とか不正な操作というのはなかったわけですね。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） これまでにそういった事案等はございませんでした。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員）　ところで、最後のほうでインシデント発生後、重要な場合ログの解析等を行うということですが、日常的にログに関しましてどれぐらい保管されるのかな、保管と管理、解析が非常に重要になると。もし不正な操作等が、オペレーション等があった場合にはログが頼りですから、そういったものの管理についてどのようになっているかお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員）　総務部長。

○総務部長（山浦剛志）　もし異常があった場合には、サーバー側から文書情報課のほうに通知が自動的に来るようになっております。それと、ログにつきましては半年間保管をするようになっております。

○議長（陶山良尚議員）　15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員）　半年はちょっと短いような気がしますね。別に場所を取るものじゃないですから、公文書は5年とか縛りがあるけれども、これは何年取ったってそう場所を取りませんので、お考えください。

そこで、こういうふうな入室、操作に関しまして、機器類、こういうふうなスマホであるとか、議会はスマホ、タブレットは持ち込むということで決定しておるわけですが、機械室にそういうものを持ち込むのはどうなのでしょう。

○議長（陶山良尚議員）　総務部長。

○総務部長（山浦剛志）　今のところまだ制限等はしておりません。

○議長（陶山良尚議員）　15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員）　というのは、機械を操作して例えば最初の画面コピーを取ってファイルにしてどっかに送るとか、いろいろやれると思うんですよ。しかし、それはいろいろなところでブロックしておられると思うけれども、直接にモニターを撮影して、動画を撮ってどっかに送ったり保存したりすれば、それはすぐにデータ化できますので、結局は人間ですよ。金庫番が泥棒し出したらもうどうにもならんのもと同じですよ。ですから、その辺は現在、重篤な、重たい問題は起きてないけれども、いわゆる性善説じゃないところも考えて対応していただきたいと思います。

その次の、特に力を入れていることで、いろいろとご説明いただきましたけれども、先ほどありました担当課としましては文書情報課になっておられるということで、ただ文書情報課は通常業務がたくさんあるというふうに理解しております。このIT、ICT関連というのは予算だけでも大変なもので、一課として兼務しながらやるのは大変だなというふうに考えておるところですが、いわゆる全体的なマニュアル、単なる指針等ではなくて、このときにはこうするという操作マニュアルであるとか運用マニュアルであるとか、そういうものはあるのか、その検証とか作成検証等はやはり文書情報課が当たるのか、その辺聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員）　総務部長。

○総務部長（山浦剛志）　セキュリティーポリシーというものは作っておりまして、その中で職員

等は動いております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 判断に困るようなことがあると思うんですよね。もう順番があれですけども、先ほど幾つかミスっていいいますか例がありましたけれども、要は幾ら分離、分断しとっても、やはりファイルを企業と同じようにそれぞれの業務に有効なようにデータを加工するはずなんです。その加工の過程で、当然やや詳しい職員さんが当たられると思う。周りが差ができてあまり分からんで、それを特に所管する機能もなかったら、どうしても人間ですから、これはミスが起きて当たり前と思います。必ず起きる。100回あって大丈夫でも、101回目に起きるかもしれない、大変なミスが。これは人間がやる以上必ず起きるのだから、それらを防止し、あるいは見つけるためにプログラムの、システムのチェック、あり得ないデータの組合せとかそういうふうなものやったり、あるいはマンパワーを、一番簡単ですけども、人間がもう一人いて見ると、チェックすると、そんなふうなルール作りというのは非常に大事であって、またそれを所管するところも大事でありますので、その辺はもう少し整備されたほうがよろしいかと考えますので、参考までにお願いします。

そこで、もう最後のほうになりますが、情報機器の廃棄状況ですけども、ちょっと前の新聞ですが、これは神奈川県やったですかね、大変なことになっているんですね。ハードディスクを何台も持ち出してオークションにかけて小遣い稼ぎをしとったみたいですが、もしこれを文書にしたら10tトラック何十台というぐらいのデータになると思います。図書館幾つ分の感じだと思います。公開されているのを見ると大したことないように書いてありますが、それはデータをきっちり解析してないからだと思うんですよね。ここに書いてあるのは税情報であるとか幾つかのことを書いてありますが、これはもう大変なことなんですよ。

そこで、運用指針の改定としまして、マイナンバーの記録を含む情報機器は破壊して——物理的な破壊ですね——で処分、それからマイナンバー以外の非公開情報では強力な磁気を当てて使えなくすることも認めるとしていますが、本市ではこの部分も物理的破壊で、破碎したり穴開けたりしてあるんですかね、ちょっと確認します。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 議員が先ほどおっしゃられました神奈川県の事故、事件と申したほうがいいですかね、それ以前から本市におきましては全て物理的破壊と、もうそれが当然というふうな認識で、私もちょっと気になって、報道された後すぐ聞きに行ったんですけども、確認に行ったんですが、何事というふうな形で、職員の中ではもう物理的破壊が当然だというふうな認識でおりましたので、その辺は大丈夫でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そのようにしていただくことと、それと先ほどのご回答の中で、一部は業者に持ち帰らせてちゃんと証明書を出すというところが若干心配ですが、大丈夫ですかね、もう一回。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 全て職員立会いの下でやるということにうちのほうはしておりますので大丈夫です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 分かりました。やはり疑って、手間はかかるけれども、そこまでやるべきかと考えております。結局機械とシステムの問題ですね、ハードとソフト、それとやっぱ人間なんですよ。先ほど言いましたけれども、人間がその気になれば何でもできるということで、もう一つはそういうものを抑えるには法律と同じ罰則、やはり罰も必要ということで、私の今手元にあるのはちょっと古い、平成18年の分ですが、本市の懲戒に関する処分の指針があるんですが、ちょっとこれ写りが悪いんですが、様々なことありますよね。一般的な刑事に当たるようなものから公務に当たるものまで様々書いてありまして、その中で横領とかはもう懲戒免職というふうなことに続いて、最後のほうにコンピューターに関する情報のことがあるんですよ。ちょっとその文章が今手元にないんですが、たしかコンピューターを操作してそういうふうな不正な情報の取得であるとか、これこれを行ったときには懲戒をするという内容だったと思いますが、先ほど言ったようにコンピューターを使わないでもいろいろなことができる、直接使わないでもいろいろなことが考えられるんですが、もう少しITに関して、ICTに関して、この倫理の指針というのは、倫理といいますか懲戒の指針というものを考えていくようなお考えはありますか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） もちろんICTにかかわらずでございますが、我々地方公務員には地方公務員法なりで守秘義務というのがございます。そのこと自体に抵触をするということになりますので、情報漏えいというものについては対象にはなるというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そのような理解をしとります。公務員倫理というのは一般よりもさらに高いものが求められるし、また定義に関しては暗に定義、あるいは明に定義というものがあります。結局はそこに落ち着いて、網を逃れることはできないと思うんですけれども、しかし明に示すことによってその覚悟と意志を表すことはできるかもしれません。今すぐではなくて、将来的にまた考えるときがあったら参考にしてください。

最後に、もう時間もあれですが、ICTに関して、結局のところそういうふうな場所、今は文書情報課が大変いろいろある中で担っておられると。ある意味、例えば都市整備部に建設課があって、いろいろ道路、橋梁、それから建物、そういうものを目視して、これはこうこうだと判断ができる方がたくさんおられるわけですよ。予算から何からきっちり見ていけると。しかしながら、このICTに関してはなかなか目に見えづらい、分からない、業者しか分からないようなところがあります。随分以前ですけれども、1円入札というのがあった。数億円かかるものを1円で、なぜ1円でいいかというと、その後に幾らでももうかるからですよ。そう

いうふうなものを是正していいほうに持っていく、全ていかんとは言いませんけれども、そういう力量というか、職員とその体制というものも大事だということを昔から繰り返して申しておるんですけども、今後ともセキュリティー、またその活用、言いました、本当はもう少し聞きたいのは、分離と分割とかその辺のすみ分け、いかに分離、分割の中で既存データを有効に活用するか、そのルールとセキュリティーということも聞きたいんですが、時間も来ましたので、今後ともそういうふうな組織と人間と両方で取り組んでください。

終わります。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで議員、執行部入替えのため休憩いたします。

休憩 午前10時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時28分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔5 番 笠利毅議員 登壇〕

○5 番（笠利 毅議員） 通告に従い質問させていただきます。

1 件目、熱中症対策について。

毎年繰り返すようになった猛烈な暑さの中、高齢者の熱中症が心配です。また、低収入ゆえのエアコン未設置、不使用も気がかりです。エアコンを設置し使用するための補助、支援が必要と考え質問します。

直接の支援として、1 つ、エアコンの設置経費の補助、2 つ、エアコン使用の電気代の補助、また言わば間接的な支援として、3 つ、見守りや地域協力の強化、4 つ、公民館など身近な場所でのクールシェアが必要であると考えますが、市の見解を伺います。

2 件目、公園内の私物保管について。

市が設置する公園の中に私物を保管することはできるのか、できないのか、市の理解を伺います。できる場合があるのなら、要件を教えてください。

また、3 月に改正された太宰府市公園条例により、公園施設は第三者が設置、管理することも可能となりました。条例改正後に許可や設置申請がされた事例はあるかを伺います。

再質問はこの席で行います。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） おはようございます。

1 件目の熱中症対策についてご回答をいたします。

梅雨明けとともに、連日熱中症のニュースが報道されておりますが、高齢者の方は加齢とともに暑さや水分不足などを感じる身体への反応が低下するため、喉の渇きを感じにくくなりまして、水分を小まめにとらないことなどから、熱中症を発症する方が多くなっております。

本市の熱中症への対策としましては、公共施設等での注意喚起ポスターの掲示でありますとか、市のホームページでも熱中症予防について掲載いたしまして、厚生労働省や環境省の熱中症予防サイトへリンクするように注意喚起をしております。また、地域からのご要望に応じまして保健師が公民館等で健康教育を実施し、随時保健センターにて電話相談にも応じております。

また、高齢者の方々には介護予防教室や窓口でパンフレットを配付するなどにより周知を図りますとともに、地域包括支援センターのケアマネジャーが訪問時に熱中症対策の注意喚起を行い、日常の電話の中でも常に体調について聞き取りを行っております。

これらの対策を毎年継続いたしまして、市民の皆様へ新しい情報を提供しつつ周知を図っていききたいというふうに考えております。

さて、議員ご質問の1点目、高齢者や低所得者世帯に対するエアコンの設置経費の独自補助につきましては、現時点で筑紫地区各市でも特に検討されているところはないというふうに承知をしております。しかしながら、全国的には関東地区などで事例があるようでございます。

次に、2点目のエアコン使用の電気代の補助についてでございますが、九州電力株式会社様では熱中症予防プランとして75歳以上の高齢者がおられる世帯の電気料金を割引する制度があるそうでございます。

なお、生活保護世帯におきましては、平成30年度から高齢者、障がい者など熱中症予防が特に必要とされる方がおられる場合でありまして、保護の開始時におきまして最低生活に必要な冷房器具の持ち合わせがない場合などは基準額の範囲内で保護費に設定できるようになっております。

また、低所得世帯におきましては、社会福祉協議会が実施されております貸付制度の利用が可能となっております。

このような状況から、国や民間の動向も注視しながら、今後補助の可能性も含めて調査していきたいと考えております。

次に、3点目の見守りや地域協力の強化につきましては、先ほど述べました訪問相談でありますとか電話相談などのほか、生活保護のケースワーカーの訪問等の機会に加えまして、自治会、民生委員、福祉委員の皆さんのご協力を得ながら、見守りや声かけに努めていただいております。また、市では、郵便局や新聞販売店、電気・ガス事業者など各家庭を訪問する機会の多い事業者と高齢者等に関する見守り協定を締結しております。

次に、4点目の公民館など身近な場所でのクールシェアにつきましては、高齢者の健康問題は地域にとっての課題でもありますので、地域の協力を視野に入れて可能性も含めて今後調査していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 次に、2件目の公園内の私物保管について明確な回答を求めるとと

もに、3月に改正された太宰府市公園条例の運用について伺うについてご回答を申し上げます。

まず、公園内の私物保管についてでございますが、国の都市公園法運用指針では、都市公園法第5条の許可を受ける者については法律上特段の限定はなく、私人、民間事業者、地方公共団体、公益法人、NPO法人、中間法人等を広く対象としているとあります。このことから、都市公園の機能の増進に資する目的や性格等であるものと市が判断したものであれば可能であると考えます。

また、3月に改正いたしました太宰府市公園条例の制定後に許可や申請がなされた事例はあのかとのご質問であります。現時点におきましては事例はございません。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） どうもありがとうございます。

まず1件目から。既に一定程度の調査をしていただいた上でのご回答ですので、ぜひ調査に加えて検討までしていただきたいと思います。この質問の意図を言っておけば、3点目が実効性を持つためには実際に使えるエアコンを持つことが必要ですけれども、1点目、2点目はそのための提案です。家にエアコンがあっても、それでも家ではつけにくいという方には外で涼しく楽しく過ごしてもらいたいということで4点目を提案しています。質問趣旨としてはそういうことなんですが、せっかくです。市況を3つだけ伺っておきます。

市内での熱中症の発生状況をお手持ちの資料で教えてください。

また、亡くなられた方は今までいらっしゃるのでしょうか。

市としてその現状あるいは今までの推移を憂慮すべきものと受け止めているのでしょうか。

3つお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 熱中症の発生件数の実態というところでございますが、これは消防署に確認をしないと分かりませんので、筑紫野太宰府消防本部に救急搬送件数について確認をさせていただきましたところ、平成30年度、これ年度間で95件、平成31年度、令和元年度でございますが78件、令和2年度につきましては8月23日現在で集計をいただいたところでございます。56件ということでございます。なお、年齢区分別の数字で分析をいたしますと、60代以上が約6割を占めておりまして、高齢者の発症率が高いというふうに本市においては傾向がございます。

次に、死亡率ということでございますが、本市個別の実態というのはなかなか把握ができておりません。ただ、国の人口動態統計によりますと、平成30年度の熱中症による死亡者は1,581人、うち65歳以上の高齢者は1,288人ということで、率にして81.5%という高い数字が出ておりますので、やはり市としては高齢者の熱中症については注意が必要かというふうな認識でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

熱中症の統計は、今のお話にもありましたように、消防庁であるとかあるいは環境省、厚生労働省などで出しています。共通して指摘している点は、住居での高齢者の発症及び死亡がとも多いと。あわせて、乳幼児の発症も多いので、周囲の注意が重要だともどの統計でも共通して指摘しています。国からは学校や職場への啓発も盛んに行われていますけれども、高齢者や乳幼児はその枠の外にいますので、それで周囲の注意が必要ということになると思います。ここは国などではなく地方自治体こそが力を入れるべき部分であると考えています。それについて市長の見解を伺う予定でしたが、実質的にその回答になるものを後で用意しておきましたので、ちょっと飛ばさせていただきたいと思います。予定時間が来ていますので。

なお、コロナ禍にしてもそうですが、肉体的、経済的あるいは社会的に弱い立場にいる人に、職場や学校に通うことのない孤立しがちな人のほうに環境の変化は強く作用することが多いと思いますので、そこにしっかり目を向ける市政であってほしいと私のほうから述べて、1 件目は終わりたいと思います。

続けて 2 件目のほうですけれども、法律上特段の限定がないということだったので、本市自身の判断をお聞きすることができるのでむしろ話がはっきりしてよかったと思います。私物というものの範囲を限定して聞き直すことにしたいと思います。

都市公園法は、占有や施設設置を許可し得るものというものを限定的に規定しています。ここに市の裁量の余地はないと考えられるので、これらについてはこの先の議論から外します。そこで、私物あるいは私有物というものを市の財産ではないもの、当たり前ですね、であって、加えて一般公衆、市民向けのものではないと狭く理解した上で改めてお聞きします。今言ったような意味で公園に私物を置くこと、保管することはできるのでしょうか、できるのであれば要件をお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今のご質問でございますが、私物の定義がどのようなものかということにもよりますが、都市公園法の第 5 条によりまして公園の機能増進に資するものと認められるものにつきましては、公園施設は管理者の許可の下、設置が認められているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 許可の下ということでしたので、許可は必須だということになろうかと思います。また、都市公園法の趣旨に従えば、私がさっき言いましたけれども、一般公衆向けのものでないものというものは除外されるはずであります。ですから、限定的に規定しているという形になっているはずです。

以下、幾つかイエス、ノーで答えられる形で質問をしていきたいと思います。

3月に行われた太宰府市公園条例の改正ですけれども、そのときの説明では自治会やスポーツ団体の倉庫が市内に多くありますけれども、占用許可は出せないの、公園施設として申請してもらい、設置内容など、設置目的など、内容を精査した上で対応していきたいと、そういう話でした。内容を精査するということなので、現状を追認して無条件に許可するわけではないと理解しています。

そこで、初めに法の確認をしたいと思います。

都市公園法第40条には、公園施設設置や占有に関して罰則があります。括弧内は不要ですので、項の条文を読んでいただけないかとお願いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 都市公園法の第40条でございます。「次の各号のいずれかに該当するものは、六月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。第1項、第5条第1項の規定に違反して公園施設を設け、又は管理した者。第2項、第6条第1項又は第3項の規定に違反して都市公園を占用した者」。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） つまり、許可なしで公園施設を設置や管理した者あるいは公園を占用した者には罰則があるということですね。確認です。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらにつきましては、公園と全く関係のないような私有物、こういったものにつきましては当然ながら公園管理者としては撤去等の指導を行うということになります。それでも撤去をされない場合など悪質な場合は違反、罰則、こちらの規定に該当するものと考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 公園に密接に、密接にとは言われませんでしたかね、関係するものというような限定が入っていましたが、そのことはいずれ議論の対象になる部分かと思います。

続けて質問します。

事実の把握に関する質問です。

3月の建設経済常任委員会では、体育用具ないしは備品を入れているものを3か所確認しているということでしたけれども——議事録によっています——これら体育用具倉庫に話を限定して4点お尋ねします。

物置それぞれの所有者を市は把握しているのでしょうか。

また、それらの物置は私有物なのでしょうか。

さらに、中に保管されているものは私有物なのでしょうか。

物置とその中身は今現在許可を得て置かれているものでしょうか。許可があるのであれば、それは書面によるものなののでしょうか。

4つお答えいただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） そちらの3か所のものにつきましては、地域の方々が利用されている運動用具というふうに私ども認識をしております。また、許可につきましては、一部ですけれども、書面等での許可を出しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 一部ということであるならば、許可がないものがあるということですね。

続けてですけれども、6月の門田議員の一般質問への文書回答で、策定中の倉庫等の設置に関する要綱、要領といったものがあるというふうな回答があったと思います。それに合致するものは許可していきたいという回答でしたけれども、この要綱、要領について質問します。

さきに言及した3か所の物置ですけれども、この策定中の要綱、要領、その適応対象として想定しているのでしょうか。

また、都市公園法が罰則対象とするような物件が市の要綱、要領によって設置許可がなされるということはあるのでしょうか。

さらに続けて聞きますね。

何らかの事情で市が譲り受けることになった倉庫の鍵といったようなものを、管理に必要なものだから何うわけなんですけれども、公園を私的に利用するようなものに管理させるということは考えられるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 先ほどの3か所の物置ということで、要領、要綱等の適応対象となっているのかということですが、まずこの法の趣旨、こちらを逸脱して条例や規則、それから先ほど言っておりました要綱、要領、こういったものを策定することはできません。当然ながらこれはできません。したがって、この法の趣旨に基づきまして、その規定、対象と、それに基づいての許可ということになるかと思います。よって、この3か所の物置につきましても、適応対象ということで想定をしております。考えております。

また、鍵の件でございますが、こちらについては当然ながら管理者が管理をしていくというのはそれは当然でございますが、管理上必要に応じて預けるということも一時あるかというふうに想定はしております。ケース・バイ・ケースではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

鍵についていえば、一時ならあり得るというような理解に取りあえずしておきますね。

また、最初の部分ですけれども、要綱、要領の適応対象と考えているということでしたけれども、いずれにしても都市公園法の制約は受けているというふうなご回答であったと理解したいと思います。詳しくそれらのことをこの時点で突っ込むことはちょっと時間的に厳しいので、続きに行きます。

それから、3月末に公表された監査による指摘に対する措置状況の報告についてお伺いします。

現在倉庫等を置いている関係者との撤去に向けての説明会、これが平行線で終わっているとスポーツ課が監査に対して報告しています、昨年の12月だったと思いますが。

2つ伺います。

平行線の意味ですが、市は物置の撤去を促しているけれども設置者は撤去はできないと言っているという意味合いなのでしょうか。

それともう一点、協議が続けられているわけですけれども、関係者が協議をして出す結論が都市公園法に違反してまで占有や公園施設の設置、管理を認めるということは、確認ですけれども、ありませんね。つまり、協議が法律を上書きするようなことはあり得ませんよねという質問です。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと部長が遠慮して言うておりませんが、この点の通告が直前でありましたので、私ども三役と部長のすり合わせも十分にできませんでしたので、私のほうからあえて答えさせていただきます。

そうした中で、先ほど来、部長がお答えしてまいりましたけれども、ちょっと長くなりますが、これまでこうした条例もなく、また要領、要綱なども十分ではなかった中で、長い歴史の中でこれまで公園の使い方なり団体に対する公園施設での倉庫の設置なりを認めてきてしまっていたということは厳しく反省しなければいけないと私は思っておりまして、そうした中で条例の制定、また要綱、要領の制定などを行っている最中でありまして。さらには、これまでの長い歴史の中でいろいろな団体の方との信頼関係といいますか、そうした方々に公園の使い方をむしろ協力をお願いしてきた、そうしたこともあるわけでありまして、そうした団体の方々とも丁寧に今後の在り方を、合意を取り付けていかなければならないと。そうしたことを。新型コロナウイルスの影響もありましたので、少し中断もありましたので、今一生懸命担当を挙げてやっているところであります。

そうした中で、いわゆる平行線というのは、その当時の時点では撤去を促すということと呼ばかけたこともありましたが、その後条例が制定をされた中で、撤去というよりはしっかりと適正なものは許可をしていこうと、適正でなければどのような形で扱い方を決めていくのがいいのかということを我々も、相手方もございますので、全て市民の方でありますので、そうし

た方々と丁寧に議論をしながら行っているということでもあります。もちろん協議が法を上書きするというか、法に反して取決めをしていくということは当然許されることではありませんので、法に沿った形でそうしたことをまとめていきたいと思っています。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

ちゃんと後でもう一回市長には聞く予定でいます。それにふさわしい内容の答えであったかと思うので。

ここまで基本的には高原部長にはイエス、ノーで答えていただけるような範囲で質問してきたはずなんですけれども、もしそれがある程度予想どおりの答えであるならば、こういう推論が成り立ったはずなんです。大前提として私物使用、私有物は公園には保管できない、小前提として体育用具を入れてある物置は、一般的に言えばということでしょうけれども、私有物であると、三段論法を使えばこれらの物置は公園には置けないという形になるはずなんです。実際、答弁がそのとおりになるかどうかはちょっと今の時点ではこちらも精査する余裕がありませんので、後で考え直したいと思います。

言いたかったことは、法令を正しく、良識を持って解釈し、運用していただければそれでいいということに尽きる、質問の趣旨としてはそういうことです。それらについては、市としても法令は守るし、尊重するし、またその都度適切に判断したいというような表現もありましたので、それをきちんとやれるかどうかということをみんなが見守っているということだと考えていただきたいと思います。

5分あればお答えいただけると思うので、あと一つずつ、ここからが私の個人的な、一般質問的なところはここから入るんですけれども、歴史スポーツ公園をめぐる問題のうちで私自身が最も問題だと考えていることは、先ほど市長が当事者の方々も市民だということを言いましたけれども、私はその他大勢、こちらを問題にしています。現実にはその他大勢を排除する方向で物事が進んできた点、これに尽きます。その他大勢というものは結局のところ市民全般、誰になるか分からないということですから。きつい言葉を使えば、特権を持つ者による差別というものが構造化されてきたと言っていると思っています。日曜日には公園で遊べないと、ソフトボールに安全対策を重ねたのにサッカーは禁止になってしまったとか、物置の問題も同じ根っこを持っていると思いますし、事によると台帳の問題も関わっていると思います。しかも、これらについて脱法的な手法が繰り返されてきたのではないかと強く疑っています。望ましい状況ではないという認識なんですけれども、質問を先に教育長宛てと市長宛てと続けて言いますけれども、教育長については、このような状況が公園を利用する全ての青少年の健全な育成を、私はこれを阻むと考えていますけれども、市の教育の責任者としての見解をお尋ねしたい。それが一つ。

市長については、私は市の大人全員の責任で真つ当な状況をつくる必要があると考えていま

す。東京大学の名誉教授でローマ法を専攻された方で、木庭顕さんかな、という方が中学生相手に法律の授業をしたものが本になっていて、こういうことを述べられています。つるんでい  
るやつら、あるいはぐるになっているやつら、これから見捨てられた1人を守るのが法であり  
政治であると、私はそのとおりだと思っているんですけども、先ほど協議のことを言いまし  
たけれども、法令よりも協議が優先されることで行政がぐるになっている仲間ではないかと疑  
われることを強く心配しております。見捨てられた1人と木庭先生が言われていることはその  
他大勢の市民であると私は思います。そこで市長には、果たして政治はその他大勢を救うべき  
なのか、市長の見解を伺いたいと思います。あと2分ですので、よろしくお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） 今のご質問はいわゆる歴史スポーツ公園の使い方等々、指導の統一につい  
て子どもの健全育成とどういう関連があるかというようなことで捉えてよろしいんでしょ  
うか。

私自身は、歴史スポーツ公園につきましては子どもたちの、いわゆるスポーツを通して心身  
の健全な育成を育む場であるというふうに捉えておりますし、当然大人は子どもの見本である  
べきだと思いますし、そういう意味では指導者の方というのは一番身近な大人でありますの  
で、いい見本を示していただきたいというのは基本的にそういう考えを持っております。そう  
いう意味も含めまして、歴史スポーツ公園でのスポーツ活動につきましては子どもたちの健全  
育成に資するものであると、そういうふうに願っているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 時間が限られてますんで、30秒ぐらい残せばいいですか。

あくまで、今ご指摘がありましたように、私は市長としてそうした疑いを持たれないように  
しっかりと適正に法に基づいて、様々な決まりに基づいて、困っている方を救えるような政治  
行政を目指していきたいと常々思っておりますので、そうした今の気持ち、心持ちでありま  
す。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。最後の質問については、教育長に対しても市長  
に対しても、それぞれのお考えを伺うということです。この場で反論する余裕もありませ  
んし、そのつもりも最初からありません。重ねて言いますけれども、私は名もない人々が、子  
どもかもしれませんけれども、その人たちのために、その人たちを救える、健全に育てる、育  
つ、そういうような判断が常になされるということを願っているだけで述べて終わりたいと思  
います。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔7 番 入江寿議員 登壇〕

○7 番（入江 寿議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました登下校時の子どもの防犯対策につきまして一般質問をさせていただきます。

質問する前に一言申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染拡大が世界中で広がり、猛威を振るっております。未曾有の出来事です。このような状況下の中で、コロナの治療に当たる医療関係者の皆様、行政機関の皆様など多くの皆様に対し、心より感謝申し上げます。また、尊敬申し上げます。この場をお借りしまして心よりお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

しかしながら、行政は待ったなしで、新型コロナ対策のみに従事することはできず、通常の行政業務を滞りなく行い、市民の皆様へのサービス等を通じ安全・安心の生活の確保をすることも大事です。私は、平成29年第2回6月議会で、登下校時の安全対策について、子どもを交通事故から守るための安全・安心な通学路確保の観点から一般質問をしました。今回は登下校時の子どもを犯罪から守るための安全・安心な通学路の確保の観点から一般質問をします。

昨年5月に川崎市で起きた児童らに対する殺傷事件がありました。痛ましい事件で心が痛みます。警察庁は、13歳未満の子どもが通学路などで事件に巻き込まれた犯罪件数は2018年実績で573件、これは通学日の1日に3件発生していることになると発表されております。登下校時の子どもの防犯対策は私たち大人の責務です。従来、登下校時の子どもへの防犯対策は、地域の子どもの地域で守るとして防犯ボランティアの方々によって成り立ってきました。しかしながら、登下校時の子どもを見守っていただいた防犯ボランティアの方々の高齢化に伴い、活動が十分にできない状況に陥っています。この傾向は今後さらに厳しくなると容易に予測されます。

一方、児童の下校時間は、学童保育、クラブ活動により放課後の時間を学校で過ごす子どもが増加し、ばらつきが生じ見守りを難しくしております。また、少子化に伴い、自宅周辺で子どもが一人で歩く1人区間にも危険がついて回ることも見逃してはなりません。

政府は、平成30年新潟で起きた下校時の児童殺傷事件を受けて、平成30年6月22日の関係閣僚会議で「登下校防犯プラン」を取り決め、関係省庁が横断的に取り組み、総合的な防犯対策を強化しなければならないとしました。これにより、同年7月11日に文部科学省は各都道府県教育委員会に対して「登下校時における児童生徒等の安全確保について」、同年7月20日に警察庁は各都道府県警察庁に対して「通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施及び環境の整備・改善について」を通知しました。このような状況を踏まえ、太宰府市の取組についてお伺いいたします。

1 点目、登下校時の子どもの防犯対策について、太宰府市での事業主体、会の名称をお伺い

いたします。あわせて、この会議等を通じ、地域における連携の強化をどのように図っておられるかお伺いいたします。

2点目、危険箇所の合同点検の実績についてお伺いします。あわせて、この合同点検結果などをどのように共有されているか、また環境整備や改善の取組についてお伺いいたします。

3点目、登下校時の子どもを犯罪から守るための一つの方策である不審者情報の共有及び迅速な対応をどのようにされているかお伺いいたします。近隣市町村との連携、学校関係者及び保護者の皆様への情報発信等に具体的にどう取り組まれているかご答弁をお願いいたします。

4点目、登下校時の子どもを犯罪から守るための一番大事な取組である見守り隊について、地域の子どもは地域で守るという防犯ボランティア活動に限界が生じている現状から、一部の人たちによる見守りではなく、多様な担い手による見守りを模索して活性化を図らなければなりません。その一つの太宰府市防犯ボランティアついで隊がございます。この実態、実績等についてお伺いいたします。このついで隊は、アイデアとしては評価しますが、腕章をして見守っておられる方を見たことはございません。絵に描いた餅と言わざるを得ません。十分機能し、抑止力となる具体的対策を講じる必要があると思料します。この点についてもお伺いいたします。

5点目、登下校時の子どもを犯罪から守るためには、子ども自身が犯罪から身を守ることができるよう危険回避等の防犯教育への取組が重要です。繰り返し繰り返しの防犯教育が必要です。どのような防犯教育を実施されているかお伺いいたします。

以上5点につきましてお伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 登下校時の子どもの安全対策につきましてご回答申し上げます。

まず1項目め、地域における連携の強化につきましては、各小学校区の自治協議会において防犯防災部会が設立されており、地域の自主性を重んじ、各地域の方が主体となって登下校時の児童・生徒の見守りを行っているところであります。

太宰府市教育委員会といたしましては、各地域の防犯、防災活動をサポートするために防災安全課及び地域コミュニティ課と共に防犯防災部会の会議や様々な地域活動に参加もしくは援助を行い、連携強化を図っております。

次に2項目め、合同点検及び危険箇所の共有と環境整備・改善についてご回答申し上げます。

平成27年度から開催しております太宰府市通学路安全推進会議は、当初交通安全に係る危険箇所のみを対象として点検及び改善を目的に立ち上げましたが、平成30年5月に新潟市で発生した児童の殺害事件を契機に、通学路における交通安全に係る危険箇所と併せ、防犯の観点による危険箇所点検を新たにテーマとして加え、警察、道路管理者、PTA代表者、校長会会長などに参加いただきながら、会議と併せ危険箇所の合同点検を実施しているところでございます。

この会議で抽出された危険箇所については、筑紫野警察署の署員の方と共に現地点検を実施し、今後の見守りの強化について確認が行われました。

次に3項目め、不審者情報の共有及び迅速な対応についてご回答申し上げます。

不審者情報については、児童・生徒及びその保護者から学校に報告され、学校から教育委員会に報告されます。その後、防災安全課をはじめとする市の関係各課から関係機関に情報を提供するとともに、各学校や防災安全課から保護者の皆様や市民の皆様に対して安全安心メールを活用した情報提供と注意喚起を行っております。それに加え、昨年度より緊急を要するような不審者情報等については、筑紫野警察署から直接事案発生の近隣の学校や市役所に情報提供をいただくようになりました。これにより、より迅速な情報の共有と注意喚起が可能となりました。

また、近隣市町との連携につきましては、学校関係での不審者情報についての連携はございませんが、防犯担当部署の取組として、毎月筑紫地区安全安心まちづくり推進協議会が開催されており、筑紫地区5市の防犯担当者と併せ、春日警察署、筑紫野警察署からも担当者にご参加いただき、犯罪情報等の共有を行っているところでございます。

3項目めまでは以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 4項目めの多様な担い手による見守りの活性化の取組につきましては、私のほうからご回答を申し上げます。

平成17年度から、筑紫野・太宰府防犯協会と春日・大野城・那珂川防犯協会、筑紫野警察署・春日警察署、筑紫地区5市によりまして、地域のことは地域で守るという視点から、地域防犯活動の一つとしてついで隊の募集を行っておるところでございます。このついで隊につきましては、買物、ウォーキング、散歩、通勤、通学などの日常の生活行動の中で、専用の腕章を身につけ、防犯の視点を取り入れて行動しながら、地域の異変、異常、危険箇所気づき、それを防犯や交通安全等の活動に関わる人に伝えることで、犯罪を未然に防ぐための活動を行っております。現在、市内では募集開始以降1,316人がこのついで隊に登録をいただいております。

しかしながら、近年、安全・安心のまちづくりといたしまして主に自治会等で地域防犯、防災活動が盛り上がりを見せておりますことや、ついで隊の啓発不足も重なりまして、筑紫地区をはじめ、本市におきましても1年間の登録者数が減少傾向にございます。

本市といたしましては、多くの人に地域見守り活動や挨拶等の声かけ運動に参画していただくことが一番の犯罪防止につながると考えておりますことから、ついで隊の活動につきまして、小・中学校PTAなどをはじめ、地域防犯活動などの場において改めて周知を行いまして、登録者の増加を図り、安全・安心な町を目指してまいります。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 次に5項目め、防犯教育の充実についてご回答申し上げます。

各小学校では、登下校時やふだんの生活の中で犯罪から自らの身を守るすべを学ぶための防犯教育を実施しております。具体的には、警察の防犯担当部署によるロールプレーなどを交えた講義の実施や市の防災安全課の出前講座で防犯講座の実施、また地区委員主催の110番の家ウォークラリーの実施など様々な取組を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 7 番入江寿議員。

○7 番（入江 寿議員） ご回答ありがとうございました。

では、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、登下校時の子どもを守る対策は交通安全と犯罪防止だと思っております。私自身、平成29年に登下校時の子どもを守る交通安全対策について一般質問をさせていただきました。実に明確に、具体的にご答弁をいただき、PDCAサイクルで継続的に取り組まれていることを評価しております。これに対し、子どもを犯罪から守る対策は大丈夫なのかという疑問符がついております。私は、交通安全対策の評価を10とすれば、防犯対策は5程度じゃないかなと思っております。防犯対策の評価をお伺いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） まず、子どもの防犯対策につきまして、防災専門官が防犯教室として出前講座を開催しております、先ほど申し上げたとおりですが。子どもたち向けに覚えやすい防災の合い言葉として、よく聞きますけれども、「いかのおすし」、知らない人について「行か」ない、知らない人の車に「乗」らない、危険なときには「大」声で叫ぶ、「す」ぐに逃げる、何かあったら保護者や先生に「知」らせるを定着させることで、防犯意識の向上や不審者出没等が起こった際の注意喚起に努めております。例えば、不審者が出たときにメールを出します。学校ではその確実な確認等を行うということは日常化しております。

また、先ほどおっしゃいました防犯対策の評価についてでございますが、学校や地域、家庭、関係機関が連携して様々な対策に努めております。ここ数年は大きな犯罪は起こっておりませんので、一定の成果を上げていると考えます。しかし、子どもたちが遭遇する不審者情報は絶えません。軽微なものでも大きな事件、事故につながる予兆として捉える必要があると考えております。ですので、常に対策を見直したり強化したりする必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 7 番入江寿議員。

○7 番（入江 寿議員） ありがとうございます。

次に、太宰府市のホームページ、9月1日現在のことについてちょっと質問させていただきます。

太宰府市の通学路、交通安全プログラムに防犯上の改善危険箇所一覧が掲載されております。なぜ交通安全プログラムに防犯上の危険箇所一覧が掲載されているのかお伺いしたい

と思います。

また、太宰府小学校区の防犯上に危険な箇所は、太宰府小学校区のほうなんですけれども、1か所のみが掲載されています。ほかには防犯上の危険箇所はないということも理解できますが、ほかの小学校区6校区も同じようなもので、太宰府東小学校、太宰府南小学校、水城西小学校は何の危険箇所の掲載もございません。なぜこのようになっているかお伺いしたいです。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 今ご質問にありました登下校防犯プランであります。危険箇所に関する情報共有として本市は防犯上の危険箇所を公表しております。各自治体を見ましても、同様に防犯上の危険箇所を公表している自治体もございますので、そういう実態でございます。防犯上の危険箇所を明らかにする狙いでございますが、関係者がその情報を共有化して見守りを強化することで子どもたちのより安全な通学ができるようにしていることを狙っております。今後は、子どもたちの通学をより安全にするために校長会やその他関係機関と連携を取りながら、危険箇所を見直すことや情報共有、情報提供の在り方について検討を続けてまいります。

2点目の学校によって防犯上の危険箇所の記載があつたりなかったりということでございますが、どの学校も防犯上の危険箇所も含めて危険箇所の情報について学校だとかPTA、自治体が共有化してパトロールの強化等の対策は行っております。ただし、ホームページにある防犯上の危険箇所の情報について、学校によって記載の差がございますという今の点でございますが、こちらとしても認識しております。今後は、子どもたちの通学をより安全にするために、校長会や関係機関と連携を取りながら、危険箇所の見直し、それと先ほどありました情報提供の在り方などについても続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ありがとうございます。そうですね、ばらつきがあると防犯対策の活動が定着しているとはあまり思えないので、その辺りは十分よろしくお伺いしたいと思います。

また次の質問をさせていただきます。

先ほど4項目めで質問させていただきましたついで隊に対してなんですけれども、「地域の子どもは地域で守る」に貢献されている防犯ボランティアの皆様の高齢化で厳しい状況にあるのも分かります。ついで隊はこれに代わる大きな力となると思料しておりますが、今後登下校時の子どもの防犯ボランティアについて隊を活用する、先ほど答弁もございましたが、何かもうちょっと入り込んだ具体策があればお伺いしたいんですが、よろしくお伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） まず、ついで隊の登録者でございますが、先ほど申し上げましたように、近年新たな登録者というのが少なくなっております。先ほど言われましたように、地域の防犯活動への参加に対しましても、こういった方の時間的な余裕がなかなか難しいと、要する

に地域での活動がほかの皆さんと一緒になかなかしづらいと、あるいはそういった方と一緒に自分としてはあまりしたくないと言われる方も中にはいらっしゃると思いますので、そういった方も自発的に何か地域のために貢献ができないかということで登録をしてある方も中にはいらっしゃると思います。私どもそういった気持ちをお持ちの方に少しでも呼びかけをするようなPRをもっともってしていきたいなと思っております。そういう取組からまずは始めていきたいなというふうに思っております。本年度につきましてはまだ3人しか新規の登録はないような状況でございますので、そういったところも踏まえまして進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） そうですね、登下校時の子どもを犯罪から守る切り札として、ついで隊を活用していただけるといいんですが、私はいろいろ考えたんですけども、集まらないんであればまずは我々議員からも出る、議員からお伝えしていただくなり市の職員さんたちも200円払って腕章をつけてもらうとか、そういった活動をしていただければ多くの人に知れ渡るんじゃないかと思っておりますので、その辺りの広報等とかどうぞよろしくお願いいたします。まずは各自治会との連携を図ったり、防犯パトロールの輪を広げるとか、太宰府市所有の車両に防犯パトロール中のステッカーを貼りつけるとか、事業者や市民の皆様所有の自転車や車両にもこの活動を広げていくとか、登下校時の子どもを犯罪から守るのぼりですか、よその地区では何かされていたところもあったんでホームページを調べさせてもらったんですが、そういった市内各所に掲げるとかなどが登下校時の子どもを犯罪から守るための私なりの具体策でございますので、もしよかったらそういうところも鑑みて、考えていただければと思っております。

あと、いろいろお考えをお伺いしたいところですが、時間も迫っておりますので、次の機会としたいと思います。ほかにも防犯カメラの設置、不審者情報の共有化、子どもへの防犯教育等もまた聞きたいところなんですけど、もう次にさせていただきます。

最後まとめさせていただきますと、要は地域住民が力を合わせ、防犯対策を積極的に行っていることをアピールすることが犯罪の抑止力、防止につながっていくと私は確信しております。犯罪が起こってからでは遅いので、早急に登下校時の子どもを犯罪から守る具体策を打ち出していただき、安全・安心の通学路確保に取り組んでいただくようお願い申し上げまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで追加議事日程配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しました追加議事日程のとおり、追加日程第１、「議案訂正の件」を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第１を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

#### 追加日程第１ 議案訂正の件

○議長（陶山良尚議員） 本件について訂正理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案の訂正につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、本議会に提案をいたしました議案第46号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、お手元に配付をしております正誤表のとおり訂正をさせていただきたくお願い申し上げる次第であります。

今回、議案の訂正をする事態になりましたことは、甚だ遺憾であります。今後このようなことが起きませんよう再発防止に努めてまいりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

「議案訂正の件」を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号の訂正の件は承認することに決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、９月18日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前11時37分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

## 1 議 事 日 程（5日目）

〔令和2年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和2年9月18日

午前10時開議

於 議 事 室

- |       |        |                                                                                            |
|-------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第45号 | 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第2  | 議案第46号 | 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）                                               |
| 日程第3  | 議案第47号 | 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）                                             |
| 日程第4  | 議案第48号 | 太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）                                       |
| 日程第5  | 議案第49号 | 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について（分割付託）                                                           |
| 日程第6  | 議案第50号 | 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）                                              |
| 日程第7  | 議案第51号 | 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）                                                |
| 日程第8  | 議案第52号 | 令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）                                           |
| 日程第9  | 認定第1号  | 令和元年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）                                                         |
| 日程第10 | 認定第2号  | 令和元年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）                                                 |
| 日程第11 | 認定第3号  | 令和元年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）                                                  |
| 日程第12 | 認定第4号  | 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）                                                   |
| 日程第13 | 認定第5号  | 令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）                                              |
| 日程第14 | 認定第6号  | 令和元年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会）                                                   |
| 日程第15 | 認定第7号  | 令和元年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会）                                                  |

日程第16 報告第11号 専決処分の報告について（小学校敷地内の倒木による損害賠償の額の決定）

日程第17 議案第53号 財産の取得（太宰府市立小中学校教育用タブレット端末）について

日程第18 意見書第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

日程第19 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 柳 原 莊一郎 議員 | 2番  | 宮 原 伸 一 議員 |
| 3番  | 舩 越 隆 之 議員 | 4番  | 徳 永 洋 介 議員 |
| 5番  | 笠 利 毅 議員   | 6番  | 堺 剛 議員     |
| 7番  | 入 江 寿 議員   | 8番  | 木 村 彰 人 議員 |
| 9番  | 小 畠 真由美 議員 | 10番 | 上 疆 議員     |
| 11番 | 原 田 久美子 議員 | 12番 | 神 武 綾 議員   |
| 13番 | 長谷川 公 成 議員 | 14番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 15番 | 門 田 直 樹 議員 | 16番 | 橋 本 健 議員   |
| 17番 | 村 山 弘 行 議員 | 18番 | 陶 山 良 尚 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

|                    |         |                                    |         |
|--------------------|---------|------------------------------------|---------|
| 市 長                | 楠 田 大 蔵 | 副 市 長                              | 清 水 圭 輔 |
| 教 育 長              | 樋 田 京 子 | 総 務 部 長                            | 山 浦 剛 志 |
| 総 務 部 理 事          | 五 味 俊太郎 | 市民生活部長                             | 濱 本 泰 裕 |
| 都市整備部長             | 高 原 清   | 公営企業担当部長<br>兼上下水道課長                | 百 田 繁 俊 |
| 観光経済部長<br>兼国際・交流課長 | 吉 開 恭 一 | 観光経済部理事<br>(V字回復担当)                | 東 谷 正 文 |
| 健康福祉部長             | 友 田 浩   | 健康福祉部理事<br>兼高齢者支援課長<br>兼包括支援センター所長 | 田 中 縁   |
| 教 育 部 長            | 菊 武 良 一 | 教 育 部 理 事                          | 堀 浩 二   |
| 管 財 課 長            | 柴 田 義 則 | 学校教育課長                             | 鳥 飼 太   |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 | 議 事 課 長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記    | 斉 藤 正 弘 | 書 記     | 岡 本 和 大 |
| 書 記    | 平 田 良 富 |         |         |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1から日程第3まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第1、議案第45号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第3、議案第47号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 皆さんおはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第45号から議案第47号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第45号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、議案第47号に関連する太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の題名変更に伴うもので、令和3年4月から県において重度障害者医療費支給制度が改正される予定で、障害の害の字の表記を漢字表記から平仮名表記に変更されることとなり、これに伴い、本市の関係条例において県の準則に従い、表記を改めるものであるとの説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第45号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」。

本議案は、令和３年４月から県において子ども医療費支給制度が改正され、現在小学生までとされている助成対象が中学生までに拡大される予定であり、本市の現状では、中学生入院分だけ先行し、単独事業として県の制度より拡大して実施していたが、今回、県が通院分、入院分ともに対象者の年齢を中学生まで引き上げることに合わせ、本市が未実施であった中学生通院分についても支給するための改正である。本人負担は、入院分の変更はないが、通院分は医療機関ごと月１,６００円までとなっており、施行日は令和３年４月１日であるとの説明を受けました。

委員からは、附則で、施行日前においても改正後の子ども医療の支給に関する認定及び医療費交付ができると読めるが、財源はどうなるのかとの質疑がなされ、執行部から、施行日前の３月に医療証の切替えを行えるように規定しているもので、医療費に関してはあくまで４月１日からであるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第４６号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４７号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」。

本議案は、変更点が２点あり、１点目は、障害の害の字の表記を平仮名表記に変更するものである。２点目は、福岡県子ども医療費支給制度の助成拡大に合わせて、福岡県重度障がい者医療費支給制度も変更される。これまでは、重度障がい者医療対象の中学生においては、通院分は重度障がい者医療を、また入院分については子ども医療を適用していたが、改正後は入院、通院ともに重度障がい者医療適用となる。改正日は令和３年４月１日との説明を受けました。

委員からは、重度障害の害の字を平仮名表記に改めるということ、これについては特に異論異議はないが、平仮名で障がいと表記しても、なぜそうしているのか理解しなければ意味がない。漢字を平仮名に変える本当の意味を考え、もう少し広い意味で、平仮名表記の害の裏側にある福祉とか人権とか、その辺をしっかりと生かしてほしい。その辺の裏にある県の考え方というのは何か分かるのかとの質疑がなされ、執行部から、国においては平成２１年度に内閣府で障がい者制度改革推進本部が開設され、その中で障がい表記についての検討がなされた。その後、継続的に検討するというような結論であった。この結果、国の動向を踏まえながら、本市においては平成２３年に、法令や医療用語、単体の表記、固有名詞は漢字の害を使い、市の条例、公文書、広報については平仮名表記で行うという一定の方針に基づきながら現在も使い分けをしている。今後、県がこのように障害の害を平仮名表記に改めたということもあり、国も含めてそのような方針が出れば、同様に市のほうもその基準に合わせて使い分けをしていくとの説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第４７号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第45号から議案第47号までの報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第45号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第46号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第47号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第45号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時07分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第46号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第47号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第48号 太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（陶山良尚議員） 日程第4、議案第48号「太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に付託されました議案第48号「太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」の主な審査内容と結果を報告いたします。

これは、議会の同意を要する賠償責任の免除を規定した本条例第5条について、地方自治法が改正されたことに伴い、引用条項の番号を改めるものと説明がありました。

委員から、いかなる場合に職員の賠償責任が発生するおそれがあるのかと質疑があり、執行部から、職員の不注意により現場の器物を損傷する、その他関係者の方の物品に損害を及ぼすことが考えられると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第48号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第48号の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第49号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第5、議案第49号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第49号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしてですが、今回の補正予算においては人件費に関連する補正項目が多く計上されており、その内容は、本市でも任用を開始している会計年度任用職員のうち過去の実務経験を有する者に対し、前歴を換算した報酬、給料を上乗せするものであり、それらに係る人件費及び関連する予算の補正を計上しているものとのことでした。

次に、2款1項7目公共施設整備関係費1億5,000万円の増額補正について。これは、令和元年度決算において実質収支が5億7,993万円となり、このうち1億5,000万円を今後の公共施設の改修等に充てるため、公共施設整備基金積立金として積み立てるものとのことでした。

関連する歳入として、20款1項1目前年度繰越金を3億7,134万8,000円増額補正し、5億7,134万8,000円とし、現時点における公共施設整備基金は予算ベースで10億964万2,634円になるとのことでした。

次に、2款2項1目総合企画推進費6,000万円の増額補正については、歳入18款1項1目のふるさと太宰府応援寄附に計上している1億円の増額補正に対する経費であり、今回の補正予算に計上してある太宰府 Beautiful Harmony 事業の財源となるものであるとの説明がありました。

次に、2款2項5目地域づくり推進費1,500万円の増額補正について。このうち新型コロナウイルス感染症対策支援金1,000万円は、行事の自粛や公民館の使用の制限、消毒液の設置などの感染対策に取り組む校区自治協議会及び区自治会を対象としたものであり、自治会活動の継続のための方策や環境づくりに取り組んでおられることから、その活動を促進していただくための支援であるとの説明がありました。

委員から、校区自治協議会ごとに自治会数が違うが、金額の割り振りはどうなるのか。活動促進とのことだが、具体的な使途はどのようなものがあるのかなど質疑がなされ、執行部より、金額の振り分けは、基礎額を設け、各校区自治協議会の世帯数を基本として交付金額を算定する。交付金の使途は、消毒液や空気清浄器の購入等もあるが、例えば公民館での集会を避けるための映像機器の購入資金の一部に充てることなども考えられ、あまり制限は設けず、新型コロナウイルスの対策に使用していただく予定であるなどの回答がありました。

次に、10款1項2目学校教育運営費1億1,177万9,000円の増額補正について。このうち電算委託料の25万3,000円については、アプリケーションソフトのLINEを使用した自宅学習システムを試行的に導入するための経費であり、中学3年生を対象として約50%の申込率を見込んでいると説明がありました。

また、ネットワークシステム保守委託料4,945万円については、全小・中学生に1人1台ずつ整備されるパソコンについて、臨時休校などで自宅学習の必要が生じた場合に、持ち帰ったパソコンが有害サイトなどにつながらないように、閲覧制限を行うためのウェブフィルタリングサービスを導入するための経費。各科教材備品外の6,746万8,000円では、タブレットパソコン870台と、小・中学校に配置する大型提示装置約90台を購入する費用が含まれているとの説明を受けました。

なお、当初予算策定時には、学習用パソコンを賃貸料で配備する想定で予算計上されていましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となることから、備品購入費に予算を組み替え、債務負担行為として計上していた小・中学校学習用タブレットPC賃借料を廃止すると説明がありました。

委員から、LINEを使用した自宅学習システムとはどのような内容か。生徒が利用するときに気をつけることなどを啓発されるのかなどの質疑がなされ、執行部より、授業の動画や4択問題を中心とした学習の資料提供といったことを想定している。有害サイトにつながること

による危険などについては、当然啓発していかなければならないことであり、教育委員会としても学校を通じて啓発を続けていきたいと考えているとの回答がありました。

次に、10款2項1目小学校施設整備費2,759万1,000円の増額補正の主なものは、令和3年度に太宰府南小学校がクラス増となり、2教室不足することが想定されていることから、それに対応するため、現在の校舎2階のランチルームとして使用している教室を再び教室に戻すための工事や、また水城小学校エレベーター設置に向けた実施設計や、管理棟ほか改築工事の基本実施設計業務委託料を含んでいるとのことでした。

これに関連する債務負担行為補正として、水城小学校管理棟ほか改築工事基本実施設計業務委託料として令和3年度に5,719万8,000円を計上しており、水城小学校管理棟ほか改築工事基本実施設計業務委託料の総額は8,171万2,000円となるとの説明がありました。

委員から、まだエレベーターがついていない市内の学校はどこか。校舎の実実施設計業務委託料は水城小学校だけで5,700万円かかるということかなどの質疑がなされ、執行部より、エレベーターが未設置の学校は太宰府東小学校と東中学校となる。また、校舎の実実施設計については水城小学校だけで5,700万円かかるものであるなどの回答がありました。

次に、歳入の主なものとして、19款1項1目財政調整資金繰入金1億4,720万2,000円の減額補正について。今回の一般会計補正予算（第6号）の財源超過分として減額補正するものであり、これによる現時点における財政調整資金の令和2年度末残高見込みは、予算ベースで約32億3,796万7,000円となる見込みであると説明を受けました。

委員から、前回の議会で、財政調整基金を出すこと自体は、緊急事態で喫緊の課題であるという条件として、財政調整基金で学校ICT分を賄うことを議会で承認したが、今回、地方交付金を財政調整基金に置き換えるという点でどのような議論をされたのかとの質疑がなされ、執行部より、第一弾の交付金のときに最初の緊急対策を優先した結果、学校ICTについては交付金が残っていないという状況の中、GIGAスクールの整備に乗り遅れるわけにはいかないということで財政調整基金を使わせていただいた。そして、第二弾の交付金の追加があり、全体を見ていくところで、財政は来年度以降、今後さらに厳しくなっていくことも想定されるため、将来負担を減らすという観点を含めて、交付金の中から財政調整基金を元に戻すという議論を行ったとの回答がありました。

次に、債務負担行為の主なものとしまして、指定管理料（史跡水辺公園・総合体育館）、期間は令和2年度から令和7年度まで、限度額7億1,521万5,000円の追加について。これは、現在の指定管理の期間が史跡水辺公園と総合体育館ともに令和3年3月31日までとなっており、期間終了後の令和3年4月1日から新たに5か年の指定管理の協定を締結するに当たり、今年度中に手続を開始するための補正であると説明がありました。

その他、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論では、水城小学校のエレベーターの件については、公的な施設は広い視野

に立って全ての人にとって生活しやすい部分を考えていかなければならないと思う。今回の提案の中で、水城小学校に通う足の不自由な児童のためにエレベーターを設置するとのことだが、狭い視野で改修工事が進んでいるのではないかと思う。全ての子どもたちにとってすばらしい教育環境で授業が受けられるように今後改修していくことをお願いしたいと、賛成討論がありました。

採決の結果、議案第49号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 次に、議案第49号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け、審査を行いました。

初めに、今回の補正予算においては人件費に関連する補正項目が多く計上されており、これらは、本市でも任用を開始している会計年度任用職員のうち過去の実務経験を有する者の前歴を換算し、報酬、給料を上乗せするための人件費及び関連する予算の増額補正であるとの説明を受けました。

次に、当委員会所管分の主なものとしましては、2款4項1目戸籍住民基本台帳費3,003万9,000円の補正について。これは、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアのキオスク端末で住民票等を取得することができるようにするためのものと、庁舎以外で同じく住民票等を取得できるようにするための電算関係の初期費用である。このシステムを導入することによって、市民にとっては住民票等を近くのコンビニで早朝から深夜まで、年末年始を除く毎日取得することができ、市役所は、住民票等を必要とする市民に混雑がなく市内各所に分散して取得していただき、今回の新型コロナウイルスに対して市役所内での感染のリスクを抑えること、また一時的に市役所が閉鎖したときにコンビニや庁舎以外で住民票等の取得ができるようにするものである。委託料として、戸籍の電算システムと住民基本台帳の電算システムを統合するためのシステム構築費用として2,750万円、及び専用回線の疎通設定費用に50万円、また庁舎外交付導入費用として125万円、合計2,925万円を計上している。なお、これに対する歳入は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金からの充当となる。また、この事業

は年度内に事業完成しないために、予算全額を繰り越すとの説明を受けました。

委員から、全種類の証明書とは具体的に何種類なのか。取得できるコンビニは太宰府市内に限られると理解してよいのか。コンビニ以外の場所は具体的にどこを考えているのか。マイナンバーを持ってある方以外のために庁舎外でも必要だという考え方がよく理解できない。マイナンバーカードが普及していなければ、まず普及するような方策を考えるのが先と思うなどの質問がなされ、執行部より、家族全員の住民票と本人だけの住民票。戸籍は、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の付票、印鑑証明、所得証明、課税証明を予定している。市内のコンビニは、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップの全19店舗と、専用回線を使ってコンビニ交付ができるシステムを持った市町村であれば、どこのコンビニでも取れるようなシステムになっている。コンビニ以外の場所等については急いで検討していきたいと思っているが、今のところ決まっていない状況である。よその市町村で、職員にコロナ患者が出て庁舎を閉鎖せざるを得ないというような事態が発生している。太宰府市では今のところ、本庁舎以外でそういった証明書交付等の事務を行える場所がない。近隣ではコミュニティセンターとか支所などで交付ができる状況も整っているので、太宰府市も早急に検討して設置していく必要があると判断をしたとの回答がなされました。

さらに、委員から、庁舎外での発行に要する費用や、この事業の採算性、1日当たりの利用見込み数、実施時期についてなどの質問がなされ、執行部より、費用はランニングコストとしてコンビニ交付に約1,000万円、庁舎外交付に約1,500万円の人件費が必要になってくると考えている。採算性は、マイナンバーカードの取得率が低いため、全国的に見てもコンビニエンスストア交付事業の採算が取れている市町村というのは少ないと思っている。しかし、徐々にコンビニ交付に移行していければ、市役所の市民課の窓口の混雑も若干緩和ができると考えている。1日当たりの利用者数は9,000件を見込んでおり、実施時期は来年10月をめどに考えているが、庁舎以外での交付については未定であるとの回答がなされました。

次に、3款1項1目の社会福祉総務費1億3,316万7,000円の増額補正について。これは、本年5月20日から8月19日までの間に特別定額給付金支給事業を行ったが、この対象者となっていなかった4月28日以降、来年の3月31日までに生まれた新生児を対象に、家計への支援のために特別臨時給付金を支給するものである。具体的には、対象新生児1人に対して10万円の支給を予定している。新生児のおおよその人数が年間600人程度であるので、特別臨時給付金として6,000万円、この事業に伴う事務費用として43万7,000円計上している。また、本事業を行うための財源としては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるとの説明を受けました。

委員から、新生児の臨時特別給付金に関して、来年の3月31日までが対象になるということは、年度末が近まれば、生まれたお子さんへの新生児への支給の時期というのは新年度になると思うが、繰越しが発生した場合、時期を見て計上されると理解してよろしいかななどの質問がなされ、執行部より、いつ生まれるかというのはまだ現時点でははっきりしていないため、繰

り越すようであれば、そういう対応をするということになるとの回答がなされました。

次に、4款1項1目の保健衛生総務費303万円の増額補正について。新型コロナウイルス感染症対策関係事業費286万9,000円には2つの事業があり、まず筑紫地区検査センター運営補助金について、これは筑紫医師会PCR検査センターに対して、PCR検査が必要と判断された市民が検査を受けられた際に、保険診療分を除く自己負担額相当額を援助することにより検査を受けやすい環境を構築し、会場で金銭のやり取りをしないことにより検査スタッフの感染リスクを軽減させるものである。自己負担額を3割として1,780円、1日の検査件数をこれまでの検査実績により4件と見込み、開所予定日数の122日を乗じた額である86万9,000円を補正予算として計上するものである。この事業の財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる。

次に、家庭内感染対策費用助成金について。この事業は、新型コロナウイルス陽性判明者の濃厚接触者と認定された方の家族や医療従事者、介護従事者等とその家族等の宿泊費を助成することにより、安心できる居場所を確保し、家族内感染を防ぐものである。また、新型コロナウイルス感染症拡大の中、利用者が著しく減少している宿泊施設の活性化にも寄与することを目的とした事業で、最長1人14泊の利用を上限とし、市内の宿泊施設を利用された場合、1人1日1万円、また市外の宿泊施設を利用された場合には1人1日5,000円を上限として助成を行うもので、事業費として200万円の増額補正をするものである。この事業の財源については、ふるさと太宰府応援寄附金を財源としているとの説明を受けました。

委員から、家庭内感染の対策についての費用の助成金ということだが、以前、傷病手当という形で当委員会のほうにも上程があった。この傷病手当との兼ね合いはどうなるのか。家庭内感染対策費用として市内の宿泊施設はどこを想定しているのかなどの質問がなされ、執行部より、この対象者については濃厚接触者のご家族または医療従事者になっており、今現在感染を起こされていない方、患者様ではない方の宿泊費の助成という形で、家族内での感染を避けるための分離を目的としたものである。傷病手当金は、かかった方もしくはかかったおそれがある方が対象である。宿泊施設は特段どこということではなく、市内の宿泊ということでは複数想定しているとの回答がなされました。

次に、4款1項2目の保健予防費1,825万3,000円の増額補正について。予防接種個別接種委託料について、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、冬季の季節性インフルエンザ感染の流行期と重なることとなった場合に、発熱や倦怠感等の症状を訴える患者が医療機関に多数受診されることで、季節性インフルエンザ患者と新型コロナウイルス感染症患者の見極めにより医療現場が混乱に陥ることが予測される。このたび、定期接種となっている主に65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の個人負担、1人1,500円を無料化することで接種しやすい環境を整え、インフルエンザを予防することで医療現場の混乱を避けるとともに、新型コロナウイルスとの重複罹患を避け、重症化を予防していくものである。65歳以上人口約2万人のうち、約60%の1万2,000人が接種を受けるものと見込んで、1,800万円の増額補正を計上してい

る。この事業の財源についても、ふるさと太宰府応援寄附金を充てているとの説明を受けました。

委員から、高齢者へのインフルエンザ注射の補助事業をどのようなスケジュールで進めていくつもりでいるのか。インフルエンザのワクチンを打つのに手続として何かあるのかなどの質問がなされ、執行部より、10月の定期の接種と同時期に開始をしたいと考えている。今のところまだ予定ではあるが、無料と分かる通知書のようなものを元気づくり課から対象者となる方に発送し、それを持って医療機関に行っていただくような形を取りたいとの回答がなされました。

第3表債務負担行為補正の追加については、福岡都市圏南部環境事業組合において令和元年度中に借入れを行った一般事業債の償還に係る債務負担行為の追加であり、対象事業は、令和元年度から繰越明許を行い、令和2年度にかけて施工した旧南部工場跡地のほのぼの広場整備工事で、その工事費等の借入れを行ったものであり、補正額は、組合の借入額2億9,260万円のうち令和3年度以降に係る本市負担分で4,197万6,000円を計上しており、償還期間は10年との説明を受けました。

その他の審査についても款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第49号の環境厚生常任委員会所管分は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第49号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第49号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」、建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告いたします。

初めに、人件費関係の増額補正について。会計年度任用職員の任用を本市でも開始しているが、任用前に実務経験を有する会計年度任用職員については、前歴を換算し、報酬、給料等を上乗せするために補正するものと説明を受けました。

次に、6款1項5目、133万1,000円増額する補正について。これは、観世音寺四丁目地内、安之浦池のり面が大規模にイノシシに掘り返されており、早急に復旧工事を行う必要があるために補正するものと説明を受けました。

委員から、早急に復旧工事が必要なため池はほかにないのか質疑があり、執行部から、若干の補修が必要と思われるため池が4か所あり、補修工事は既決予算で対応したいと回答がありました。

次に、7款1項2目の新型コロナウイルス感染症対策事業費3,450万円を増額する補正について。1つ目の事業は感染防止対策支援であり、既に感染防止対策を行っている、もしくはさらに感染防止対策に努める事業者の方々に3万円の費用支援を行うとともに、太宰府市「コロナ減」宣言ステッカーの配布をする。また、感染防止対策アイデアコンテストを実施し、特に優れた感染防止対策を実施している事業者に最大10万円の費用支援及びその取組を表彰し、広く公表するものと説明を受けました。

2つ目の事業はサテライトオフィス開設に要する費用支援であり、ウイズコロナ、アフターコロナにおいて、都心部の物件の3密の環境や高い賃料を避けるため、郊外の物件が注目されている中、太宰府市内にテレワークやワーケーションなどを目的としてサテライトオフィスを設置する事業者に対して、その開設に要する費用の一部を支援すると説明を受けました。

委員から、感染防止対策を行う事業者の方々に対する費用支援について、商工会に加盟していない事業者に対してはどのような周知方法を考えているのか質疑があり、執行部から、広報、市のホームページ、SNS等を使い、周知を計画していると回答がありました。

また、既に福岡県が感染防止宣言ステッカーを作製しており、太宰府市内でも何軒か貼られているが、わざわざ太宰府市でステッカーを作製する必要があるのか。県のステッカーを貼っていれば3万円の支援をするシステムでは駄目なのかと質疑があり、執行部から、県の事業が発表される前からこの計画を進めており、県の支援を後押しすることになると回答がありました。

さらに、アイデアコンテストについては、感染防止対策のアイデアをたくさんの方に見てもらえることができる良い企画と考えているが、ネーミングがコンテストでは、お祭り気分と受け取られる方が出るおそれがあり、コロナ禍の中でふさわしくないのではと質疑があり、執行部から、コロナ禍の中で少しでも明るい話題を発信したいと考えてコンテストという名称にしている。名称については、委員の指摘のとおり受け取られる方もおられるかもしれないが、良いアイデアが出れば、それをほかの店舗に広く展開をしたいと考えていると回答がありました。

また、財源は全額国庫補助金であると併せて説明を受けました。

最後に、8款2項1目を1,000万円増額する補正について。これは、年々道路等の傷みが進行している中、最近では水路補修、道路及び水路清掃等が必要となり、さらに高齢化を理由に自治会から市への作業依頼も増えており、昨年度以上に補修すべき箇所が増加しているためと説明を受けました。

委員から、道路の修繕料は当初予算で計上して、その後に毎年増額補正しているが、道路の中・長期修繕計画等の策定は検討しているのか質疑があり、執行部から、道路の舗装関係につきましては計画に基づいて別建てで予算計上して工事を行っている。ただし、今回の補正予算

については突発的な補修工事になるので、道路の状況を把握し、補修すべき箇所の推移を見て予算を決定していくことと回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第49号の建設経済常任委員会所管分につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） 議案第49号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算に計上された3億円を超える新型コロナウイルス感染症対策事業には、新型コロナ対策の集大成の名にたがわぬ多くの施策、事業が盛り込まれました。感染症防止対策をはじめ、感染症拡大の影響を受けた様々な分野への支援や、ウイズコロナを見据えた新しい生活様式に関するものまで、その対象分野は広範囲、多岐にわたっています。

また、予算化された事業の中には、本市においては初めての取組になるであろう挑戦的な事業も含まれています。概して、対策事業においては対応策などの守りの事業になりがちなのですが、今回の補正予算は、本市の新型コロナウイルスに立ち向かう姿勢を随所に感じる攻めの施策であると評価するとともに、その成果を大いに期待しております。

あとは実行あるのみといきたいところですが、やや不安な部分もあるように感じています。これら各施策、事業については、分割付託された3常任委員会における内容審査の中で、さらなる詳細な部分の整理が必要ではないかと思われる部分もありました。しかしながら、今の新型コロナ禍の非常事態においては、走りながら考えざるを得ないのしょうがないのかもしれない。

そして、不安要素をもう一つ。何より、それを実行する職員の士気は上がっているかということです。新型コロナ対応で多忙な時期にコロナ後を見据えた新規事業に取り組むためには、かなりの意識の切替えが必要になると思います。職員の皆さんのやる気を引き出し、この事業効果を上げるためには、楠田市長以下幹部職員の皆さんがこの重要な局面でその手腕を発揮できるかにかかっておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上、同会派の笠利毅議員とともに賛成いたします。

○議長（陶山良尚議員） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

9 番小畠真由美議員。

○9 番（小畠真由美議員） 補正予算については、同様に賛成の立場で討論させていただきます。

賛成の立場ではありますが、庁舎外証明書交付事業については異論があります。マイナンバーカードを持っていない人への庁舎外交付導入費用として125万円計上されていますが、よくよく委員会で質問していく過程において、毎年ランニングコストとして1,500万円の人件費を予定していることが分かりました。コンビニ交付で毎年1,000万円で、これを上回る大きな予算規模であるにもかかわらず、機械の導入費用125万円をさらりと提案してこられました。そもそも市長提案に丁寧さ、誠実さが欠けているのではないのでしょうか。予算規模は分かっているが、まだ設置場所が分かっているという言葉を信じるとすれば、コンビニ交付の事業のみにしていただきたいと思っております。窓口のデジタル化やワンストップ化、庁舎内サービスの向上に集中すべきだと考えます。

しかしながら、多くの市民が喜ばれている事業としてインフルエンザワクチンの65歳以上無料化については、私も50人ほどの市民の方から喜びのお電話をいただきました。公明党はこれまで、ワクチン定期接種化補助事業を本丸として進めてまいりました。今現在、福岡県での無料化が検討されていますので、もし県の事業としてなりました場合、来年度、市としても65歳以上の無料化にスライドしていただくことをお願いを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第8まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第6、議案第50号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第8、議案第52号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計

補正予算（第１号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔９番 小島真由美議員 登壇〕

○９番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第50号から議案第52号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第50号「令和２年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」。

本議案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ222万7,000円を増額補正するもの。予算の内容としては、会計年度任用職員の前歴換算に伴う人件費を追加するものであり、財源としては一般会計繰入金を同額計上しているとの説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第50号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号「令和２年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について」。

本議案は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,810万1,000円、介護サービス事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ325万2,000円を増額補正するもの。歳出の主な内容としては、会計年度任用職員の前歴換算に伴う人件費を追加するものである。そのほか、令和元年度介護給付費負担金及び地域支援事業の交付金の精算に伴う返還金で、詳細には、介護給付費については国への返還金613万5,000円、支払基金への返還金98万2,000円、地域支援事業については国への返還金129万4,000円、県への返還金64万7,000円、支払基金への返還金298万9,000円である。また、差額の2,925万1,000円は介護給付費支払準備基金積立金とするものとの説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第51号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号「令和２年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）について」。

本議案は、令和元年度決算において82万5,000円の余剰金が確定したことに伴い、歳出の積立金を増額しているものであるとの説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第52号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第50号から議案第52号までについての報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第50号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第51号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第52号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第50号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第51号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時53分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第52号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会

計補正予算（第１号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時53分〉

○議長（陶山良尚議員） ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9から日程第15まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第9、認定第1号「令和元年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第15、認定第7号「令和元年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「令和元年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第7号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、8月27日の本会議初日に市長の提案理由説明及び本会議散会後の特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月14日及び15日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席の下、審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審

査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料も併せ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明を基に、慎重に審査いたしました。

この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして、改めてお礼申し上げます。

市長や担当部長からの説明では、令和元年度は「新生太宰府元年！」と位置づけ、新たな飛躍につなげる意欲的な市政運営に努めた。また、7つのプランの実践に基づき、事業遂行に当たっては経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行う一方、必要な施策に対しては国、県の補助金を活用し、限られた予算の中で計画的かつ積極的に事業の推進に努めたという報告がありました。

なお、各会計ともに審査の詳細な内容につきましては、全議員で構成する委員会での審査であったこと、また後日、決算特別委員会会議録が配付される予定であり、その他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も既に配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計においても、新型コロナウイルスの影響により地方財政が圧迫される中、これまで以上に厳しい財政状況を強いられることが予想されます。市においては、この難局を乗り切るべく、行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないよう、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては千円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「令和元年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

令和元年度の一般会計の決算額は、歳入総額257億3,647万4,000円、歳出総額250億1,635万9,000円で、歳入歳出の形式収支額は7億2,011万5,000円の黒字であり、翌年度に繰り越すべき財源1億4,018万5,000円を差し引きますと、実質収支額として5億7,993万円の黒字決算となっています。

普通会計における市債残高は、令和元年度末で227億6,596万円であり、前年度より6億6,773万8,000円減少しています。

また、経常収支比率は94.1%で、前年度に比較して2.8ポイント上昇しています。これは、市税等の経常一般財源は増加したものの、補助費や繰出金など、経常経費充当の一般財源の経費が全て増加したことによるものとされています。

執行部にあっては、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けてより一層の努力をなされますよう要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「令和元年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

令和元年度の決算額は、歳入総額71億4,929万6,000円、歳出総額69億1,999万6,000円で、歳入歳出差引き額は2億2,930万円の黒字決算となっています。

歳入総額は、前年度に比較して2億922万4,000円、2.84%減少していますが、これは前年度と比較して被保険者数の減少及び赤字補填等のための繰入金の減によるものであります。

歳入において収入の基礎となる国民健康保険税収入は14億6,294万4,000円で、前年度と比べ1,296万3,000円、0.88%の減、現年課税分の収入率は92.24%で、前年度と比べ0.20ポイント低下しています。国保税の収入未済額は、現年分、滞納繰越分を合計すると3億9,636万円となっており、前年度に比べ2.41%の減となっています。

その他の歳入では、県支出金が48億6,465万3,000円で、前年度と比較して9,748万2,000円、1.96%の減となっています。また、一般会計からの繰入金は6億7,174万4,000円で、前年度に比べ2億2,105万9,000円、24.76%の減となっています。

歳出総額は、前年度に比較して3億3,050万1,000円、4.56%減少しています。これは主に、前年度繰上充用金の皆減のほか、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の減によるものです。

なお、歳出において歳出総額の68.72%を占める保険給付費は47億5,571万7,000円で、前年度に比べ9,071万4,000円、1.87%の減となっています。

令和元年度は、昨年同様、黒字決算となりましたが、国民健康保険は年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低いという構造的な課題があります。今後も厳しい財政状況が予想されることから、財政運営の責任主体である福岡県とともに、医療費の適正化及び市民の健康づくりに向けた取組により一層の努力をお願いするものです。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第2号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「令和元年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

令和元年度決算額は、歳入総額12億8,551万2,000円、歳出総額12億3,731万円で、歳入歳出の形式収支は4,820万2,000円の黒字決算となっている。また、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は446万1,000円の赤字となっています。

執行部におかれましては、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

報告いたします。

令和元年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額50億7,417万5,000円、歳出総額50億7,190万3,000円で、実質収支額は227万2,000円の黒字決算となっています。

介護サービス事業勘定においては、歳入総額5,601万7,000円、歳出総額4,017万7,000円で、実質収支額は1,584万円の黒字決算となっています。

保険事業の歳出総額の約9割を占める保険給付費については、前年比で1億4,350万4,000円、3.2%の増となっており、高齢化の進展に伴い、引き続き増加するものと考えられます。

執行部におかれましては、今後とも介護予防対策などに努力されますようお願いいたします。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

令和元年度の決算額は、歳入総額195万5,000円、歳出総額113万円で、実質収支額82万5,000円の黒字決算となっています。

償還金については、令和元年度末の収入未済額は8,870万1,000円となっており、収入済額は82万5,000円で、回収率0.92%となっています。

執行部におかれましては、滞納解消に向けての取組と滞納整理について、今後ともさらなる努力をお願いいたします。

質疑、討論はなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「令和元年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

令和元年度の年間総給水量は557万7,077m³で、前年度に比べ0.4%減少しています。なお、有収率は0.6ポイント増の93.9%となっています。

また、行政区域内人口に対する給水人口普及率は、前年度に比べ0.3ポイント上昇し、84.2%となっています。

経営成績は、総収益が13億8,807万1,000円、総費用は11億6,408万8,000円となっており、差引き1億7,398万3,000円の純利益となっています。

また、企業債の令和元年度発行額はなく、1億2,427万2,000円を償還しており、令和元年度末現在で8億431万6,000円の残高となっています。

水道事業経営においては、今後とも老朽管等の施設更新や耐震化、災害等の緊急対応などについて計画的に取り組んでいくとともに、水道の普及率向上、営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で良質な水道水の安定供給をお願いす

るものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「令和元年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

令和元年度末の行政区域内人口に対する水洗化人口は6万9,705人、水洗化人口普及率は97.2%、水洗化率は97.7%で、前年度と比較して若干の上昇となっています。

また、有収水量は630万8,936㎥で、前年度に比べ0.1%の増となっています。

経営成績は、純収益が18億5,228万7,000円、費用総額が13億2,481万9,000円となっており、差引き5億2,746万8,000円の純利益となっています。

また、企業債は1億8,860万円を発行、6億6,813万9,000円を償還し、年度末残高は63億5,074万4,000円余りとなっており、前年度より減少しています。

建設工事は、都府楼南污水管渠改築工事、秋山雨水管渠築造工事のほか、北谷、水城、坂本地区などの污水管整備などが実施されております。

下水道事業は、市民の生命、健康や生活環境を支える社会基盤の一つとして重要な役割を担っています。災害に強いまちづくりの面からも、今後とも雨水、污水管渠整備事業などを計画的に事業推進するとともに、営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、併せて施設の耐震補強等を含めた長寿命化対策に取り組み、安定的な事業経営に努力していただきますよう希望します。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第7号までの令和元年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「令和元年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 討論に入ります前に、追加の資料を要求いたしまして対応していただきましたことに、まず御礼申し上げます。

今議会初日に、市長は令和元年度一般会計歳入歳出決算認定の提案説明で、歳入が257億3,647万3,538円、歳出が250億1,635万593円となり、繰越明許費、事故繰越を除いた実質収支は5億7,993万182円の黒字決算であると述べられました。

元号が平成から令和に変わり、ゆかりの地として、新年度から予算上想定されていなかった様々な対応があったと推察いたします。市長は常々、歳入を増やすということを言われてきました。自治体のトップの考えとして当然の対応であると思います。しかし、この年度の決算を見ても、歳入を増やしても、歳出の部分にメスを入れなければ、その効果は見えません。

令和元年度の決算を見ても、当初予算において廃止をされた古紙回収に関する補助金が一部復活をするなど、市長が昨年の3月議会で述べられた施策の財政的な検証が今回の決算では不十分、できていない部分があると考えます。

さらに、監査意見書の結びの中では、膨大な財源を必要とする公共施設やインフラの老朽化対策が本市の喫緊の課題となっており、施設の複合化や長寿命化に係るコスト削減等の対応が求められると監査意見書に記載をされているということは、監査サイドから見れば、この年度の決算におけるそれらの施策が不十分であったということが言われているのだと思います。

決算特別委員会の中では、議員の中から様々な議論、指摘がありました。とりわけ、ふるさと納税の真水の部分の増加は実質4,000万円弱であったということが明らかになりましたが、決算委員会終了直後に市長はご自身のフェイスブックを更新され、2年目の歳入の増が計3億3,000万円の増加と、懸案の歳入増について結果を残せたことは何よりですと述べられておりますが、実質の部分の正確性の発信もより今必要なのではないのでしょうか。

年度の途中に廃止をした補助金を復活をさせたりなど、場当たり的な対応があったと言わざるを得ません。委員会審査の中で、コロナ禍の今日において、来年は歳出についても厳しく対応すると述べられましたが、それならまず補助金交付におけるルール化をきちんと整備をされ、補助金交付団体にきちんと対応されるべきだと考えます。

提案されております令和元年度一般会計決算認定については、予算の段階で、小学校水泳授業の民間委託、法的根拠のない同和対策事業で運動団体への補助金の支出や扶助費の支出、さらに有料化に反対をいたしました大宰府展示館の入館料に関するなどが含まれており、賛成することはできません。同会派の神武議員とともに反対することを表明いたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論を行います。

以下、同会派、木村彰人議員とともに会派として決算に対する見解を示し、今年の状況に対する見解を添えることで予算編成を展望して、賛成討論に代えます。

令和元年度決算では、税収増などが見られたものの経常収支比率は悪化するなど、財政状況が改善されたとは言えない。今年度は、コロナ禍の下、極めて厳しい状況になることが必定であり、楽観は許されない。

決算審査対象である令和元年度の施政方針の言葉を借りて表現すれば、超成長戦略は勢いをそがれることが間違いないにもかかわらず、生活支援戦略がますます重要になり、徹底した歳出削減策の緊急性が増すということである。厳しい財政の中でも生活支援戦略を強化し、不要不急な支出には厳しくメスを入れる。そういう予算編成につなげていただきたい。

なお、歳出削減の大前提は厳密な支出の管理であるが、決算審査の中でそこに不安を覚える点があったと述べておきます。

また、令和元年度の決算は、本来なら次期総合戦略の初年度の予算編成に連続するはずのものであった。しかし、総合計画なしで来年度の予算編成がなされることは確定的であり、当面は、まち・ひと・しごと創生総合戦略が一定の指針の役割を果たさざるを得ないかもしれない。

コロナが流行する今、明らかになった日本社会の脆弱性は、社会的な格差、不公正、人権、衛生、安全、環境など、日頃は目につきにくいのが、しかし市民の暮らしと命、実存に直接関わる領域に集中している。これらは、総合戦略では直接触れられることがまれなものであるが、総合戦略が強く志向するレジリエントな、つまり強靱な地域社会は、こうした社会の脆弱性を克服しなければ実現できない。長期的な展望と、広く市民を包み込む視点を持って来年度予算を編成することを期待する。

以上、賛成討論とします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前11時27分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、認定第2号「令和元年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 令和元年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の決算認定につきまして、昨年の同会計の予算審査の際、保険税率の引上げを前提に編成された予算であることから反対いたしました。反対した予算の決算認定のため、同様に反対を表明いたしますが、決算委員会の審査の中で保険税引上げの影響について質問した際、収納率等に大きな影響は出ていないという答弁がありましたが、決算委員会に追加要求した資料では、令和2年5月末現在で資格証明書が発行されている219世帯のうち、所得200万円未満の世帯が201世帯という状況で、所得の低い方に保険税の負担が重たくなっているという実態が改めて浮き彫りになったと思います。今後の対応を求めて、同会派の神武議員とともに反対を表明します。

○議長（陶山良尚議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前11時29分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、認定第3号「令和元年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時29分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、認定第4号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時30分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、認定第5号「令和元年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時30分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、認定第6号「令和元年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、認定第6号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時31分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、認定第7号「令和元年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16と日程第17を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第16、報告第11号「専決処分報告について（小学校敷地内の倒木による損害賠償の額の決定）」及び日程第17、議案第53号「財産の取得（太宰府市立小中学校教育用タブレット端末）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 令和2年太宰府市議会第3回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、専決処分報告1件、財産取得1件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第11号及び議案第53号を一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第11号「専決処分報告について（小学校敷地内の倒木による損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件は、市が管理する小学校敷地内の倒木による事故の損害賠償の額を定めたものであります。事故の概要につきましては、議案書をご覧ください。

令和2年6月22日、太宰府市立小学校敷地内のり面の樹木が倒壊しているとの連絡を被害者親族から受け、至急確認を行ったところ、のり面下の被害者宅に接触、屋根を破損していたことが判明いたしました。単身世帯である所有者は、本件発生前から入院中であったため、けが人等の人的な被害はありませんでした。その後、相手方と協議を行った結果、倒木の撤去及び破損部分を修繕するための費用を賠償することで合意に至りました。

この事故による損害賠償の額を定めることについて、令和2年8月28日付で専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、賠償金につきましては、その全額を本市が加入しております学校災害賠償補償保険にて相手方にお支払いをいたします。

次に、議案第53号「財産の取得（太宰府市立小中学校教育用タブレット端末）について」をご説明申し上げます。

内容は、GIGAスクール構想における児童・生徒1人1台端末の整備を目的に、5,114台の教育用タブレット端末を購入するものであります。

入札の状況につきましては、令和2年9月1日に一般競争入札を行いましたところ、2社が応札し、株式会社レイメイ藤井福岡営業部が1億9,960万7,720円で落札をし、9月8日に消費税を加えた2億1,956万8,492円で仮契約を締結したところであります。

本案件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

報告第11号及び議案第53号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。報告第11号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで報告第11号の質疑を終結し、報告を終わります。

次に、議案第53号について、通告がっておりますので、これを許可します。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 議案第53号「財産の取得（太宰府市立小中学校教育用タブレット端末）について」質問します。

教育現場で期待される端末機器は、学習に使うために必要十分な処理機能と不自由しない通信環境であり、何より廉価であることです。今回のタブレット端末の調達に当たり、その適否を判断するために必要と考える基本的な事項について3点ほど伺います。

1点目、文部科学省が示す標準仕様書に対して、本市が調達する端末機器との仕様の違いについて。文科省の標準仕様書を参考に各自治体がICT活用を想定した独自の仕様、スペックの設定が必要ですが、標準仕様書との違いはありますか。

2点目、端末機器に含まれるソフトウェアの内容について。調達するタブレット端末には基本的なソフトウェアが含まれているようですが、今後のソフトウェアの調達についてはどのようにお考えでしょうか。

3点目、必要台数と購入単価について。必要台数に関して、今回購入するタブレット端末を含む端末機器全体の調達状況について伺います。購入単価に関しては、国の補助1台4万5,000円の限度額に収まっていますでしょうか。

以上、3点伺います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 質疑につきましてご回答いたします。

まず1点目、文部科学省の示す標準仕様書に対して、本市が調達する機器の仕様の違いにつ

いてご回答いたします。

本市が調達する機器の主な仕様は、OSがウィンドウズ10プロエデュケーション、メモリー4GB、ハードディスク64GB、画面の大きさは10.1インチ、重さ1,180gであり、文部科学省から示された機器の仕様を満たしております。

次に2点目、機器に搭載されているソフトウェアの内容についてご回答いたします。

調達した機器に搭載されるソフトウェアも、マイクロソフトワード、エクセル、パワーポイントなど基準を満たした内容になっております。また、本市は、文部科学省の基準に加えて、遠隔授業を可能にするためのソフトウェア、オンラインで質問、回答ができるソフトウェアを導入する予定であります。

3点目、必要台数と購入価格についてご回答いたします。

令和2年5月時点で市内小・中学校の児童・生徒数は6,421名に対し、今回購入いたします5,114台を含めまして今年度末までに整備する予定のコンピューター端末台数が6,551台でありますので、全ての児童・生徒に行き渡る台数を整備いたします。差の130台は、児童・生徒数の増加や故障や修理の際の予備機として使用いたします。

続いて、購入単価につきましては、今回の契約で1台当たり4万2,935円となり、全額国の補助対象となります。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） タブレット端末の仕様、スペックについて重ねてお伺いします。

小学校低学年と中学生が同じ仕様、スペックの端末機器を使うことになるんですけれども、機器の仕様に差をつける必要はなかったんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 今後、追加で導入するソフトウェアを選定する予定ではございますけれども、児童・生徒の実態や学習内容に応じたものを導入することで全学年の児童・生徒に対応できる見込みでございます。

○議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

討論、採決を行います。

議案第53号「財産の取得（太宰府市立小中学校教育用タブレット端末）について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 議案第53号「財産の取得（太宰府市立小中学校教育用タブレット端末）」

について」、賛成の立場で討論します。

2020年8月25日、教育再生実行会議、ポストコロナ期における新たな学びの在り方について、ワーキンググループの議論に向けた検討事項が具体的に議論されています。主な論点の内容は、初等、中等教育段階においては、新たな日常を構築するため、ＩＣＴの本格的活用による、子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適な学びはどうあるべきか、感染症対策、ＩＣＴ本格的活用のための少人数による指導体制や環境整備はどうあるべきかが提案され、学校、家庭、地域での子どもの育ちを社会全体で支えるための働き方などについて、検討を専門家委員に依頼し、意見を求めています。

委員からは、学校再開後の不安として、子どもたちの心身への影響とその対応、教室の物理的限界の観点から、30人未満学級の実現とＩＣＴ専任教員の定数化やオンライン授業のルール、教育データのプラットフォームの整備などの意見が出されています。

私は、ＧＩＧＡスクール構想による少人数学級の実施で日本の新たな教育に大きな期待をしています。しかし、今回の１人１台端末環境整備に対して、市が買取りを決断したことは理解できますが、なぜリースではなく買取りを国が推し進めるかは理解できません。

また、ＩＣＴ教育にはネットワークの整備や端末整備以外のソフトウェア、大型提示装置など多くの予算が必要とされ、そのため、企業が利益優先で参入してくることが予想されます。

そこで、本市におけるＧＩＧＡスクール構想、ＩＣＴ教育推進において、まずはトータルコストを下げるにはどうすればよいのか。太宰府市の子どもたちのために、ＩＣＴ教育を何のためにどう活用するべきかに重点を置き、計画、実践されることを強く要望し、賛成討論とします。

○議長（陶山良尚議員） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第53号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前11時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 意見書第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（陶山良尚議員） 日程第18、意見書第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方

財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番長谷川公成議員。

〔13番 長谷川公成議員 登壇〕

○13番（長谷川公成議員） 日程第18、意見書第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由に代えさせていただきます。

提出者は私、長谷川公成、賛成者は、太宰府市議会神武綾議員、小島真由美議員、笠利毅議員、徳永洋介議員、宮原伸一議員であります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税、地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収になることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては有効性、緊急性を厳格に判断すること。

5、とりわけ固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは土地、家屋、償却資産を問わず断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は臨時、異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前11時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 閉会中の継続調査申し出について

○議長（陶山良尚議員） 日程第19、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から、会議規則第110条の規定により継続調査についての申出がっております。

お諮りします。

それぞれの申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和2年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、令和2年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午前11時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和2年11月17日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 長谷川 公 成

会議録署名議員 藤 井 雅 之